

JETRO

特許庁委託事業

# 中国ライセンス マニュアル

2011年3月



## はじめに

2000 年前後から多数の日本企業が製造コストの削減のため製造拠点を中国に移転し始めました。金融危機以降、日本企業はいち早く回復した中国を「製造拠点」から巨大な「消費市場」として認識するようになり、中国市場の開拓に力を注ぐようになっていきます。

同時に、中国経済の発展に伴い、中国の対外貿易の発展の形にも変化が生じ、加工貿易を主とした発展の形から、研究開発および創作能力の向上により、技術創造・技術進歩による経済発展推進型へと変化してきています。それにより中国企業による外国の先進技術導入の需要もさらに増加してきています。

経済環境および法的環境の下、中国の現行の技術輸出入に関する法律規定を十分理解したうえ、ライセンスによる投資や使用許諾などをする際に、いかに技術導入を必要とされる適格な中国企業を発掘し、いかに法的リスクを検証し、且つ、それを最大限に回避できることを検討しながら、実施可能性のある技術ライセンス契約を制定、締結することは、日本企業として技術を利用して中国市場に進出する際、非常に必要な作業です。

「中国ライセンスマニュアル」では、中国の技術取引の実情、中国技術取引の法的環境、およびいかにライセンス契約を締結するかなどの内容を紹介し、日本企業の中国における事業の展開の一助とし、また中国企業からのオファーに対する対応についても補完し、双方向のライセンスビジネスについてまとめています。

本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2011 年 3 月

日本貿易振興機構  
在外企業支援・知的財産部  
知的財産課

# 目次

<b>第一章 中国における技術ライセンス取引のビジネス環境</b> .....	1
<b>第一節 中国における技術流通の実情</b> .....	1
一、技術契約の定義 .....	1
二、中国における技術契約の全体感 .....	2
三、知的財産権にかかる技術契約の実情 .....	13
<b>第二節 中国における技術ライセンスのパートナー発掘の方法</b> .....	17
一、技術移転機関 .....	17
二、常設の技術取引機構 .....	17
三、技術競売会 .....	18
四、業界協会 .....	19
<b>第二章 中国における専利ライセンス取引の法的環境</b> .....	20
<b>第一節 一般的専利ライセンス</b> .....	20
一、専利ライセンス契約の注意事項 .....	20
二、技術ライセンスが技術の輸出入にかかる場合の特別規定 .....	23
<b>第二節 強制的専利ライセンス</b> .....	27
一、強制的専利ライセンスの定義 .....	27
二、強制的専利ライセンスの適用条件 .....	27
三、強制的専利ライセンスのその他の特徴 .....	30
四、強制的専利ライセンス制度の利用状況 .....	30
<b>第三章 技術ライセンス</b> .....	31
<b>第一節 技術ライセンスの交渉の一般知識</b> .....	31
一、正確な自己分析 .....	31
二、相手方の調査 .....	31
三、交渉チームの結成 .....	34
四、交渉案の制定 .....	35
五、交渉戦略の選択 .....	36
六、交渉場所の選択 .....	37
<b>第二節 中国企業との技術ライセンスの交渉術</b> .....	38
一、中国企業の身分確認 .....	38
二、中国における交渉の特徴 .....	45
<b>第三節 ロイヤリティ金額の算定方法</b> .....	48
一、ロイヤリティの徴収方式 .....	48
二、ロイヤリティの設定時に考慮される要素 .....	48
<b>第四節 技術ライセンス契約書作成の留意点</b> .....	50
一、技術ライセンス契約の主要内容 .....	50
二、主要条項の内容 .....	50

第五節	技術ライセンスの関連事件	52
一、	ライセンス契約の不備により損失を被った事件	52
二、	ライセンス契約の排他性に関する事件	53
三、	第三者権利の不侵害の保証責任に関する事件	55
<b>第四章</b>	<b>商標ライセンス方法</b>	<b>57</b>
第一節	商標ライセンス	57
一、	商標ライセンスの概念	57
二、	商標ライセンスの対象	57
三、	商標ライセンスの分類	58
第二節	商標ライセンスに関する法律規定	59
一、	商標ライセンス契約の締結および届出	59
二、	商標ライセンスの種類	59
三、	商標ライセンサー及びライセンシーの義務	59
四、	登録商標ライセンシーの訴訟地位	60
五、	商標譲渡が商標使用許諾契約の効力に及ぼす影響	61
第三節	商標ロイヤリティの算定方法	62
第四節	商標ライセンスの事例	63
第五節	商標ライセンス契約	66
一、	契約の主要条項	66
二、	契約締結の際に注意すべき事項	67
<b>第五章</b>	<b>営業秘密漏洩防止対策</b>	<b>69</b>
第一節	営業秘密の保護	69
一、	営業秘密の定義	69
二、	営業秘密の侵害行為	69
三、	営業秘密侵害行為の法的責任	70
第二節	営業秘密の確認	72
第三節	営業秘密漏洩防止対策	74
一、	営業秘密を把握する者の数を厳格にコントロールすること	74
二、	営業秘密を握る会社従業員と秘密保持契約または承諾書を締結すること	74
三、	ライセンシーと締結する秘密保持契約およびその主要条項	74
四、	ライセンシーに秘密情報を提供する場合、当該情報が秘密保持情報であることを明示すること	75
五、	折衝の際、秘密情報に接触するライセンシー側の人数を制限すること	75
<b>第六章</b>	<b>ライセンス契約締結後の手続き</b>	<b>76</b>
第一節	中国政府機関への届出手続き、届出なかった場合の罰則や影響	76
一、	商標使用許諾契約届出に関して	76
二、	技術実施許諾契約届出に関して	80
三、	著作権利用許諾契約届出手続きに関して	88

第二節	ロイヤリティの送金手続き	90
一、	商標使用許諾契約に関して	90
二、	技術実施許諾契約に関して	90
三、	著作権利用許諾契約に関して	91
第三節	相手方がライセンス契約に違反した場合の対応	93
一、	事前の防止	93
二、	証拠の収集	93
三、	専門家との相談	93
第七章	まとめ	94
附録 1	専利実施許諾契約書	97
附録 2	商標使用許諾書契約	105
附録 3	江蘇省無錫市中級人民法院民事判決書	108
附録 4	上海市第二中級人民法院民事判決書	111
附録 5	福建省高級人民法院民事判決書	117

# 第一章 中国における技術ライセンス取引のビジネス環境

## 第一節 中国における技術流通の実情

### 一、技術契約の定義

中国契約法における規定によって、技術契約とは、当事者が技術の開発、譲渡、コンサルティング、サービス等につき締結した、相互間の権利と義務を規定する契約をいう<sup>1</sup>。更に、技術契約は、中国契約法において技術開発契約、技術譲渡契約、技術コンサルティング契約、および技術サービス契約に大別される。

#### 1. 技術開発契約

技術開発契約は、当事者間で新技術、新製品、新プロセスおよび新材料ならびにそのシステムの研究開発につき締結された契約である。技術開発契約には開発委託契約と共同開発契約が含まれる。また、当事者間で産業応用価値を有する科学技術成果の実施・転化につき締結される契約も、技術開発契約の規定を参照して取り扱われる<sup>2</sup>。ここでいう「当事者間で産業応用価値を有する科学技術成果の実施・転化につき締結される契約」（「技術転化契約」とも呼ばれる）は、当事者間で、実用的価値があるがまだ工業的応用が実現されていない科学技術成果（中間成果を含む）につき、当該科学技術成果の工業的応用の実現を目標として、その継続的試験、開発および応用等の内容を約定する契約をいう<sup>3</sup>。

#### 2. 技術譲渡契約

技術譲渡契約とは、合法的に技術を有する権利者（技術を他人に譲渡する権利を有する者も含む）は、現有の特定の専利、専利出願、技術秘密に係る権利を他人に譲渡、または他人に実施、使用を許諾することにつき締結した契約をいう。但し、研究開発予定の技術成果、または専利、専利出願もしくは技術秘密に係らない知識、技術、経験および情報につき締結した契約は除かれる<sup>4</sup>。

技術譲渡契約は、専利権の譲渡、専利出願権の譲渡、技術秘密の譲渡、専利実施許諾

<sup>1</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999年10月1日より施行）第322条

<sup>2</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999年10月1日より施行）第330条

<sup>3</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」（2005年1月1日より施行）第18条

<sup>4</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」（2005年1月1日より施行）第22条

契約を含む<sup>5</sup>。

### 3. 技術コンサルティング契約

技術コンサルティング契約は、特定の技術プロジェクトにつき実行可能性の論証（フイービリティスタディー）、技術予測、個別の技術に対する調査、分析・評価・報告等の契約を含む<sup>6</sup>。ここでいう「特定の技術プロジェクト」は、科学技術と経済社会の協調・発展に関するソフト面での科学研究プロジェクトと、科学技術の進歩と管理の現代化を促進し、経済的利益と社会的利益を向上させる等の科学知識と技術手段を用いて調査、分析、論証、評価、予測を行う専門的な技術プロジェクトとを含む。<sup>7</sup>

### 4. 技術サービス契約

技術サービス契約は、当事者の一方が技術知識をもって他方のために特定の技術問題を解決するため締結される契約であり、建築工事契約と請負契約を含まない<sup>8</sup>。ここでいう「特定の技術問題」は、専門的技術知識、経験、情報を用いて解決する必要がある、製品構造の改良、プロセスフローの改良、製品の品質の向上、製品のコスト削減、資源やエネルギー消費削減、資源環境の保護、安全な操作の確保、経済的効果と社会的効果の向上等に関する専門的な技術問題を含む<sup>9</sup>。技術サービスの内容としては、例えば技術者の育成訓練や技術仲介等がよく見られる。

## 二、中国における技術契約の全体感

以下の図面で示したデータは、元中国技術市場管理促進センター<sup>10</sup>により発表された「全国技術市場統計年度報告」に掲載されているデータを元にまとめたものである。

<sup>5</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999年10月1日より施行）第342条

<sup>6</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999年10月1日より施行）第356条

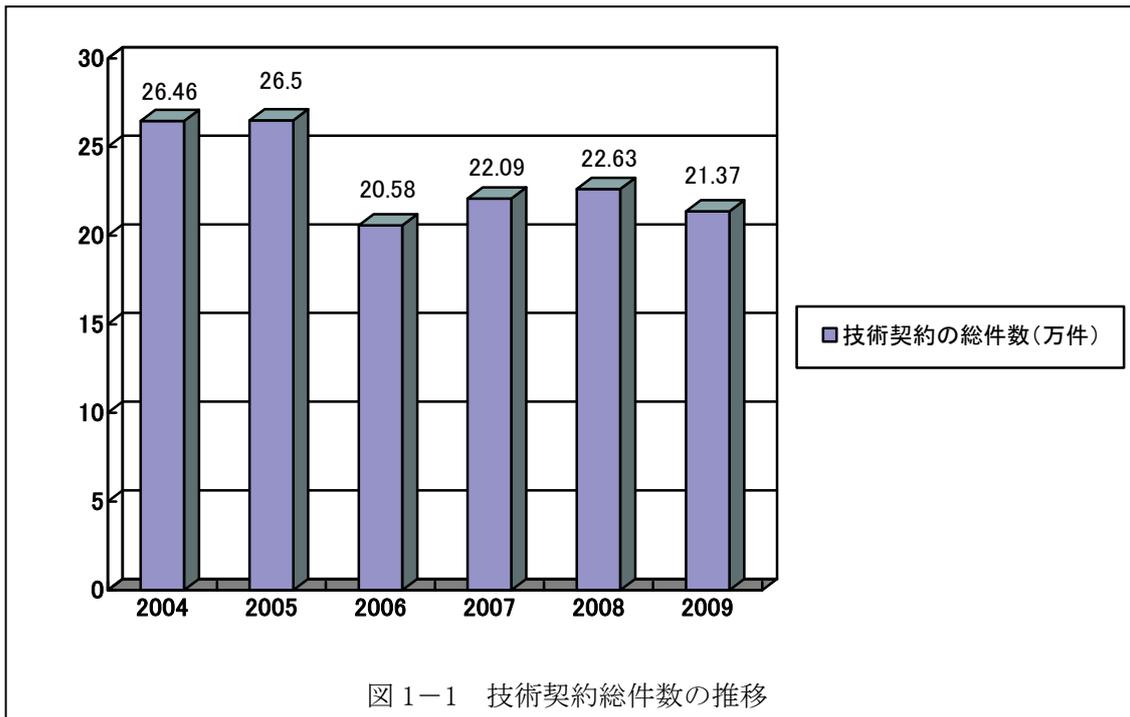
<sup>7</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」（2005年1月1日より施行）第30条

<sup>8</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999年10月1日より施行）第356条

<sup>9</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」（2005年1月1日より施行）第33条

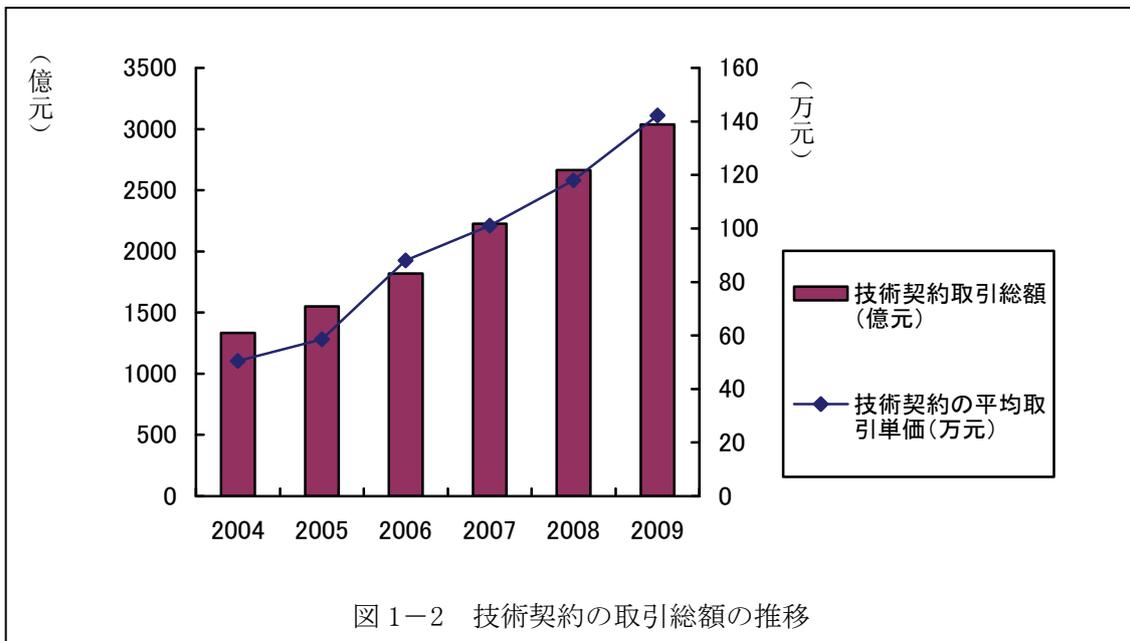
<sup>10</sup> 中国科学技術部（中央部門の一つ）に直属する事業部門であり、主に全国の技術市場の協調と連絡、政府、科学研究機構および企業間の橋渡し、企業の創造能力と市場競争力の向上、技術市場の発展、知的財産権の保護、科学研究成果の製品化、産業化および国際化等を担当する。現在は、元「科学技術部科学技術型中小企業技術創造基金管理センター」と共に「科学技術部火炬高技術産業開発センター」に合併され、「科学技術部火炬高技術産業開発センター」として存在している。

## 1. 技術契約総件数の推移



中国における技術契約の総件数は毎年 20 万件を超え、膨大な技術市場が確立されている。近年は総件数の変動は少なく比較的安定している。

## 2. 技術契約の取引総額の推移



技術契約総件数が 20 万件前後で安定している状態と異なり、技術契約の取引総額は増加の一途を辿り、僅か 5 年で 1334 億円から 3039 億円に倍増している。これは、技術契約の平均取引単価が年々急上昇していることに伴う結果であり、技術契約の平均取引単価が毎年 15%前後(多い年には 50%強)の伸び率を維持しており、それに伴い、技術契約の取引総額も、毎年 15%前後(多い年には 20%強)の伸び率を示している。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
技術契約取引総額 (億円)	1334	1551	1818	2226	2665	3039
増割		16.3%	17.2%	22.4%	19.7%	14%
技術契約の平均取引単価 (万円)	50.42	58.54	88	101	118	142.17
増割		16.1%	50.3%	14.8%	16.8%	20.5%

表 1-1 技術契約の取引総額、平均取引単価およびその伸び率

### 3. 技術契約の内訳

#### (1) 技術契約の類型別内訳

##### ①技術契約件数の類型別推移

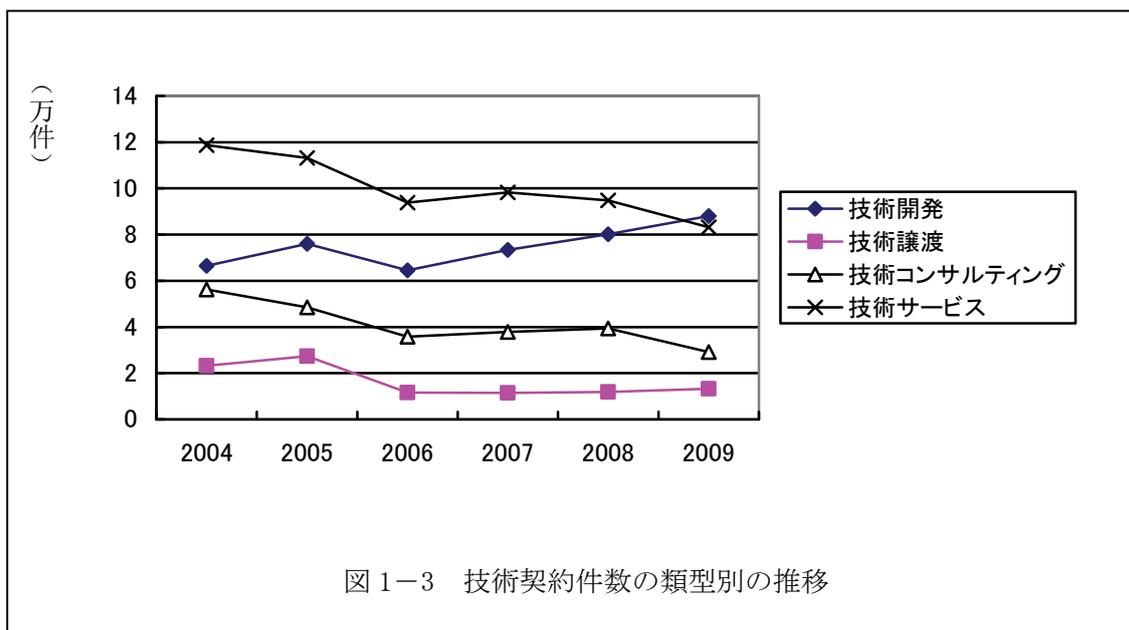


図 1-3 技術契約件数の類型別の推移

類型 \ 年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
技術開発契約	66,480	75,977	64,595	73,319	80,191	88,024
技術譲渡契約	23,204	27,328	11,614	11,474	11,932	13,282
技術コンサルティング契約	56,204	48,463	35,814	37,820	39,344	29,203
技術サービス契約	118,750	113,242	93,822	98,255	94,876	83,243
総計	264,638	265,010	205,845	220,868	226,343	213,752

表 1-2 技術契約の類型別件数

上記図 1-3 に示されたように、技術開発契約の数量は 2006 年からは約 8 千件／年の幅で増加しており、2008 年に 8 万件を突破し、2009 年には技術サービス契約を逆転して、技術契約の全体において第一位となると同時に、4 種類の技術契約の中で唯一増加傾向にあるものである。それに対して、技術譲渡契約の数量は 2005 年をピークに、2006 年には半分以上降下し、以後 1 万 2 千件／年の規模で安定した状態を保っている。これは、中国企業が「自主技術開発の促進・自主知的財産権の確立」という国の政策方針の推進に応じて、技術導入の戦略から新技術の自主的開発という戦略へ切り替えた結果によるものと考えられる。また、技術コンサルティング契約および技術サービス契約は減少の一途をたどり、2009 年には、それぞれ 2004 年の半分と三分の一程度に減少しているが、これは、企業自身の技術力向上に伴い、技術コンサルティングと技術サービスに対する需要が減少した結果によるものと考えられる。

②技術契約の類型別取引額の推移

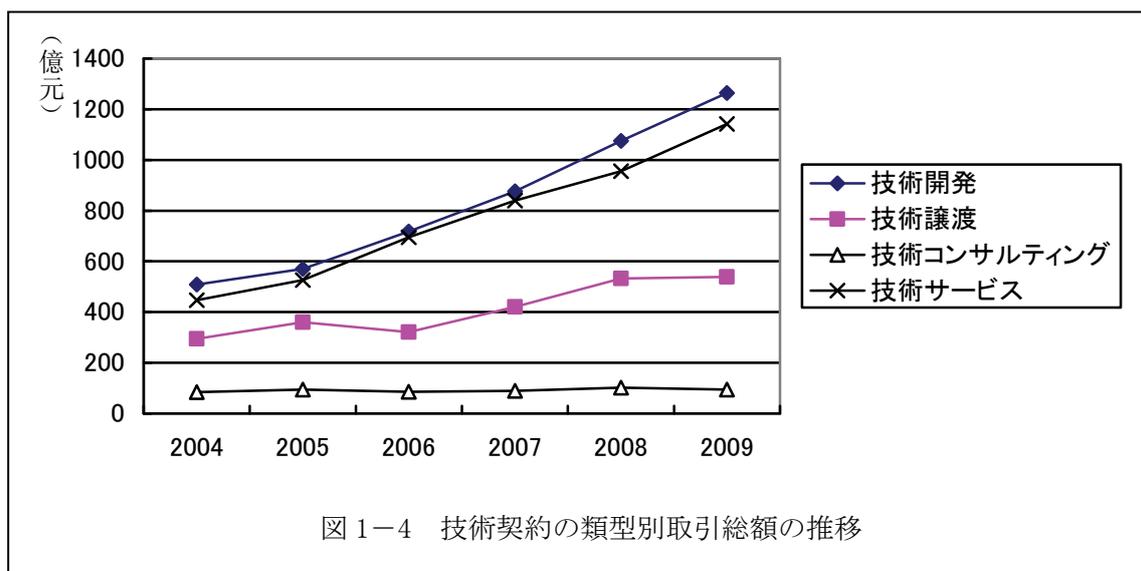


図 1-4 技術契約の類型別取引総額の推移

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
技術開発契約	508.96	569.73	717	876	1075.46	1264.16
技術譲渡契約	294.73	360.02	321	420	532.59	538.52
技術コンサルティング契約	83.82	95.03	85	90	101.6	94.14
技術サービス契約	446.85	526.58	695	840	955.57	1142.19
総計	1334.36	1551.36	1818	2226	2665.22	3039.01

表 1-3 技術契約の類型別取引総額（単位：億円）

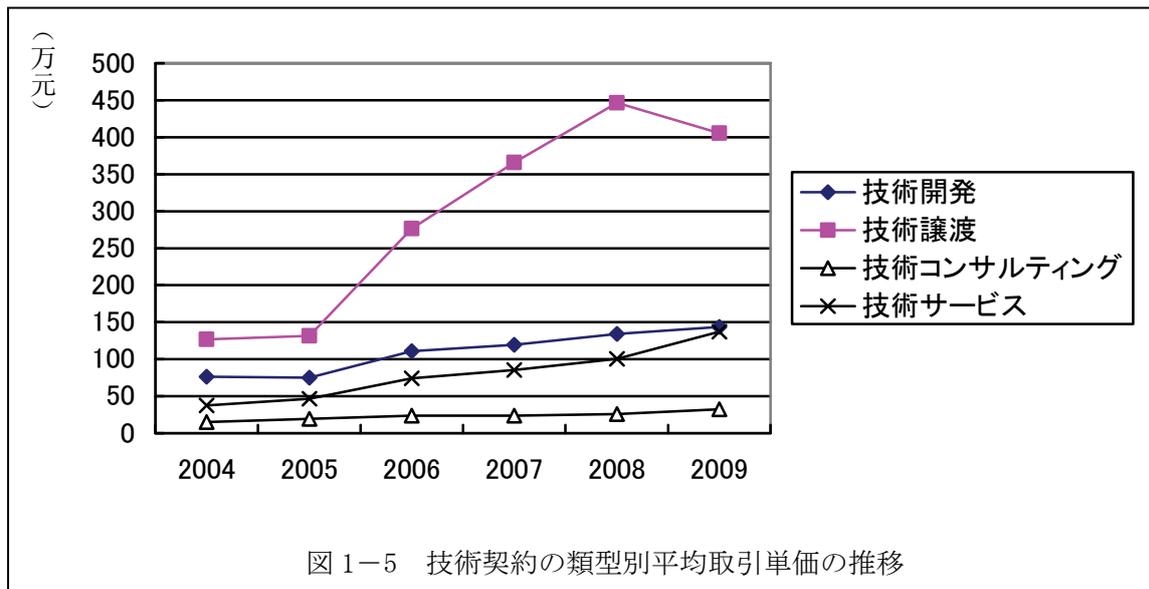


図 1-5 技術契約の類型別平均取引単価の推移

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
技術開発契約	76.56	74.99	111	119.48	134.11	143.62
技術譲渡契約	127.02	131.74	276.39	366.04	446.35	405.45
技術コンサルティング契約	14.91	19.61	23.73	23.8	25.82	32.24
技術サービス契約	37.63	46.5	74.08	85.49	100.72	137.21

表 1-4 技術契約の類型別平均取引単価（単位：万円）

技術開発契約の取引総額は、契約件数と平均取引単価の同時増加により 2009 年まで急増の勢いを維持している。これは、新技術の開発、技術の改良進歩および産業化への需要を反映している。

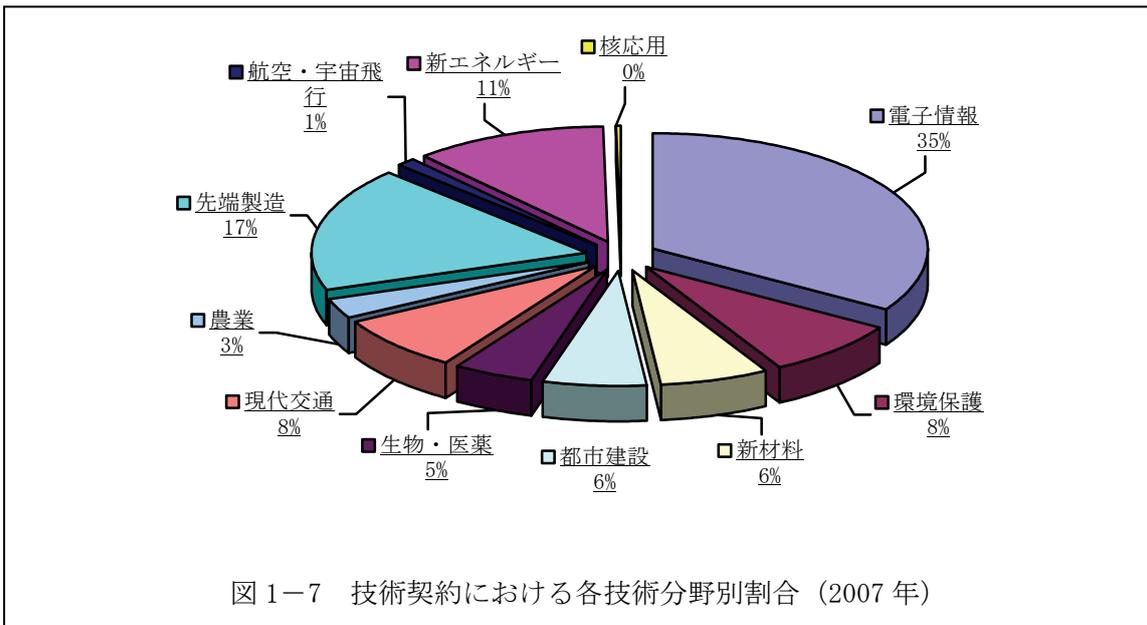
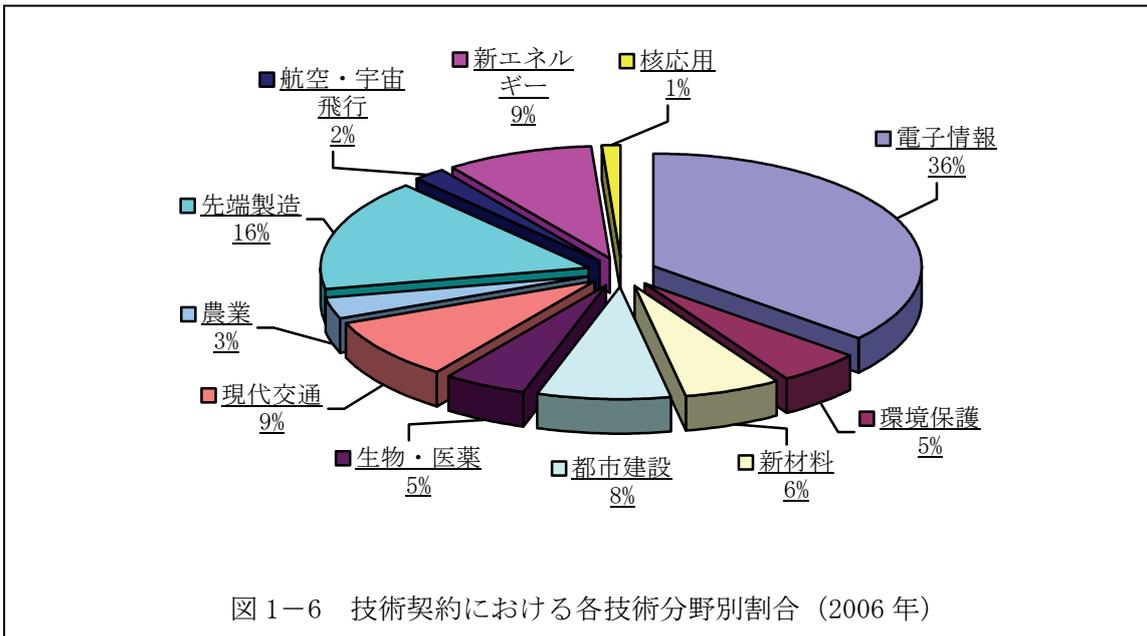
技術譲渡契約は、上述したように 2005 年のピークを境に、2006 年からは半分以上も低下し、1 万 2 千件/年の規模で安定した状態を保っているが、取引単価が 2006 年か

ら急激に上昇していることから、取引総額も増加傾向にある。これは、譲渡される技術の先端性と重要性の向上が理由であると考えられる。

技術コンサルティング契約は、取引単価も取引総額もほぼ横這いの状態となっているため、技術市場で既に飽和状態にあると考えられる。

技術サービス契約は、契約件数が2004年から2009年までの5年間で三分の一ほど減少しているにもかかわらず、取引総額は技術開発契約とほぼ同じ勢いを保っている。これは、製品の構成の改善やプロセスフローの改良等に対する需要の増加を反映していると考えられる。

(2) 技術契約の技術分野別内訳（取引額ベース）



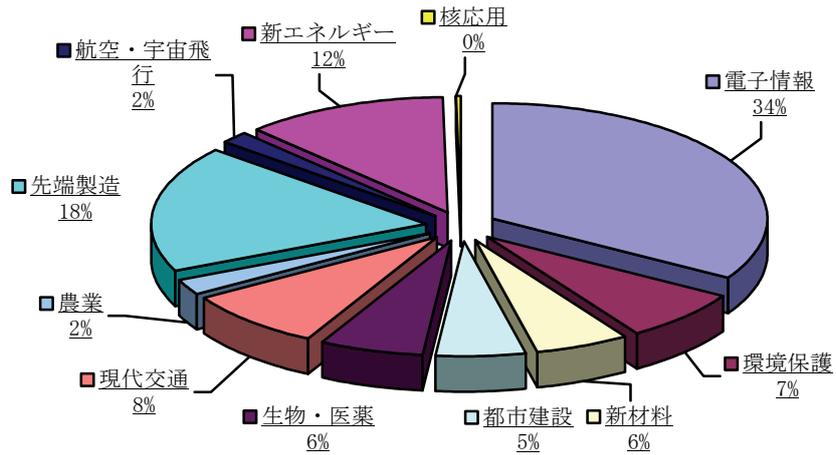


図 1-8 技術契約における各技術分野別割合 (2008 年)

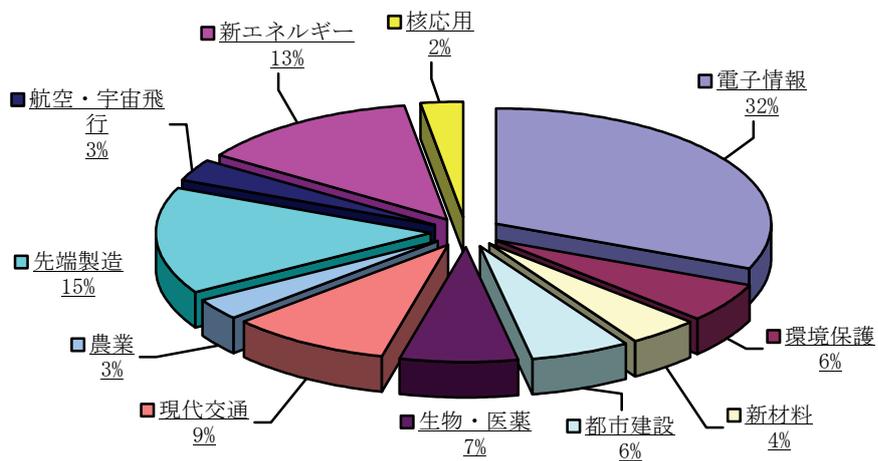


図 1-9 技術契約における各技術分野別割合 (2009 年)

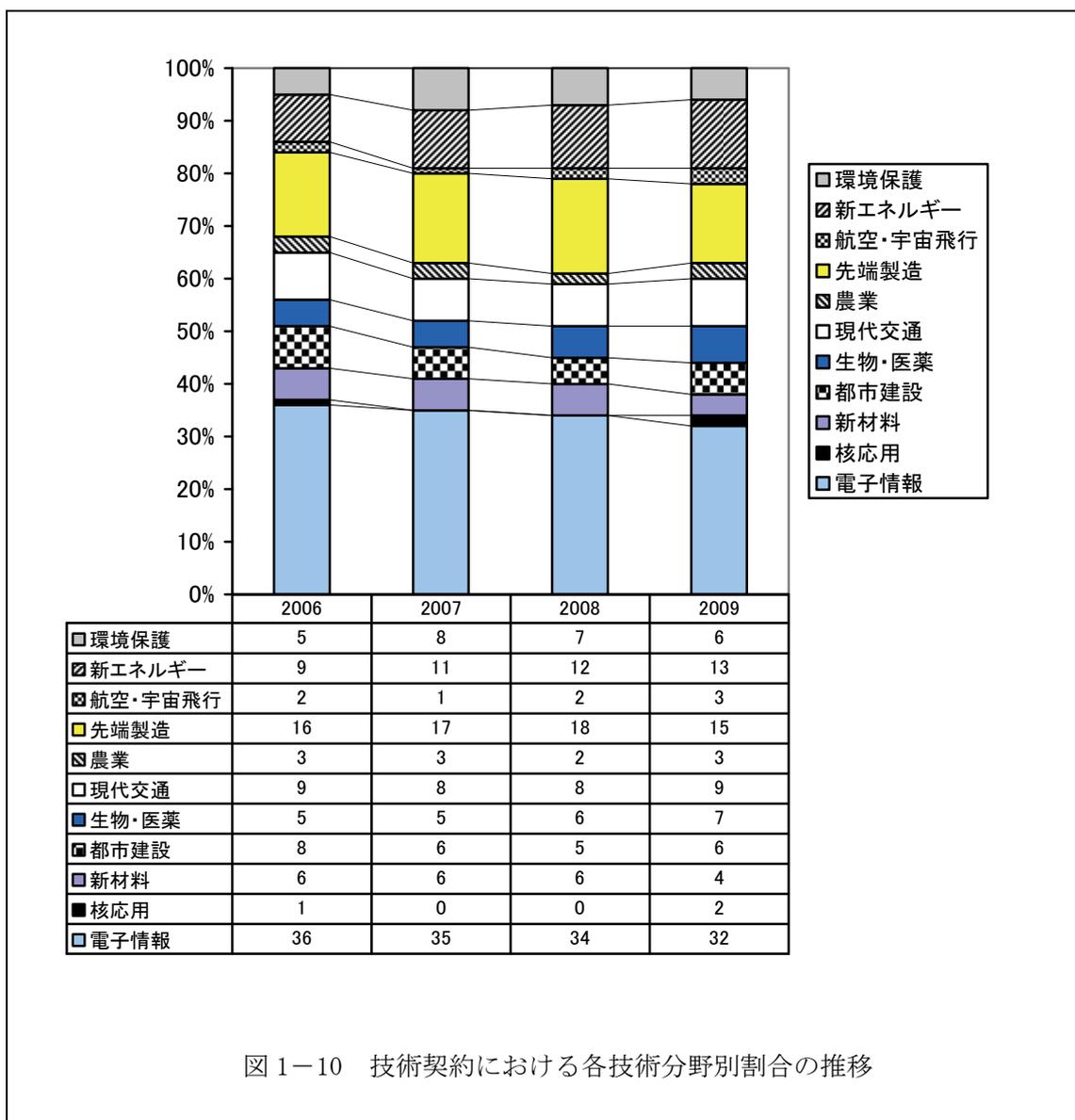


図 1-10 技術契約における各技術分野別割合の推移

上記推移図(図 1-10)によると技術分野別では、電子情報分野の技術契約の取引額が最も多く、全体の三分の一強を占めている。しかし、その割合は徐々に低下しており、代わりに新エネルギーが徐々に増加しており、本分野の新エネルギー開発の重要性の高まりを反映している。

(3) 技術契約の当事者別内訳

①技術供与側（取引額ベース）

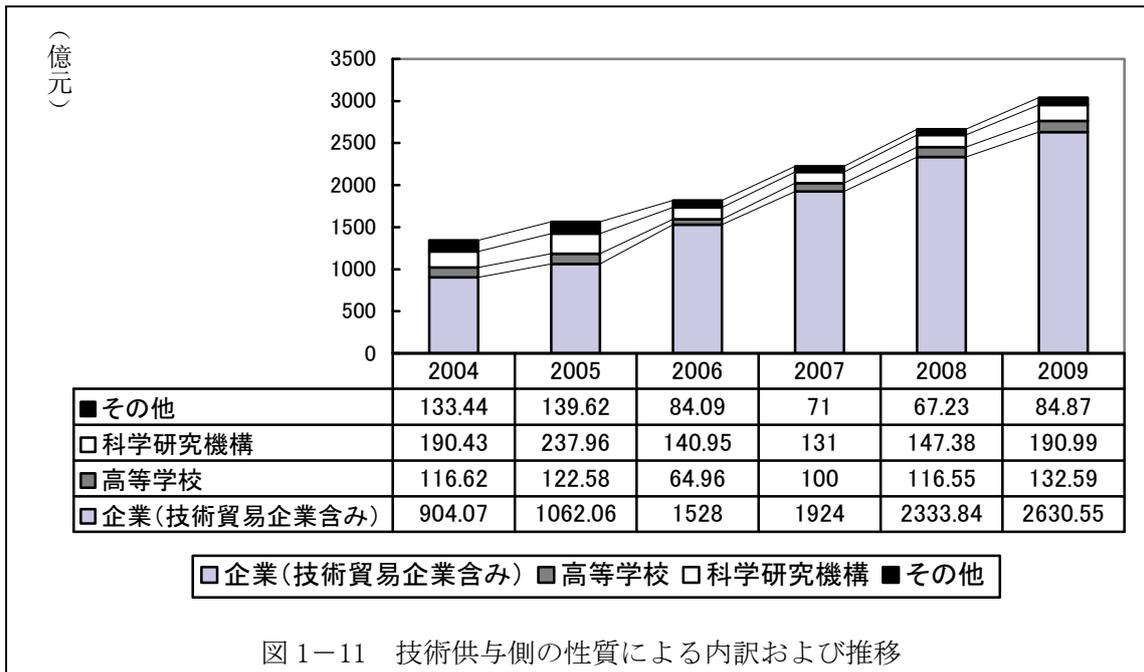


図 1-11 技術供与側の性質による内訳および推移

上図によると、技術供与側としては、企業が最も多く、且つ全体における割合も年々上昇している。

以下の図表は、企業の資本関係による更なる分析である。

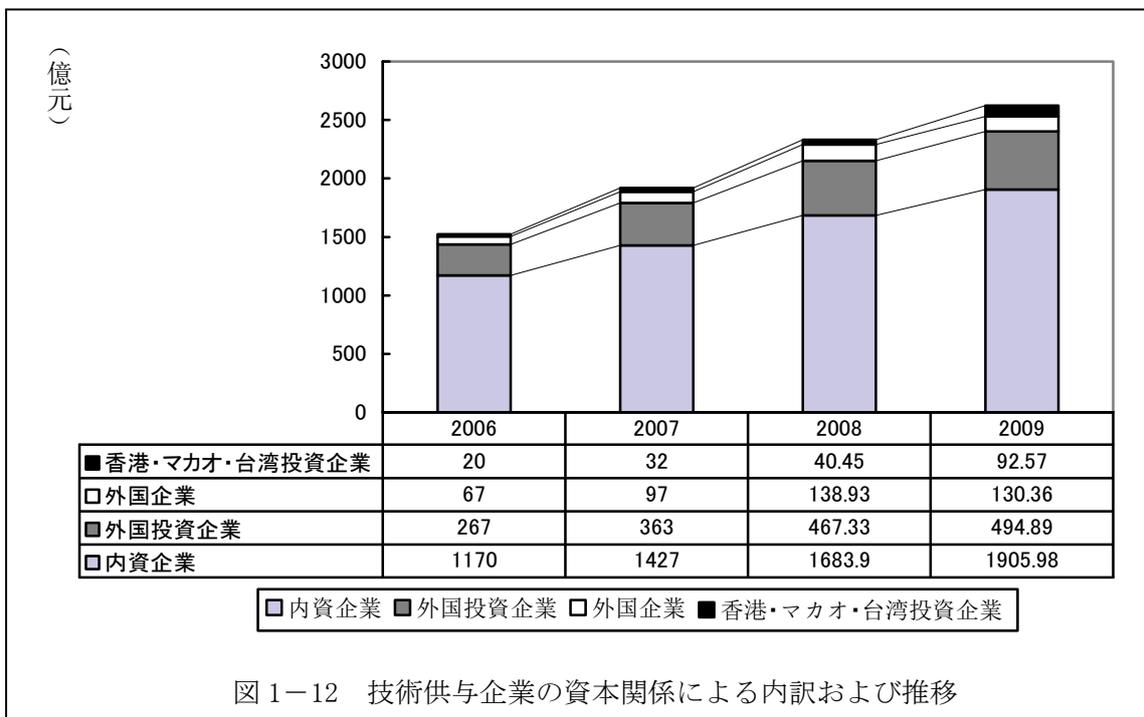
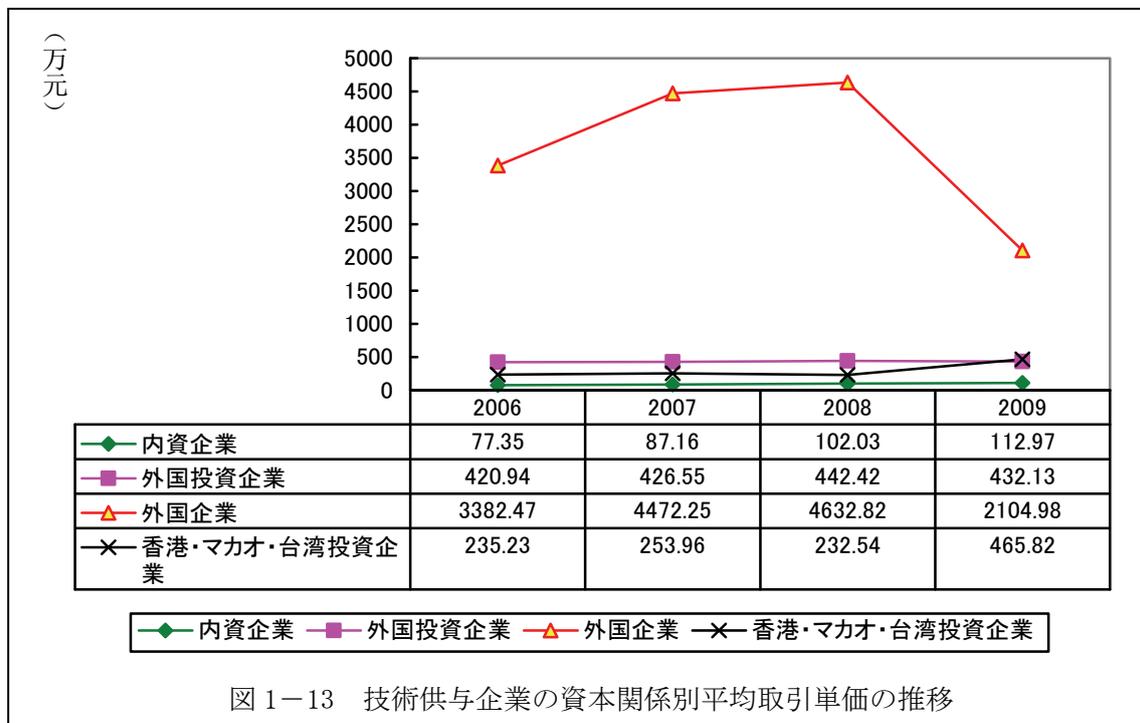


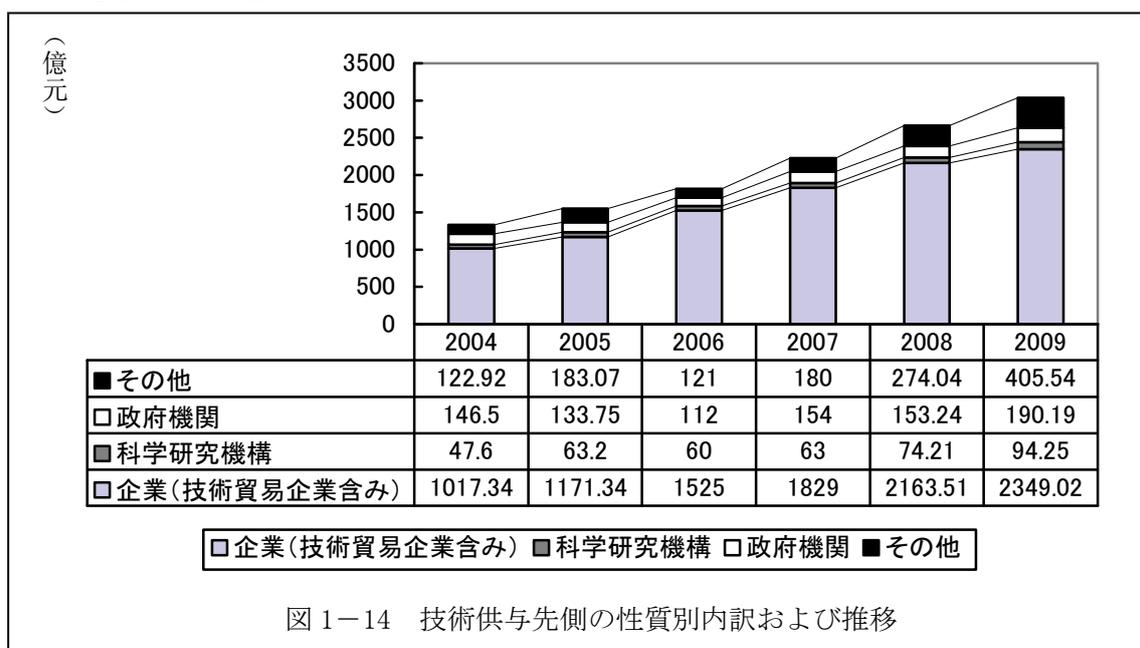
図 1-12 技術供与企业の資本関係による内訳および推移

4種類の企業の取引額はここ数年で倍増しているなど全て増加傾向にある。その中でも、中国内資企業が技術供与側となる技術契約の取引額は、他の資本関係の企業を大幅に超えており、その全体における割合が近年徐々に低下しているが、ここ数年はその主導的地位に変動はないだろう。しかし、以下の平均取引単価の推移図（図 1-13）によ

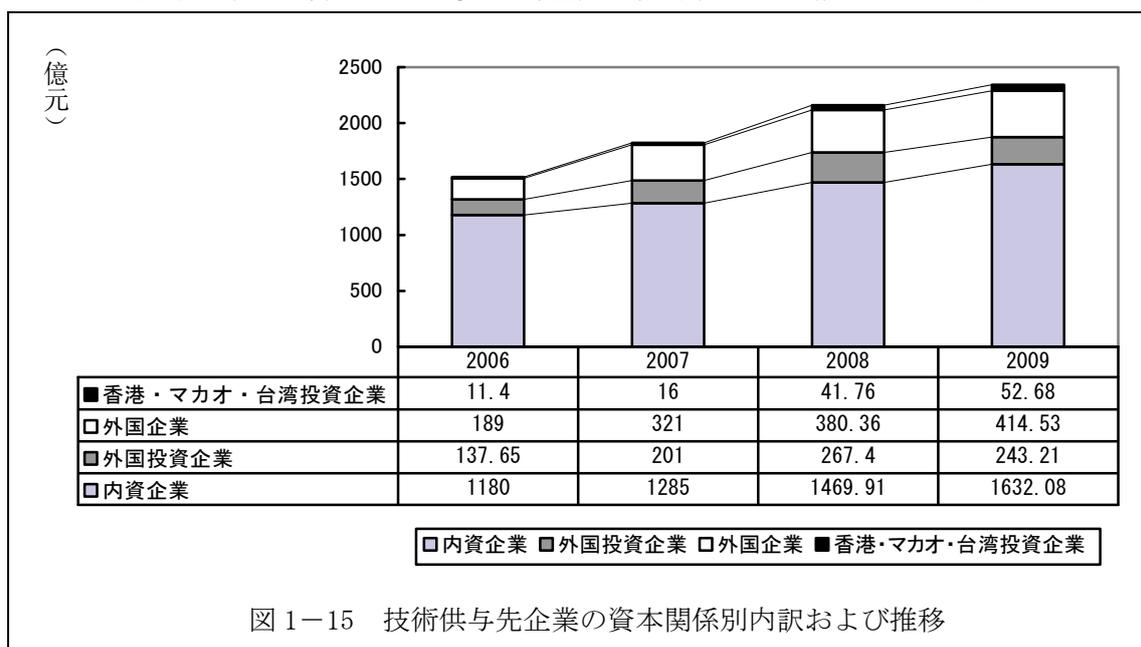
ると、内資企業が技術供与側となる場合の取引単価は、4種類の企業の中で最も低く、しかも増加する傾向も認められない。技術供与の取引単価は、外国企業が他の企業を大幅にリードしており、これは中国内資企業と外国企業の提供した技術の品質や技術力の差を反映していると考えられる。但し、2008年までは外国企業の提供した技術の平均単価は増加してきたが、2009年に半分以上も急落しており、技術力の差が縮小しているものと考えられる。



②技術供与先側（取引額ベース）

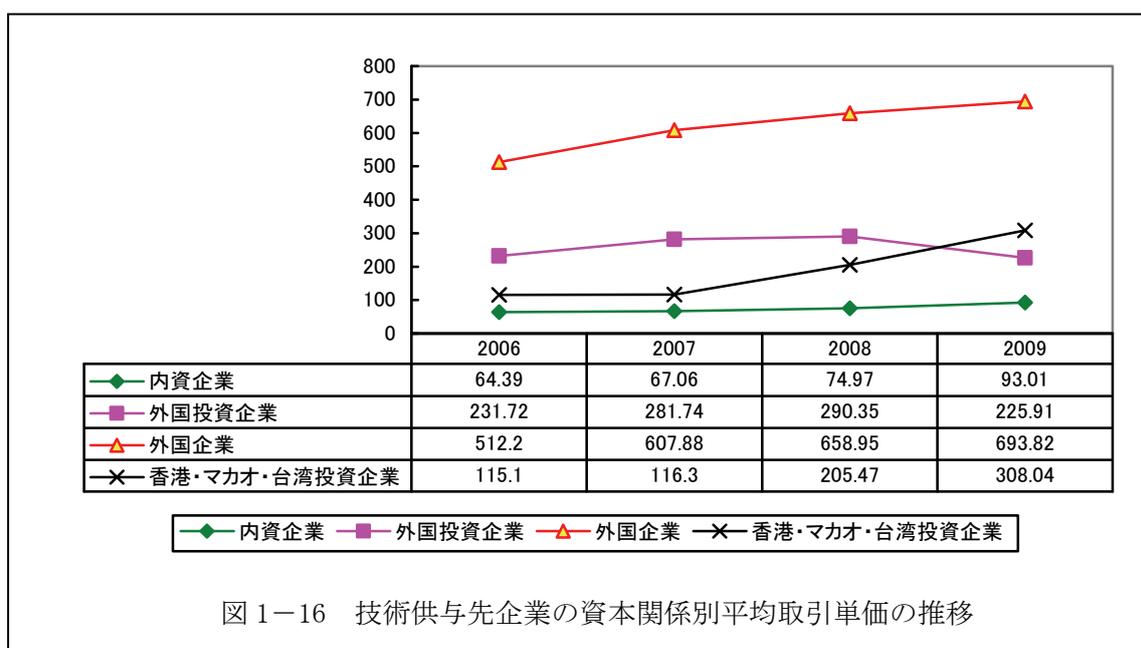


技術供与側の場合と同様に、技術供与先側としても、企業が最も多く、且つその全体における割合も年々上昇している。また、企業の資本関係別内訳は下図のとおりである。



中国内資企業が技術供与先となる技術契約の取引額が最も多く、近年も増加傾向にある。他方で、他の外国企業、外国投資企業、香港・マカオ・台湾投資企業が技術供与先となる技術契約の取引額はここ数年で倍増するなど、勢いを増しており、中国国内の企業の技術力が高まっていることがうかがえる。

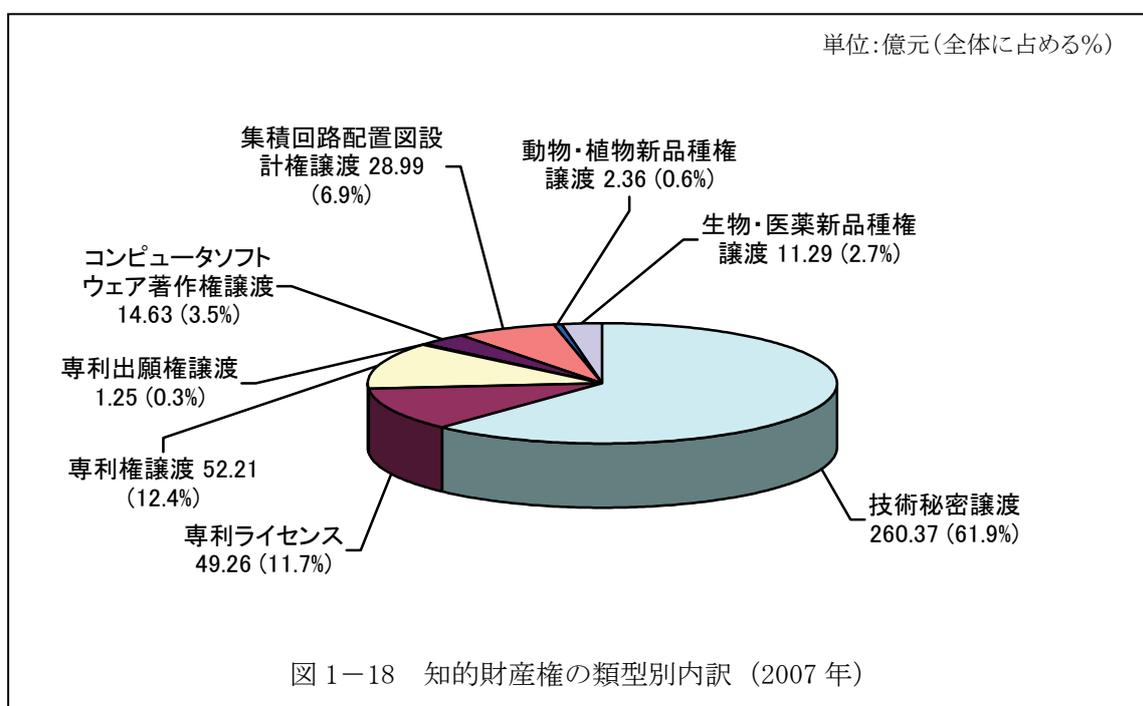
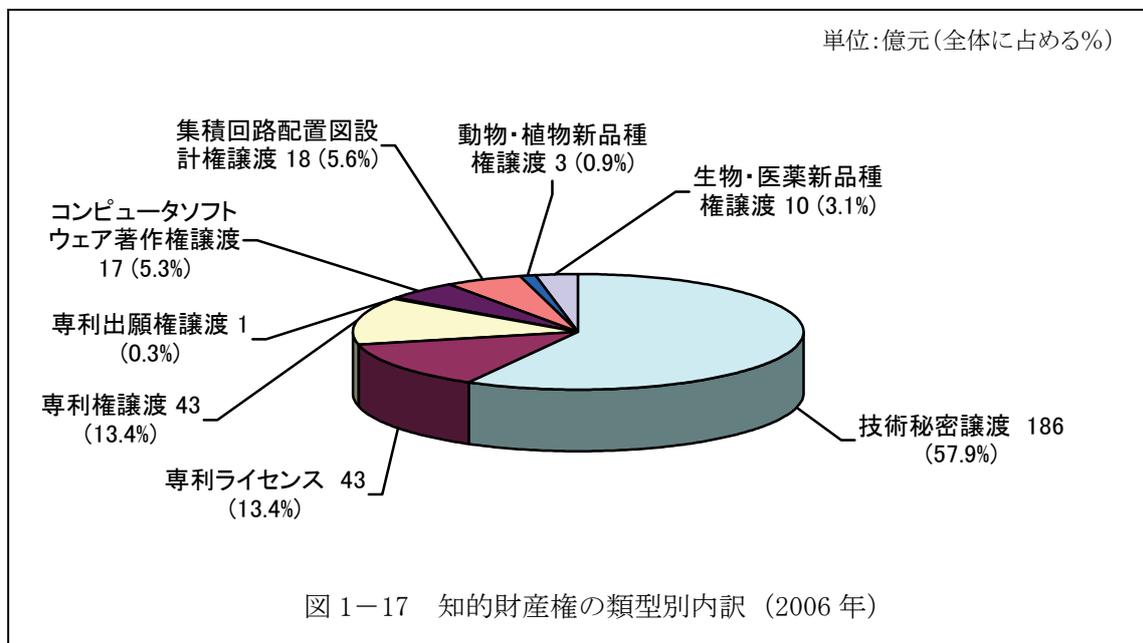
以下の技術供与先企業の平均取引単価の推移図（図 1-16）によると、技術供与側の場合と同様、内資企業が技術供与先となる場合の取引単価も 4 種類の企業の中で最も低い。

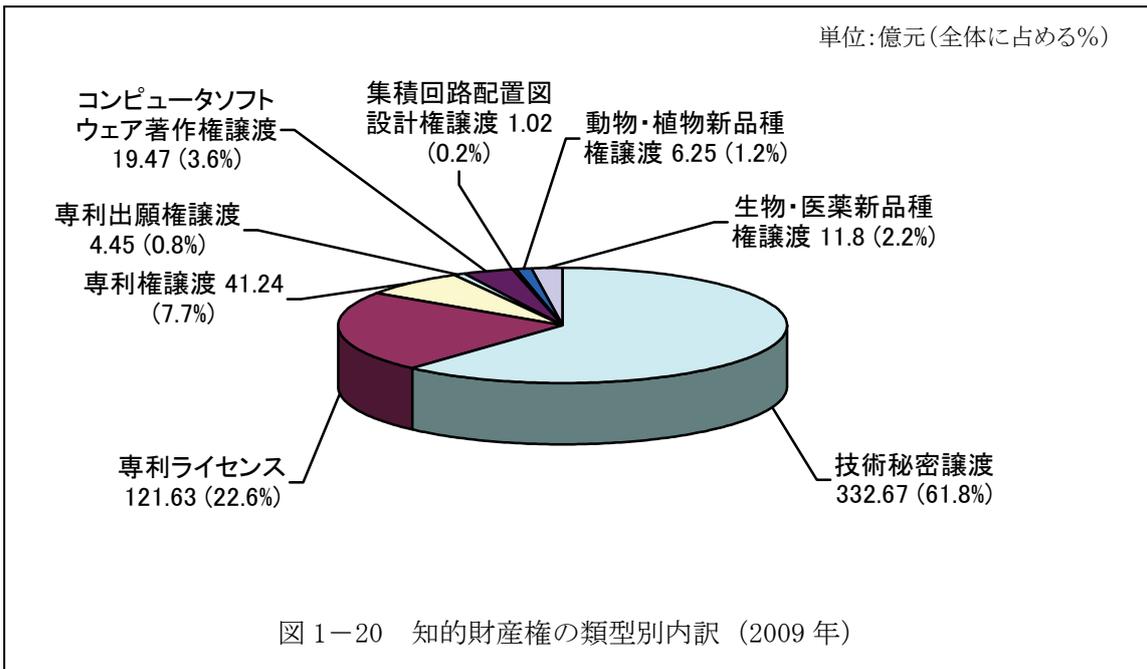
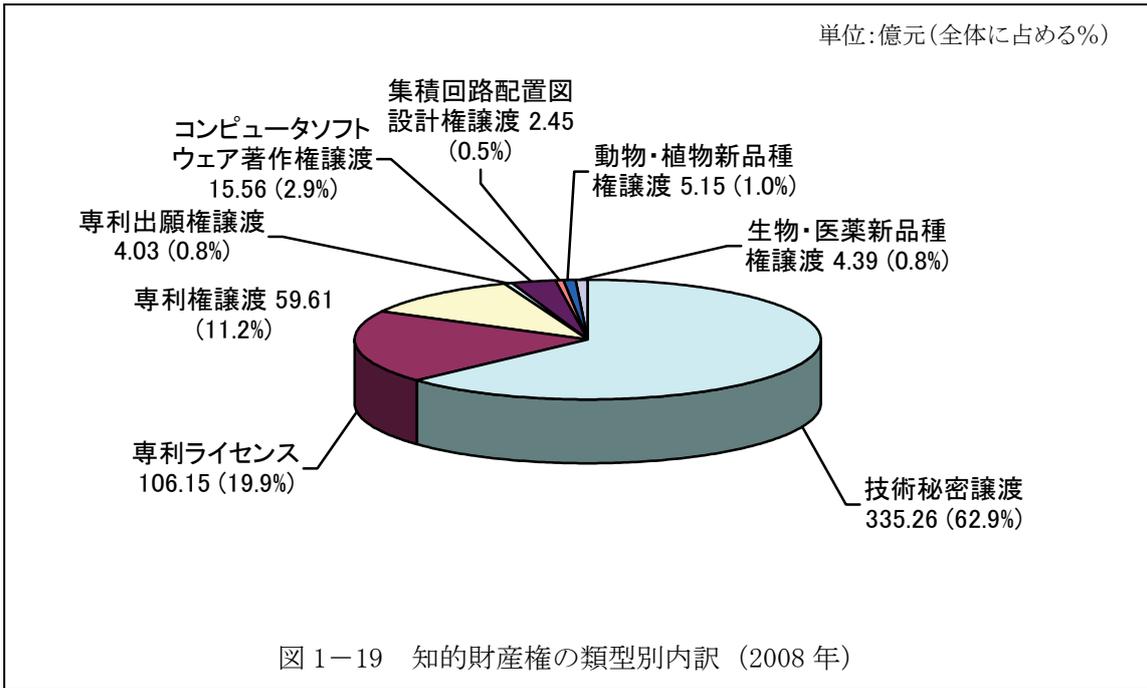


### 三、知的財産権にかかる技術契約の実情

#### 1. 知的財産権にかかる技術契約の内訳

知的財産権にかかる技術契約は、取引額ベースで技術契約全体において三分の二を占めており、技術契約の主力を構成している。以下は、2006年から2009年までの4年間の知的財産権の類型別内訳（取引額ベース 単位：億円）を示している。





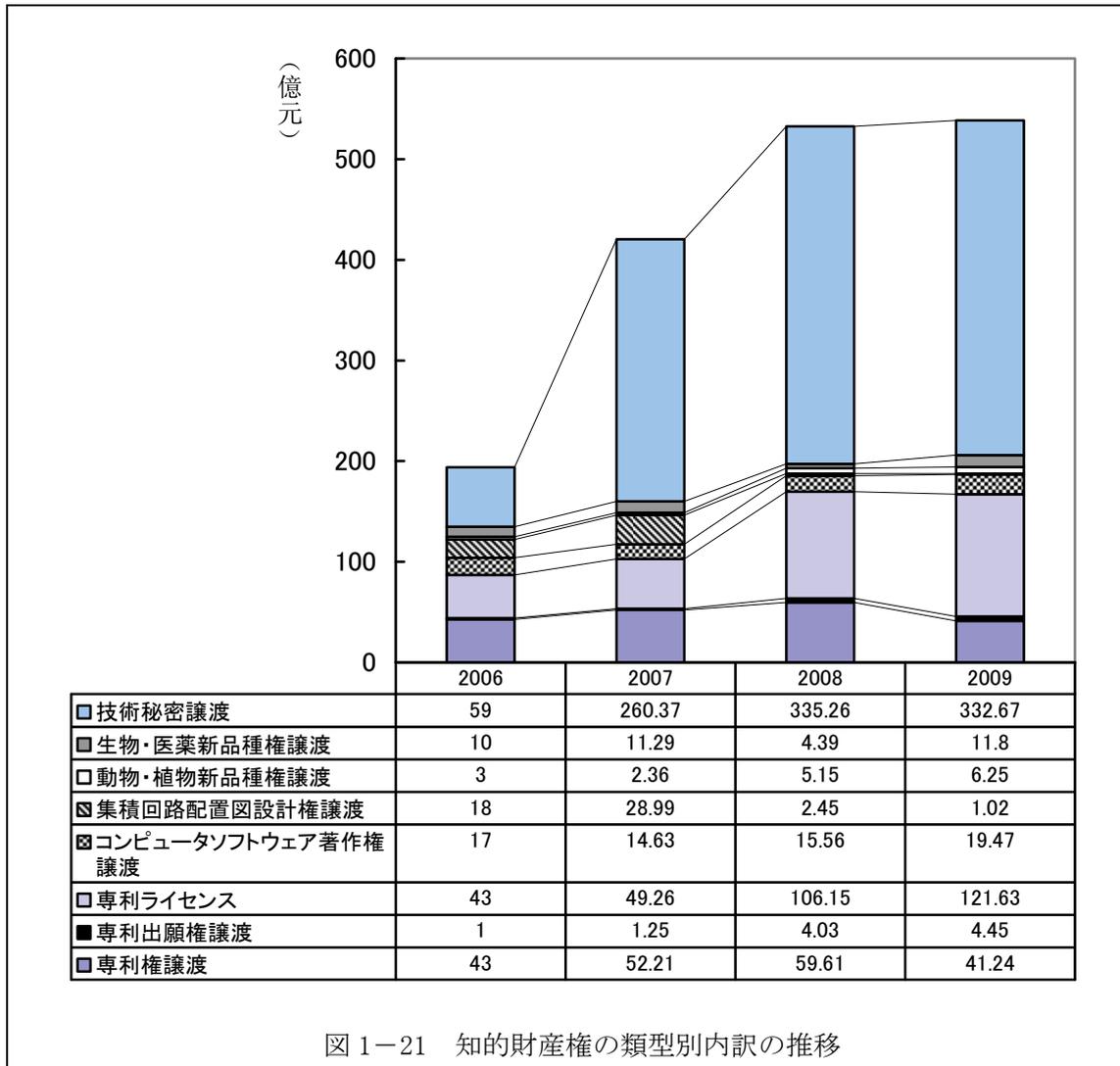
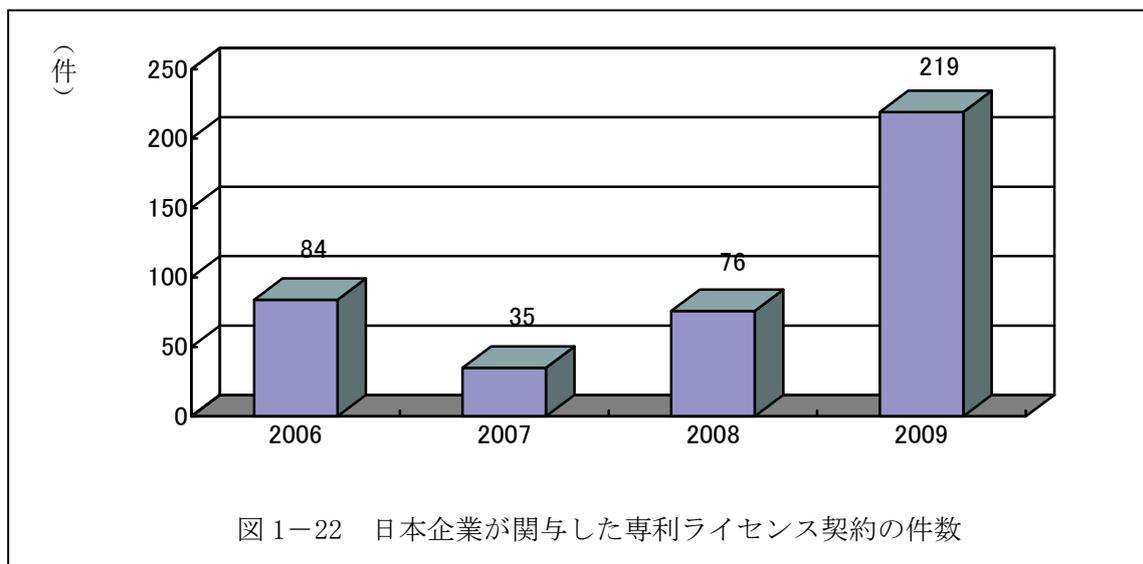


図 1-21 知的財産権の類型別内訳の推移

以上の知的財産権の類型別内訳から明らかなように、技術秘密の譲渡が大体 6 割を占めており、技術契約の主力である。また、専利（出願を含む）にかかる技術契約は、2006 年と 2007 年はまだ四分の一程度であったが、2008 年、2009 年になると三分の一程度に急増している。専利ライセンスの急増（2006 年の 13%、2007 年の 12%から、2008 年の 20%、2009 年の 23%に増加）がその主因となる。

## 2. 日中間の専利ライセンス契約の実情

中国専利法によって、当事者間で専利ライセンス契約を結んだ場合、契約発効日から3ヶ月以内に国家知識産権局に届出をしなければならず<sup>11</sup>、届出がない場合には、海外送金の手続き等の障害となる。以下は、国家知識産権局のホームページに公開された「専利実施許諾契約届出関連情報」における統計データに基づきまとめた、日本企業が関与した専利ライセンス契約の件数であるが、2009年に倍増し200件を超えるなど増加傾向にある。



<sup>11</sup> 「中華人民共和国専利法実施細則」(2001年7月1日施行、2010年1月9日改正)第14条

## 第二節 中国における技術ライセンスのパートナー発掘の方法

中国で技術ライセンスのパートナーを探す場合、一般的には、技術移転機関や技術取引市場の利用が考えられ、それ以外に専利競売会という方法も中国で利用されてきている。また、業界協会の利用も考えられる。

### 一、技術移転機関

技術移転機関は、技術流通を促進する目的で技術供与側と技術供与先との間の橋渡しをするために成立された機関であり、独立の法人機構であっても法人の内部機構であってもよい。

2008年から、中国科学技術部は、「国家技術移転模範機関管理弁法」を發布し、数多くの技術移転機関から優れた機関を段階的に選出して国家技術移転模範機関としている。第一回目は76ヶ所、第二回目は58ヶ所が選出され、現在まで全国には、大学、科学研究機関、仲介機関および企業を代表とする国家技術移転模範機関は134ヶ所あり、その中で、大学内部に設立された技術移転センターは35ヶ所、科学研究所（院）の技術移転センターは35ヶ所、技術移転仲介機関は40ヶ所、企業類の技術移転機関は24ヶ所ある。技術移転センターおよび技術取引市場を代表する技術移転の全過程のサービスを提供できる総合的な技術移転機関は99ヶ所あり、全体の73.88%を占めている。

2009年の国家技術移転模範機関の業績結果、具体的には、第一回目の76ヶ所の模範機関の2009年の業績結果によると、同模範機関で、技術取引イベントを2451回開催し、技術移転育成訓練を13237回行い、32351の企業にサービスを提供し、21817件企業のニーズに応えることに成功した。結果として技術移転プロジェクトを13381件成功させ、取引総額は103億元にも達した。

### 二、常設の技術取引機構

常設の技術（財産権）取引機構は、技術仲介サービス機構の重要な構成部分として、情報、機器、評価、投資・融資等の関連インフラおよび資源の総合利用によって、知的財産権の運営と管理、企業の発展戦略の分析と企画、技術の診断およびニーズの発掘を主なサービス内容として、技術流通の全過程に対してサービスを提供している。

全国の20ヶ所の常設の技術（財産権）取引機構に対する調査統計によると、2009年には、技術交流・取引イベントを3945回開催し、技術育成訓練を1159回展開したことにより、技術取引を43664件完成し、取引金額は766.54億元にも達した。その中で、技術成果の取引は102.11億元、技術財産権の取引は663.78億元であった。

## 1. 技術取引所

技術取引所は、情報提供、コンサルティング、育成訓練、展示会等の様々な技術取引サービスを提供することにより技術流通の促進を行っている。北方技術取引市場、瀋陽技術取引所、深セン市南方国際技術取引市場、広西技術市場等の9ヶ所の技術取引所に対する統計によると、2009年には、技術契約を24778件完成させ、取引金額は44.1億元に上っている。その中で、技術成果プロジェクトの取引が主な項目であり、総額で34.04億元の取引額に達し、全体の77.19%を占めている。

## 2. 技術財産権取引所

北京財産権取引所、上海連合財産権取引所、成都連合財産権取引所、深圳国際高新技術財産権取引所、武漢光谷連合財産権取引所等の10ヶ所の技術財産権取引所の統計によると、2009年には、プロジェクトを18886件完成させ、取引金額は722.44億元に達しており、中でも、技術財産権の取引金額は654.37億元であり、技術財産権取引所の取引総額の90.58%を占めている。

## 三、技術競売会

技術競売は、中国において新興の技術取引の場である。2008年11月に「上海専利週」という知財イベントにおいて初めて専利の流通を競売の形で試した（1993年に試したことがあるが、専利自体の複雑性や競売経験の欠如によって失敗した）。この競売会では、8件の専利のうち7件が落札成立し、競売総金額は3386万元に達し、最も高かったのは、ある医薬製品に関する専利で、1800万元の価格で落札された。

2009年11月20日に「上海専利週」は再開され、この専利競売会では、5件の専利プロジェクトが落札され、総金額は6536万元であった。その中である生物・医薬類の製品にかかる専利は2500万元の価格で競売が開始され、最終的に2900万元の価格で取引が成立し、当競売会で落札された最も高額な専利となった。

2010年12月16日、北京では初めての競売会が、中国科学院計算技術研究所主催の専利競売会が北京で開催された。総計70件のプロジェクトが競売に付され、予定最低価格が設定された専利は38件、予定最低価格が設定されていない専利は24件、専利パッケージは8件（専利を28件含む）が含まれていた。最終的に28件のプロジェクトが中国国内の8企業に落札され、競売成立率は40%に達し、取引総金額は300万元に上った。今回競売に付された90件の専利には、発明専利が84件、実用新案専利が5件、意匠権1件が含まれ、主としてインテリジェント情報や無線通信等の新興技術分野に関する。競売成立した28件のプロジェクトのうち、27件が発明専利、1件が実用新案専利であった。

#### 四、業界協会

業界協会は、政府と企業の間や、商品の製造業者と経営者の間に介在して、サービス、コンサルティング、コミュニケーション、協調、監督等の職能を働き、公正、自律な社会仲介組織である。

業界協会は当業界の企業をメンバーとしてリストアップし、様々な企業の規模、経営状況、ランキング等を提供、宣伝しているため、業界協会経由で相性のよいパートナーを探すことも考えられる。場合によって、業界協会に技術流通促進委員会といった内部機構が設けられ、この流通促進機構とコミュニケーションを取りライセンスのパートナーを紹介してもらうことも可能である。例えば上海市建築材料業界協会には「流通委員会」が設けられており、メンバー企業のために国内外の技術流通の関連情報を提供する。

## 第二章 中国における専利ライセンス取引の法的環境

### 第一節 一般的専利ライセンス

#### 一、専利ライセンス契約の注意事項

##### 1. 専利ライセンス契約書の締結と届出

他人の専利を実施しようとする場合、専利権者と書面<sup>12</sup>による実施許諾契約を締結しなければならない<sup>13</sup>。専利ライセンス契約書を締結した後、契約発効日から3ヶ月以内に国務院専利行政部門（中国国家知識産権局が担当）に届出をしなければならない<sup>14</sup>。

##### 2. 専利ライセンスの種類

中国における法定の専利ライセンスの種類に事項は、以下の三つがある<sup>15</sup>：

###### (1) 独占的实施許諾

独占的实施許諾は、ライセンサーが、契約に定めた実施許諾範囲内において、一人のライセンシーのみに実施権を与え、ライセンサー自身も当該専利を実施できないライセンスである。

###### (2) 排他的实施許諾

排他的实施許諾は、ライセンサーが、契約に定めた実施許諾範囲内において、一人のライセンシーのみに実施権を与えるが、そのライセンシー以外にライセンサー自身も当該専利を実施することができるライセンスである。

###### (3) 通常实施許諾

通常实施許諾は、ライセンサーが、契約に定めた実施許諾範囲内において、ライセンシーに実施権を与えたが、更に他の者に実施権を与えることもでき、自ら専利を実施することもできるライセンスである。

当事者は専利ライセンスの種類につき未約定または約定不明の場合、通常实施許諾と認められる。また、専利ライセンス契約には、ライセンシーが他人に専利の実施を再許諾することができるかと約定されていたが、その再許諾の種類につき未約定または約定不明の場合、通常实施許諾としての再許諾と認められる<sup>16</sup>。

<sup>12</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999年10月1日より施行）第342条

<sup>13</sup> 「中華人民共和国専利法」（1985年4月1日より施行、2008年12月27日改正）第12条

<sup>14</sup> 「中華人民共和国専利法実施細則」（2001年7月1日より施行、2010年1月9日改正）第14条

<sup>15</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」（2005年1月1日より施行）第25条

<sup>16</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」（2005年1月1日より施行）第25条

### 3. 専利ライセンス契約書の主要項目

専利ライセンス契約書の内容は当事者間で約定すればよいが、中国契約法には、以下の項目が提示されている：

- (1) プロジェクトの名称；
- (2) 対象の内容、範囲および要求；
- (3) 専利にかかる発明創造の名称、専利出願者と専利権者、出願期日、出願番号、専利番号および専利権の有効期限；
- (4) 履行の計画、進捗、期限、場所、地域および方法；
- (5) 技術情報と資料の秘密保持；
- (6) リスク・責任の負担；
- (7) 技術成果の帰属および収益の分配；
- (8) 検収基準と方法；
- (9) 代金、報酬或いはロイヤリティおよびその支払方法；
- (10) 違約金或いは損害賠償の計算方法；
- (11) 紛争解決の方法；
- (12) 名詞と専門用語の解釈。

契約の履行に関係する技術背景資料や、実行可能性論証および技術評価レポート、プロジェクト任務書と計画書、技術基準、技術規範、オリジナル設計とプロセス書類、およびその他技術書類は、当事者の約定によって契約の構成部分とすることができる。<sup>17</sup>

### 4. 当事者の主要義務

#### (1) ライセンサーの主要な義務

専利ライセンスのライセンサーは、約定に従ってライセンシーに専利の実施を許可し、専利の実施に関する技術資料を交付し、必要な技術指導を提供しなければならない<sup>18</sup>。

また、専利ライセンス契約はその専利権の存続期間内のみ有効であり、専利権が有効期間満了または無効宣告された場合、専利権者は当該専利につき他人と専利ライセンス契約を締結してはならない<sup>19</sup>と規定されているため、ライセンサーは、専利ライセンス契約の有効期間内に専利権の有効を維持する義務（専利年金の支払い、他人による専利権無効宣告請求に対する積極的な対応を含む）も負う。なお、当事者間で別途約定がある場合はこの限りでない<sup>20</sup>。

また、ライセンサーは、自らが提供した技術の法的所有者であることを保証し、且つその提供した技術が完全で、誤りなく、有効であり、約定した技術的目標を達成できる

<sup>17</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999年10月1日より施行）第324条

<sup>18</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999年10月1日より施行）第345条

<sup>19</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999年10月1日より施行）第344条

<sup>20</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」（2005年1月1日より施行）第26条

ことを保証しなければならない<sup>21</sup>。

## (2) ライセンシーの主要な義務

専利ライセンスのライセンシーは契約の約定に従って専利を実施しなければならず、約定がない限り、契約規定以外の第三者に当該専利の実施を許諾してはならない。また、約定どおりにロイヤリティを支払う義務を負う。<sup>22</sup>

## 5. ライセンシーへの制限事項の禁止

中国契約法の規定によって、技術契約は、科学技術の進歩、科学技術成果の転化、応用および普及の推進に有利なものでなければならず<sup>23</sup>、技術を違法に独占し、技術の進歩を妨害し、または他人の技術成果を侵害する技術契約は無効である<sup>24</sup>。そのため、技術契約に以下の内容が約定されていれば、技術を違法に独占し、技術の進歩を妨害し、または他人の技術成果を侵害する事項として許されない：

- (1) 当事者の一方が、契約の目的技術に基づき行う新たな研究開発を制限もしくは改良技術の使用を制限する場合、または双方の改良技術交換の条件が不平等である場合。これには、一方が自ら改良した技術を他方に無償提供することを要求すること、相互利益とならない技術譲渡、当該改良技術の知的財産権を無償で独占または共有することを含む。
- (2) 当事者の一方が技術供与側に類似した技術またはそれと競争関係にある技術をその他の出所から取得することを制限する場合。
- (3) 当事者の一方が市場のニーズに基づき合理的な方法によって契約目的の技術を十分に実施することを妨げる場合。これには、技術の受け入れ側が契約目的の技術の実施により生産する製品または提供するサービスの数量、種類、価格、販売ルートおよび輸出先を明らかに不合理に制限することを含む。
- (4) 受け入れ側に、技術の実施に不可欠ではない付帯条件を受け入れるよう要求する場合。これには、必要ではない技術、原材料、製品、設備、サービスの購入および不必要な人員の受け入れを含む。
- (5) 技術受け入れ側の原材料、部品、製品または設備等の購入ルートまたは購入先を不合理に制限する場合。
- (6) 技術の受け入れ側が契約の目的である技術の知的財産権の有効性に対する異議申立を禁止するまたは異議申し立てに条件を付ける場合。

<sup>21</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第349条

<sup>22</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第346条、「中華人民共和国専利法」(1985年4月1日より施行、2008年12月27日改正)第12条

<sup>23</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第329条

<sup>24</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第323条

## 二、技術ライセンスが技術の輸出入にかかる場合の特別規定

技術ライセンスが技術の輸出入にかかる場合、中国の「技術輸出入管理条例」の調整範囲に属することになり、しかも「技術輸出入管理条例」の関連規定は中国契約法の規定より優先して適用されるため、契約する際には特に注意が必要である。特に、現在は中国企業がまだ発展途上の段階であり、技術力や関連の権利においては外国企業と比較してまだ弱い立場にあり、外国から技術を導入するケースが圧倒的に多い。そのため、上記「技術輸出入管理条例」は、中国企業の利益を保護するために技術輸入契約に対して幾つかの特別な規定を設けている。

### 1. 輸出入される技術の制限

中国国務院対外経済貿易主管部門（主として商務部）は国務院の関連部門（主として科学技術部）と連動して「中国輸入禁止、輸入制限技術目録」と「中国輸入禁止、輸入制限技術目録」を制定・発布し、輸出入禁止または制限の技術をリストアップしている。

輸出入禁止の技術に該当する場合、当該技術に対して輸出入契約を締結することはできない<sup>25</sup>。

輸出入制限の技術に該当する場合、輸出入契約を締結する前に技術輸出入の許可証を申請して取得しなければならない<sup>26</sup>。

輸出入禁止または制限のリストに列挙されていない技術の場合、輸出入自由の技術として自由に輸出入契約を締結することができ、締結後に契約書を法の規定に従って関連部門に届出ればよい。

#### (1) 輸入禁止技術を規定する際の参考原則<sup>27</sup>

- 輸入することにより中国の国家安全または社会の公共道徳を害する技術；
- 輸入することにより人の健康または安全、動植物の生命または健康に重大な影響を及ぼし、中国の生態環境を破壊する技術；
- 輸入することにより中国の社会公共的利益に重大な影響を与える技術；
- 国家の法律、行政法規の規定により淘汰された製造プロセス技術；
- 法律、行政法規の規定による他の輸入禁止すべき技術；
- 中国が締結または参加した国際公約、国際協定の規定により輸入禁止すべき技術。

#### (2) 輸入制限技術を規定する際の参考原則<sup>28</sup>

- 輸入することにより国家安全、社会公共利益または社会公共道徳に不利な影響を与える技術；

<sup>25</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例」（2002年1月1日より施行）第9条、第32条

<sup>26</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例」（2002年1月1日より施行）第10条、第33条

<sup>27</sup> 「中国輸入禁止、輸入制限技術目録」前言

<sup>28</sup> 「中国輸入禁止、輸入制限技術目録」前言

- 輸入することにより人の健康または安全、動植物の生命または健康にある程度影響し、または中国の生態環境に不利な影響を与える技術；
- 国内の特定産業を立ち上げるまたはその立ち上げを加速する目的で制限する必要がある技術；
- 国家の国際的金融地位と国際収支バランスを保障する目的で制限する必要がある技術；
- 国家の法律、行政法規の規定により産業政策に合わない技術；
- 法律、行政法規の規定による他の輸入制限すべき技術；
- 中国が締結または参加した国際公約、国際協定の規定により輸入制限すべき技術。

(3) 輸出禁止技術を規定する際の参考原則<sup>29</sup>

- 国家の安全、社会公共利益または公共道徳を保護する目的で輸出を禁止する必要がある技術；
- 人の健康または安全、動植物の生命または健康、環境を保護する目的で輸出を禁止する必要がある技術；
- 法律、行政法規の規定により輸出を禁止する必要がある他の技術；
- 中国が締結または参加した国際公約、国際協定の規定により輸出禁止する必要がある技術。

(4) 輸出制限技術を規定する際の参考原則<sup>30</sup>

- 国家の安全、社会公共利益または公共道徳を保護する目的で輸出を制限する必要がある技術；
- 人の健康または安全、動植物の生命または健康、環境を保護する目的で輸出を制限する必要がある技術；
- 法律、行政法規の規定により輸出を制限する必要がある他の技術；
- 中国が締結または参加した国際公約、国際協定の規定により輸出制限する必要がある技術。

## 2. 技術の法的権利者に関する保証責任

技術輸入契約のライセンサーは、自分が提供した技術の法的所有者であり、または譲渡、使用許諾をする権利を有する者であることを保証しなければならない。<sup>31</sup>

## 3. 第三者の権利の非侵害に関する保証責任

中国契約法は、技術契約におけるライセンサーの第三者権利の非侵害に関する保証責

<sup>29</sup> 「中国輸入禁止、輸入制限技術目録」前言

<sup>30</sup> 「中国輸入禁止、輸入制限技術目録」前言

<sup>31</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例」（2002年1月1日より施行）第24条

任について、「譲受人が契約の約定に従って専利を実施し、技術秘密を使用した結果、他人の合法的な権益を侵害した場合、その責任は譲渡者が負う。但し当事者に別途取決めがある場合はこの限りではない。」<sup>32</sup>と規定しており、その但し書きの存在により、当事者はこの第三者権利の非侵害に関する保証責任につき別途約定をすることができる。

それに対して、「技術輸出入管理条例」は、「技術輸入契約の譲受人が契約の約定に従って譲渡者の技術を使用した結果、第三者に権利侵害で告訴された場合、直ちに譲渡者に通知しなければならない。譲渡者は通知を受けた後、譲受人と協力し、譲受人が受ける不利益を排除しなければならない。技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡者が提供した技術を使用した結果、他人の合法的な権益を侵害する場合、その責任は譲渡者が負う。」と規定しており、当事者の別途約定に関する但し書きが規定されていないため、第三者権利の侵害に関する保証責任を強制的にライセンサーに帰している。

但し、ライセンサーがその保証責任を負う前提は、ライセンシーが契約の約定に従ってライセンサーの技術を使用することである。言い換えれば、ライセンシーが技術輸入契約の約定通りに対象技術を使用していなければ、ライセンサーは上記保証義務を免責することができる。

#### 4. 技術的目標の達成に関する保証責任

技術的目標の達成に関する保証責任について、「技術輸出入管理条例」の第 25 条は、「技術輸入契約の譲渡者は、提供した技術が完全で、誤りなく、且つ有効であり、契約した技術目標を達成することができることを保証しなければならない。」と規定しており、上述した中国契約法第 349 条の規定（ライセンサーの主要義務の一つ）と一致しているため、中国の技術ライセンス契約は、国内契約であるか、涉外契約であるかを問わず、ライセンサーは提供技術の完全性、無誤謬性、有効性と目標達成を保証しなければならない。

#### 5. 改良技術の帰属

中国契約法第 354 条は、技術譲渡契約における改良技術の帰属問題について、「当事者は互恵の原則に基づき、技術譲渡契約において、専利の実施と技術秘密の使用に当たり改良した技術成果の享有方法を取り決めることができる。取り決めがないまたは取り決めの記載が不明確で本法第 61 条の規定によってもなお確定できない場合は、一方の当事者による改良の技術成果に対して、他の当事者はこれを享有する権利がない。」と規定している。つまり、改良技術の帰属に対して当事者間は契約書にて約定することができる。

それに対して、「技術輸出入管理条例」は、「技術輸入契約の有効期間内に、改良した技術は改良をなした側に帰属する」と強制的に規定し、ライセンサーが優勢地位を利用

<sup>32</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999 年 10 月 1 日より施行）第 353 条

して改良技術を強要する可能性を否定している。

## 6. ライセンシーへの制限条項の禁止

上述した契約法におけるライセンシーへの制限条項の禁止規定と同様に、「技術輸出入管理条例」は更に以下の禁止条項を設けている：

- (1) 譲受人に対して、技術の輸入に不可欠でない付帯条件（必須でない技術や原材料、製品、設備またはサービスの購買を含む）の受け入れを要求する条項；
- (2) 譲受人に対して、専利権有効期間が満了したまたは専利権が無効と宣告された技術に対してロイヤリティの支払いまたは関連義務の負担を要求する条項；
- (3) 譲受人による譲渡者提供技術への改良または改良技術の使用を制限する条項；
- (4) 譲受人に対して、他のソースから譲渡者提供技術と類似する技術または競合技術を購入することを制限する条項；
- (5) 譲受人の原材料、部品、製品または設備の購入ルートまたは購入先を不合理に制限する条項；
- (6) 譲受人の製品の生産数量、品種または販売価格を不合理に制限する条項；
- (7) 譲受人が輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを制限する条項。

## 第二節 強制的専利ライセンス

### 一、強制的専利ライセンスの定義

中国における強制的専利ライセンスとは、中国国務院専利行政部門（具体的には国家知識産権局が担当）が、先端技術の実業化の促進や、中国の国家または公共利益の保護、独占禁止行為の抑止、国際的責任の貫徹の観点から出発し、専利権にかかる技術につき職権または当事者の申請に応じて実施の許諾を強制的に与えることをいう。

### 二、強制的専利ライセンスの適用条件

2008年の専利法改正に伴い、強制的専利ライセンスの適用条件は以前より具体化されている。改正前と改正後（現行法）の専利法における強制的専利ライセンスの適用条件は以下の通りである。

理由	改正前	現行法
先端技術の実業化の促進（場合一）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家知識産権局へ申請する；</li> <li>2. 対象専利は発明または実用新案専利に限る；</li> <li>3. 実施の条件を具備する；</li> <li>4. 合理的条件で専利権者と交渉したが、合理的長時間許諾を取得できなかった証明を提出する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家知識産権局へ申請する；</li> <li>2. 対象専利は発明または実用新案専利に限る；</li> <li>3. 実施の条件を具備する；</li> <li>4. 合理的条件で専利権者と交渉したが、合理的長時間許諾を取得できなかった証明を提出する；</li> <li>5. 対象専利が半導体技術ではないこと；</li> <li>6. 専利権者は専利権の登録日から 3 年間、かつ専利出願日から 4 年間にわたって正当な理由もなくその専利を実施していないかまたは専利の実施が不十分である場合に限る；</li> <li>7. 対象専利の実施は主に国内市場への供給とする。</li> </ol>
先端技術の実業化の促進（場合二）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家知識産権局へ申請する；</li> <li>2. 対象専利は発明または実用新案専利に限る；</li> <li>3. 新たな発明または実用新案専利権（以下、「新専利」という）を取得している；</li> <li>4. 新専利の実施は対象専利の実施に依存する；</li> <li>5. 新専利は対象専利と比べて顕著な経済的意義上の重大な技術進歩を有する；</li> <li>6. 実施の条件を具備する；</li> <li>7. 合理的条件で専利権者と交渉したが、合理的長時間許諾を取得できなかった証明を提出する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家知識産権局へ申請する；</li> <li>2. 対象専利は発明または実用新案専利に限る；</li> <li>3. 新たな発明または実用新案専利権（以下、「新専利」という）を取得している；</li> <li>4. 新専利の実施は対象専利の実施に依存する；</li> <li>5. 新専利は対象専利と比べて顕著な経済的意義上の重大な技術進歩を有する；</li> <li>6. 実施の条件を具備する；</li> <li>7. 合理的条件で専利権者と交渉したが、合理的長時間許諾を取得できなかった証明を提出する；</li> <li>8. 対象専利が半導体技術ではないこと；</li> <li>9. 対象専利の実施は主に国内市場への供給とする。</li> </ol>

<p>国の緊急状態または非常事態</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象専利は発明または実用新案専利に限る；</li> <li>2. 国家に緊急状態もしくは非常事態が発生した場合限る。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象専利は発明または実用新案専利に限る；</li> <li>2. 国家に緊急状態もしくは非常事態が発生した場合に限る；</li> <li>3. 対象専利が半導体技術ではないこと；</li> <li>4. 対象専利の実施は主に国内市場への供給とする。</li> </ol>
<p>公共利益の保護</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象専利は発明または実用新案専利に限る；</li> <li>2. 公共利益のために限る；</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象専利は発明または実用新案専利に限る；</li> <li>2. 公共利益のために限る；</li> <li>3. 対象専利の実施は主に国内市場への供給とする。</li> </ol>
<p>独占禁止行為の抑止</p>	<p>規定なし</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家知識産権局へ申請する；</li> <li>2. 対象専利は発明または実用新案専利に限る；</li> <li>3. 実施の条件を具備する；</li> <li>4. 専利権者による専利権行使の行為が法によって独占行為と認定された；</li> <li>5. 上記独占行為が正当な競争に不利な影響を与えた；</li> <li>6. 上記の不利な影響を解消または軽減する目的であること。</li> </ol>
<p>国際的責任の貫徹</p>	<p>規定なし</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公衆の健康を保護する目的であること；</li> <li>2. 薬品にかかる専利に限る；</li> <li>3. 実施の形態は製造と輸出に限る；</li> <li>4. 輸出目的地は中国の加盟した関連国際条約の規定に合致した国または地区に限る。</li> </ol>

表 2-1 強制的専利ライセンスの適用条件に関する条文の改正前後の対比

### 三、強制的専利ライセンスのその他の特徴

強制的専利ライセンスは、上述した適用条件上の特徴以外に、以下の特徴もある：

1. 強制的専利ライセンスの実施の範囲と期間は、強制的ライセンスの理由により決定され、強制的実施許諾決定書の中に明確に記載される。強制的ライセンスの理由が解消し且つ再発生することが無い場合、上記決定された期間の満了を問わずに、専利権者は強制的ライセンスの終了について国家知識産権局に申請することができる<sup>33</sup>；
2. 強制的専利ライセンスのライセンシーは独占的实施権を有さず、且つ他人に実施を再許諾することはできない<sup>34</sup>；
3. 強制的専利ライセンスのライセンシーは専利権者に合理的なロイヤリティを支払わなければならない、または中国の加盟した関連国際条約の規定に従ってロイヤリティの問題を処理する。ロイヤリティを支払う場合、その金額は双方の協議により定める。協議したが合意に達しなかった場合、国家知識産権局は、当事者が提出した裁決申立書と当事者双方間協議不能の証明に基づき3ヶ月以内に裁決を下す<sup>35</sup>。
4. 専利権者が国家知識産権局による強制的ライセンスの決定に不服がある場合、または専利権者もしくは強制的ライセンスのライセンシーが強制的ライセンスの実施料に関する裁決に不服がある場合、通知を受領した日からの3ヶ月以内に提訴することができる<sup>36</sup>。

### 四、強制的専利ライセンス制度の利用状況

現在まで、強制的専利ライセンス制度を利用して実際に強制的実施許諾を取得したケースはまだ無い。

<sup>33</sup> 「中華人民共和国専利法」(1985年4月1日より施行、2008年12月27日改正)第55条

<sup>34</sup> 「中華人民共和国専利法」(1985年4月1日より施行、2008年12月27日改正)第56条

<sup>35</sup> 「中華人民共和国専利法」(1985年4月1日より施行、2008年12月27日改正)第57条、「中華人民共和国専利法実施細則」(2001年7月1日より施行、2010年1月9日改正)第75条

<sup>36</sup> 「中華人民共和国専利法」(1985年4月1日より施行、2008年12月27日改正)第58条

## 第三章 技術ライセンス

### 第一節 技術ライセンスの交渉の一般知識

円満なライセンス契約の達成には、有効且つ柔軟な交渉が不可欠である。交渉を通じて合意に達し、ライセンス契約を締結し、その誠実な履行により双方が利益を得る。従って、交渉が成功するか否かは、ライセンス契約がまとまるか否かとビジネス利益の大小に直接影響を及ぼす。また交渉前の準備は、交渉の成否に大きな影響を及ぼす。自己に対する客観的評価なくして、相手方の実力を客観的に認定することはできない。従って、交渉準備過程において、ネゴシエーターは自身の状況を全面的に分析すると同時に、交渉相手の状況を理解していなければならない。

#### 一、正確な自己分析

いずれの交渉にも、まず自信の確立が必要である。この自信は、自己の実力および優位性に対する正確な認識と十分な交渉準備作業を通じて生じる。ネゴシエーターは実現したいライセンス契約の具体的な要求を裏付ける事実および算定根拠の準備が整っているか否かを理解していなければならない。自己の技術の市場規模、代替技術の存在の有無等を把握した上で、自己の優位点と弱点をそれぞれまとめておく必要がある。自己の優位点は、交渉において積極的に強調し、その影響力をなるべく拡大すべきである。優位点の強調によって、交渉の自信を高めると同時に、相手にプレッシャーを与えることができる。

また、遭遇し得る困難または相手の要求に対して、十分に心の準備をしておかなければならず、一旦交渉が決裂した場合、その他これに替わる対象が存在するか否かも含め、ライセンスの目的を実現するために考慮しておかねばならない。

#### 二、相手方の調査

ライセンス契約の相手方の調査は、交渉準備作業の最も鍵となる部分であり、事前に相手方のことを全く理解せずに交渉に挑めば、極めて困難な状況に陥り、ひいては非常に大きなリスクを冒すことになりかねない。交渉相手の状況は複雑、多様であり、その全てを調査しておくことは困難であるが、リスクの少ないライセンスを達成するには、

少なくとも交渉相手の身分その他の基本情報、与信状況、履行能力、交渉参加者の権限と背景、ゴールとミッションを調査・分析しておく必要があると思われる。

## 1. 相手方の身分その他の基本情報

詳細については後述するが、中国には様々な企業があり、企業の性質によって、その権利決定機構、内部の管理制度、信用、契約の履行能力も異なるため、事前に相手の身分その他の基本情報を調査して、異なる性質の企業に対して異なる交渉戦略を制定する必要がある。

相手方の身分その他の基本情報の調査は、例えば中国弁護士または中国の調査会社を通じて、企業登記地の工商局で企業の具体的な資料を取調べることにより行うことができる。企業の登録資本金および年度検査報告書を通じて当該企業の基本情報を把握することができる。

また、政府の企業情報ネットサイトを通じて企業の基本状況を把握することもできる。以下は企業情報リサーチの URL を幾つか挙げている。また、中国語のサーチエンジンに「企業情報」をキーワードとして関係政府企業情報のウェブサイトを検索してもよい。

各省企業信用情報ネット	URL
中国企業信息网	<a href="http://www.cicn.com.cn/web/web1/shehuifuwu.html">http://www.cicn.com.cn/web/web1/shehuifuwu.html</a>
北京市企業信息网	<a href="http://qyxy.baic.gov.cn/zhcx/zhcxACTION!query.dhtml">http://qyxy.baic.gov.cn/zhcx/zhcxACTION!query.dhtml</a>
上海市企業信息网	<a href="http://www.sgs.gov.cn/sabicsgs/index.jsp">http://www.sgs.gov.cn/sabicsgs/index.jsp</a>
天津市企業信息网	<a href="http://www.tjaic.gov.cn/">http://www.tjaic.gov.cn/</a>
重慶市企業信息网	<a href="http://www.cqcredit.cn/">http://www.cqcredit.cn/</a>
湖南省信用網	<a href="http://www.hncredit.gov.cn/search/advanceSearch.aspx">http://www.hncredit.gov.cn/search/advanceSearch.aspx</a>
四川省企業信息网	<a href="http://www.sccredit.gov.cn/">http://www.sccredit.gov.cn/</a>
福建省企業信息网	<a href="http://www.fjcredit.com/">http://www.fjcredit.com/</a>
広東省企業信息网	<a href="http://www.credit.gov.cn/index.jsp">http://www.credit.gov.cn/index.jsp</a>
浙江省企業信息网	<a href="http://www.zjcredit.gov.cn:8080/">http://www.zjcredit.gov.cn:8080/</a>
湖北省企業信息网	<a href="http://www.hbcredit.gov.cn/">http://www.hbcredit.gov.cn/</a>
貴州省企業信息网	<a href="http://www.gzcredit.gov.cn/">http://www.gzcredit.gov.cn/</a>
安徽省企業信息网	<a href="http://www.apec315.e-315.com/">http://www.apec315.e-315.com/</a>

表 3-1 企業情報リサーチのネットサイト

## 2. 相手方の与信状況と履行能力

相手方の与信状況と履行能力について調査を行うことは、交渉準備作業の重要なステップである。必要な与信状況分析を怠り、ライセンス契約の相手方の主体資格が不合格または契約が要求する基本的な相応の履行能力を備えていなかった場合、その締結した契約は無効の契約または履行の保証を欠く契約となり、ネゴシエーターのこれまでの努力が無駄になり、巨額の損失を被ることになる。特に、高い知名度を有しているわけではない会社については、その資産、技術、製品、役務等の状況を深く理解する必要がある。

ライセンス契約の相手方の与信状況の調査には、二つの方面の内容が含まれる。一つめは相手方の主体の合法的資格であり、例えば工商局で設立登記情報の取調べにより調べることができる。二つめは、相手方の資本信用であり、例えば調査会社や金融機構を利用して調査することができる。

また、相手方の履行能力にも二つの方面の内容があり、一つめは、客観的な履行能力であり、例えば相手方はライセンス技術の実施に必須の設備を有しているか、関連技術者を有しているか、技術者の知識がライセンス技術の実施に要するレベルに達しているかである。これは、例えば調査会社に頼んで調べてもらうか、または実際に相手方の工場に行ってみ学をすることにより行うことができる。二つめは、主観的な履行能力であり、例えば相手方は信用があるか、悪意で違約行為があったか否かである。これは、相手方と貿易関係のある関連企業などに問い合わせることである。

## 3. 交渉参加者の権限と背景

相手方ネゴシエーターの権限を把握することは、交渉を経てどれだけ実質的結果が得られるかについて重要な影響を及ぼす。相手方のネゴシエーターの権限範囲を理解せず、決定権が十分でない者を交渉の対象とすることは、時間の無駄であるばかりでなく、よりよい取引のチャンスを失うことにもなりかねない。

相手方のネゴシエーターの権限は、交渉前の調査と交渉中の問い合わせによって把握することができる。交渉前の調査とは、例えば交渉前の連絡によって交渉に参加予定のネゴシエーターの社内における職位と地位に関する情報を入手し、更に相手企業の性質に応じてその職位と地位にある人物の法的職能と権限を把握することをいう。交渉中の問い合わせとは、実際の交渉において相手方のネゴシエーターの権限を直接に問い合わせることをいい、問い合わせた結果、そのネゴシエーターの自称した権限が明らかに前述した法的職能と権限の範囲を超えている場合、企業からの授権書の有無を更に確認する必要がある。

また、相手方のネゴシエーターの背景、性格等情報の把握も交渉の成功、ひいてはライセンス契約の締結の促進に有利となる場合がある。例えば相手方のネゴシエーターの背景、キャリア、能力、信念、性格、心理タイプ、個人の風格、嗜好およびタブーや、

交渉チームの場合、各メンバー間の内部関係等が考えられる。これらの情報は交渉準備に必須の項目ではないが、ある程度把握していればプラスになる。例えば相手方は極めて専門的なネゴシエーターであり、交渉において非常に高度な交渉技術を用いている場合、失態により自己の根本的利益を損なわないように注意しなければならない。

#### 4. 相手方の交渉のゴールとミッション

ゴールとミッションの設定は、交渉準備の基本中の基本であり、相手方のゴールとミッションを何らかの手段で探ることができれば、交渉に極めて有利となる。しかし、交渉のゴールとミッションは秘密とされているのが一般的であり、それを探ることは容易ではない。この場合、交渉前のやり取りの内容や交渉中の相手の反応等から推測するしかないだろう。

### 三、交渉チームの結成

ライセンス契約交渉の場に何人当たらせることが適切なのかは、交渉内容の難易度、技術力の大小、専門的知識の必要性、自己の人員の交渉能力レベルの高低および相手方交渉人員の人数に応じて確定するのが一般的である。一般的には、小規模のライセンス契約交渉では、ネゴシエーターは2~3人で結成され、このような小規模の交渉は、人員に対して非常に高い業務素質および現場経験が要求される。大規模なライセンス契約交渉では、内容が広範囲に及び、専門性が高く、チームワーク量が多いため、交渉に当たる人員の数は小規模の交渉に比べ多少多くなり、多い時は十数名から数十名に及ぶこともある。

交渉チームを結成する際に、以下の点を注意する必要がある。

#### 1. 業務効率

チームが効果的に業務を展開するには、その内部の分業と協力が不可欠であり、まずチーム内部で円滑な意見交換の場を確保しなければならない。また、交渉は高度な集中力が求められるため、問題点に対する瞬時的な反応力も必要である。ネゴシエーターの数が多ければ多いほど、異なる意見が増え、これらの意見を迅速にまとめて分析し、更に統一した対応案に整理することは容易ではない。そのため、交渉チームの大規模化は好ましくなく、4人前後で結成したほうが効率がよいといわれている。

#### 2. 交渉チームの管理

交渉チームの場合、チームリーダーを明確にしなくてはならず、リーダーの管理能力に基づき交渉に当たる人数を確定することを要する。

### 3. 専門知識と分業

ネゴシエーターは交渉過程において、各人が思い思いのことを行うのではなく、メインスピーカー（リーダ）の指揮下で相互密接に協力する必要がある。交渉内容および各人の長所に基づき適切に分業を行い、各人の職責を明確にするだけでなく、交渉において既定の方案に基づき機会を見て行動し、互いに呼応し、同一目標に向かう交渉チームを形成する。そのため、交渉が及ぶ専門知識の範囲に基づき、チームのメンバーを配置する必要がある。

技術ライセンスの交渉は、ビジネス、技術、法律、戦略計画、融資等の方面にかかる場合が多いため、これらの面に長けた者から構成されたほうがよい。そして、各メンバーは自身の専門分野に精通するだけでなく、他の方面の知識もある程度理解する必要がある。

例えば、技術者はある程度のビジネス常識、ビジネス専門家はある程度の技術と法律知識、法律の専門家はある程度の技術とビジネス知識を有することが望ましい。交渉において、技術者は関係技術の技術性能等の条項の完全性および正確性に責任を負い、且つ、ビジネス人員に協力して、同種技術または技術サービスの価格に対して比較分析を行う。ビジネス人員は、契約条件交渉に責任を負い、交渉チーム間のチームワークを整えなければならない。法律人員は契約条項の合法性、完全性、公正性に責任を負い、要求に基づき、契約法律条項の交渉および文書のドラフトに責任を負う。各種人員は、職責上、各自分担し、各自責任を負うが、交渉においては、「各自が自己の家の前だけ雪かきをする」ということは許されず、メインスピーカーの指揮に従い、相互に協力し、相互に呼応し、全体の戦闘能力を形成しなければならない。

また、上記専門知識のほか、ネゴシエーターは心理学、経済学、マネジメント等の方面の知識にざっと目を通す必要があり、各分野を幅広く網羅した知識は交渉チームの自信の形成に資する。

### 四、 交渉案の制定

交渉案の内容として、一般的には交渉テーマ、交渉範囲、交渉ゴールとミッション、折衷案、バトナ（次善策）、スケジュール、議事日程等が含まれる。

交渉案の制定は、全面性、簡明性、柔軟性、合法性、科学性が要求される。

全面性とは、交渉案は交渉すべき事項を全面的に反映していなければならないことであり、例えば技術ライセンス交渉の場合、技術の範囲、技術資料の交付範囲と渡し方、ノウハウの秘密保持、ロイヤリティの算定と支払い方、改良技術の帰属、改良技術につ

き専利出願する場合の権利・義務分担、契約書届出の履行と費用の分担などをリストアップして、交渉の際には簡単でも一々確定しなければならない。

簡明性とは、交渉案の内容をネゴシエーターが覚えやすいように高度に概括しておくことをいう。交渉はその内容によって、極めて短い時間に目まぐるしく変化する場合もあり、ネゴシエーターは瞬時的反応力が求められるため、高度概括した内容でなければ、ネゴシエーターの反応に影響し、相手に利用できる機会を与えてしまう恐れがある。

柔軟性とは、交渉すべき事項のそれぞれにつき、最高と最低目標のほか、幾つかの折衷案を設定することをいう。最高と最低の2つの目標しか設定しなければ、目標に大きな幅が生まれる場合があり、これだけをもって交渉すると、合意に達成できないことにより交渉の難航、ひいては決裂に至る恐れがある。そのため、最高と最低の目標の間に幾つかの折衷案を設定し、交渉難航時の譲歩オプションとする必要がある。

合法性とは、交渉ゴールとミッションを設定する際には、その合法性を確保しておく必要があることをいう。特に中国企業と技術ライセンスにつき交渉する場合、中国の契約法や専利法以外に、技術輸出入管理条例等の特別な法規定に及ぶ場合があり、交渉のゴールとミッションの設定がこれらの法規定に反する場合、交渉資源の無駄使いばかりか、契約事項の無効に致すこともある。具体的には、後述の中国企業と交渉する際の注意事項の部分を参照ください。

科学性とは、設定したゴール、ミッション、折衷案が説得力を有するように、調査研究と実情の基礎の上に一定の合理性と科学性を有する案を確立することをいう。

## 五、交渉戦略の選択

各交渉にはそれぞれ特徴があり、特定の戦略と対応する戦略が求められる。但し、純粹な提携関係も実際にそぐわないものであり、相手方が最大の利益を追求する時、ある種の競争的戦略を採用し得る。従って、交渉中、協力と競争が結合した戦略を取れば、交渉を順調に進行させることができる。これは、臨機応変に対応できるよう、我々には多種類の戦略方案を交渉前に作成することが求められている。積極的に攻めるのか、それとも具体的な事情に対応してそれ相応の対策をとるのか、機先を制するのか、それとも下手に出て粘り強くいくのか、将来に着目して暫時小さな利益に目をつぶるのか、それとも現実を把握して目の前のわずかな利益も逃さないのか、いずれも戦略的なガイドラインと戦術的事前準備が必要である。

交渉戦略を決定する際、できるかぎり、すべての細部と問題を考慮し、且つ自己の切実な実行可能目標と最低ラインを設定し、同時に相手方の期待と目標を予測する。相手方の要求および現状に基づき、交渉の方向性を設定し、交渉戦略を決定する。同時に、交渉から離脱する準備も行っておく。

## 六、交渉場所の選択

交渉場所の選択は交渉の手段として小さなものであるが、場合によって大きな作用を働くこともある。場所選択のメリットとデメリットは以下の通りである。

	自己の所在地で 交渉を行う	相手方の所在地で 交渉を行う	双方の所在地で クロス交渉を行う	第三の場所で 交渉を行う
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 心理的優位</li> <li>◆ 精神的優位</li> <li>◆ 協力優位</li> <li>◆ 主導権優位</li> <li>◆ コスト優位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 干渉されがたい</li> <li>◆ 決断力が強い</li> <li>◆ 相手方の情報の理解に便利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公平</li> <li>◆ 相互理解が深まる</li> <li>◆ 感情融和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平等</li> <li>◆ 策略運用をするのに適切</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 注意力の点に集中しがたい</li> <li>◆ 決断力が影響を受けやすい</li> <li>◆ 接待の負担が重い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本部との連絡に不便</li> <li>◆ 環境に不案内</li> <li>◆ 受動的になりやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 時間が長い</li> <li>◆ 費用がかさむ</li> <li>◆ 精神的疲労度が強い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 場所の選定につき相談しなければならない</li> <li>◆ 通常、相互があまり打ちとけておらず、信頼度があまり高くない場合に選択される。</li> </ul>

表 3-2 交渉場所の選択のメリットとデメリット

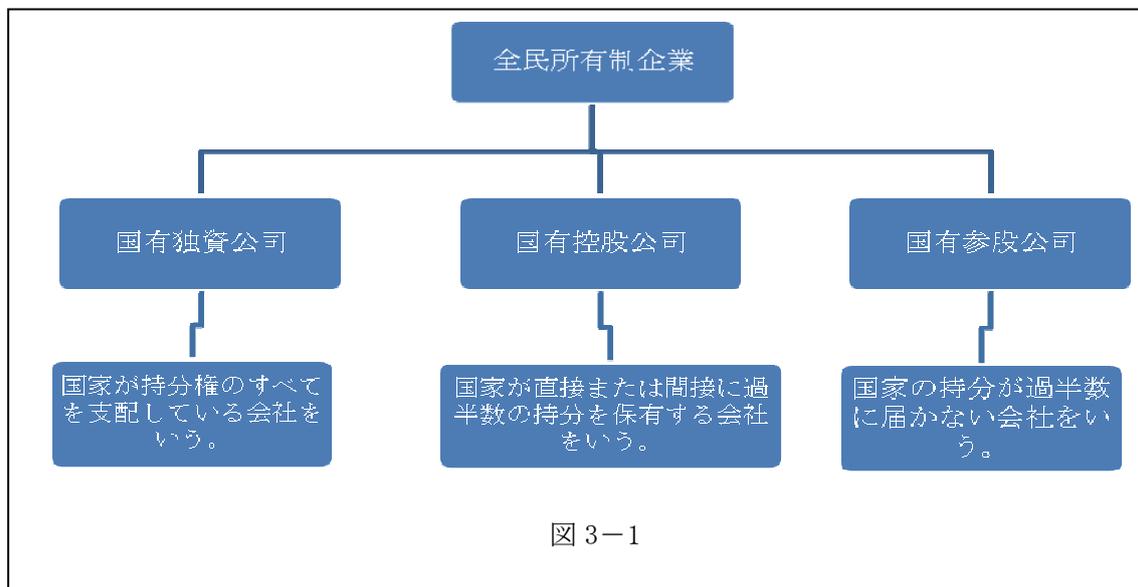
## 第二節 中国企業との技術ライセンスの交渉術

### 一、 中国企業の身分確認

上述したように、技術ライセンスにつき相手と交渉するに先立って、相手の身分その他の背景等を把握しなければならない。この点は中国企業とのライセンス交渉において特に重要である。中国の企業はその設立ルートや資本関係によって性質が異なり、異なる性質の企業は、権力機構から管理体制にわたって大きな差異が存在している。これらの差異は技術ライセンスの交渉に影響する可能性があるため、交渉に先立って相手方の企業の性質等を把握しておくことが重要である。そのため、以下は中国企業の種類（性質）を紹介する。

#### 1. 全民所有制企業

全民所有制企業は、企業の財産が全民所有に帰属し、国は所有権と経営権の分離原則に基づき企業の経営管理を認め、企業はその財産に対して占有権、使用权および法に基づく処分権を享有する企業である。全民所有制企業は、法に基づき自主経営し、損益につき自ら責任を負い、独立採算を取る企業である。



全民所有制企業の管理制度は、工場長責任制、従業員代表大会制度、企業基層党組織制度の三者の有機的結合である。

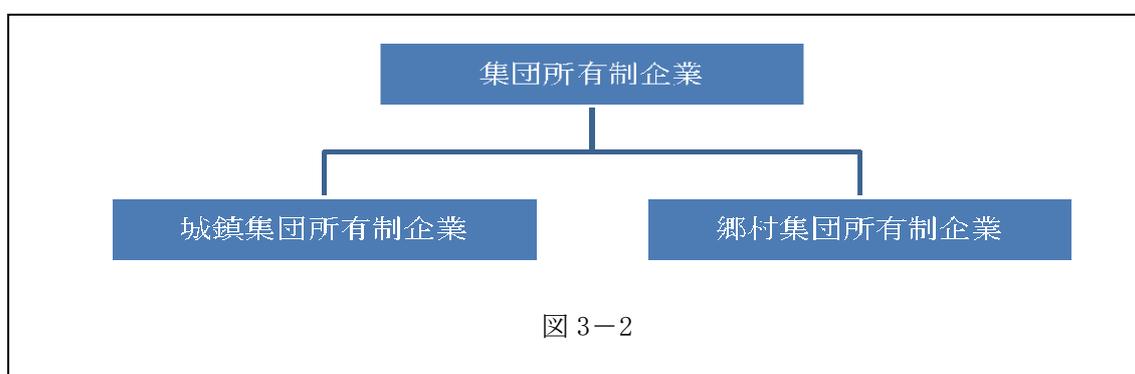
工場長（経理）：工場長（経理）は企業の法人代表者であり、国有企業において全責任を負う。

従業員代表大会：従業員代表大会は、民主管理を行使する権力機構である。従業員は従業員代表大会を通じて民主管理および民主監督権力を行使する（工会主席は従業員と管理層を代表し、連絡、コミュニケーションに当たり、従業員の福利、賃金等の事項に関する解決に当たり、従業員代表大会を召集し、工場の重大な方針決定について討論等を行うことに責任を負う）。

企業基層党組織：国の方針、政策が企業において、実施が貫徹されるよう保証するため監督を行う。（党委書記は、党の組織の指導者であり、思想政治工作を担当し、必要に応じて企業の重大な方針決定に参加し、対応するアドバイスまたは意見を提出する。）

## 2. 集団的所有制企業

集団的所有制企業は、生産手段が労働群衆集団の所有に帰する所有制を基礎とした独立の経済組織である。集団的所有制企業は、法律規定に基づき民主管理を実行し、従業員（代表）大会は、集団企業の権力機関であり、企業管理者の選挙および罷免を行い、経営管理の重大問題を決定する。集団的所有制企業には、城鎮と郷村の労働群衆集団的所有制企業が含まれる。



### (1) 城鎮集団的所有制企業

城鎮集団企業従業員（代表）大会が集団企業の権力機構であり、集団企業の従業員は企業の主人であると規定され、法律、法規および集団企業定款に基づき企業を管理する権力を行使する。

城鎮集団的所有制企業は、工場長（経理）責任制を実施し、工場長（経理）が企業の法定代表者であり、企業従業員（代表）大会に責任を負う。工場長（経理）は、企業従業員から選挙または任用することにより誕生する。

## (2) 郷村集团的所有制企業

郷村集团所有制企業は、郷(鎮を含む)村(村民小組を含む)農民集团により主宰される企業である。郷村集团企業の財産は当該企業を主宰する郷または村の範囲内の全体農民集团所有に帰属し、郷もしくは村の農民大会(農民代表會議)または農民全体を代表する集团經濟組織により企業財産所有權が行使される。企業が請負、賃貸借制またはその他の所有制企業と共同經營する場合、企業財産の所有權は変わらない。

企業所有者は、法に基づき企業の經營方針、經營形態、工場長(經理)の人選または任用方式の決定を行い、法に基づき企業税控除後の利潤の企業との間の具体的分配比率を決定し、および企業分立、合併、移転、休業、終了、破産申告等の決議を行い、企業の生産、供給、販売のために、サービスを提供する義務、企業自主權を尊重する義務を負う。請負または賃貸借制を実行する企業にあつては、企業所有者は、公開入札または任用、推薦等の方法を採用し、法律に定める条件に合致した經營者を選択または確定しなければならない。企業經營者は、企業の工場長(經理)である。企業は、工場長(經理)責任制を実施し、工場長(經理)は、企業に対して全面的に責任を負い、企業を代表して職權を行使する。

また、郷村集团的所有制企業の管理制度は以下のとおりである。

民主管理：従業員は企業民主管理に参加する權利を有し、工場長(經理)およびその他の管理者に対して批評および告訴を提出する權利を有する。企業従業員(代表)大会は、企業經營管理における問題に対して意見およびアドバイスを提出する權利を有し、工場長(經理)およびその他の管理者を評議、監督し、従業員の合法權益を保護する。

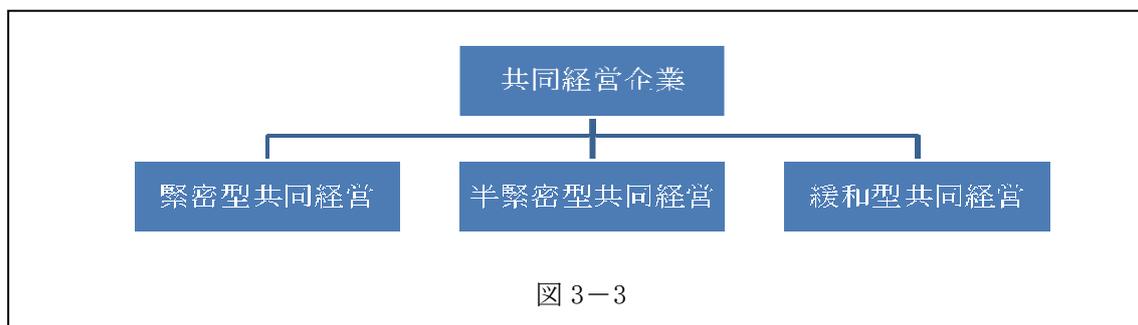
労働管理：雇用制度上、次の通り規定している。企業が従業員を採用するときは、法に基づき労働契約を締結し、臨機応変な雇用制度と弁法を実施し、且つ未成年労働者を採用してはならない。技術に対する要求が高い企業は、徐々に専門化された技術員チームを形成しなければならない。高度の危険作業に従事する従業員に対して、国家规定に基づき保険会社に保険をかけなければならない。条件のあるものについては、関係規定に基づき、従業員社会保険を実施しなければならない。分配制度上、次の通り規定している。企業は、国家、集团および個人の利益を互いに考慮し、蓄積と消費の割合を合理的に手配し、従業員に対し、従業員各自が自己の能力を最大限尽くして、労働に応じて分配する原則(原文：各尽所能按劳分配的原则)を実施し、且つ男女同賃金を実施する。企業で発生した労働紛争については、「国营企業労働紛争处理暫定規定」を参照して処理することができると規定している。

財務管理：企業税控除後の利潤の企業に残す部分は60%を下回ってはならず、企業は自主的に手配し、主として生産發展基金の増加に用い、技術改良および

再生産拡大を行い、福利基金と奨励基金を適切に増加する。企業税控除後の利潤の企業所有者に渡す部分は、主として農業基本建設、農業技術サービス、農業公益事業、企業更新改造または新企業発展の扶助に用いる。

### 3. 共同経営企業（中国語：聯営企業）

共同経営企業とは、2つおよびそれ以上の同一または異なる所有制性質の企業法人または事業単位法人が、自己の意思、平等、相互利益の原則に基づき、共同で投資設立した経済組織をいう。共同経営企業には、国有共同経営企業、集団共同経営企業、国有と集団共同経営企業とその他の共同経営企業が含まれる。



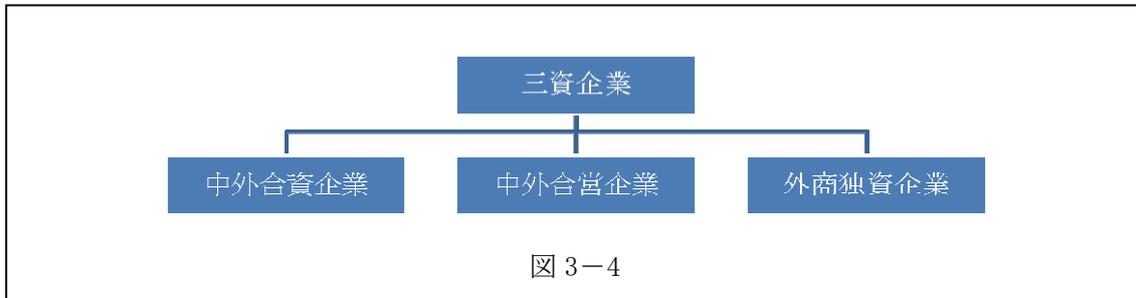
(1) 緊密型共同経営は、共同経営に参加する各人が資金、財産、技術等により投資し、共同で経営し、且つその出資額を限度として有限責任を負い、自主経営、独立採算を行い、自らの損益について自ら責任を負い、独立して民事責任を負うことのできる経済実体である。登記主管機関において登記が認められた後、「企業法人営業許可証」が交付され、法人資格を取得する。

(2) 半緊密型共同経営は、共同経営の各人が契約または協議に基づき、各自が所有するまたは経営管理する財産により、連帯責任を負う。このような共同経営は、法人間のパートナーシップ制であり、経済実体（単独の法人）を形成せず、独立して民事責任を負うことができない。登記主管機関は有効期間を明記した「営業許可証」を交付する。

(3) 緩和型共同経営は、共同経営の各人が契約または協議に基づき、一定期間内に比較的安定した提携関係を構築し、各自独立して経営、各自独立して民事責任を負い、その権利義務は契約により約定する。共同経営各者は、共同出資せず、新たな経済実体（単独の法人）を設立せず、登記主管機関は、登記を行わない。

#### 4. 三資企業

三資企業は、中国の関係部門の許可を得て、中国の関係法律規定を遵守し、経営活動を行い、一つまたは一つ以上の国外投資者と中国の投資者が共同経営または独立経営し、自らの損益について自ら責任を負い、独立採算を実施する経済実体である。



##### (1) 中外合弁（合資）企業

中外合弁（合資）企業は、中外合資経営企業とも称される。外国公司、企業とその他の経済組織または個人が平等互惠の原則に基づき、中国政府の許可を得て、中華人民共和国国内で、中国の公司、企業またはその他の経済組織と共同出資、共同経営、共同してリスクを負い、共同して損益に責任を負い、経営活動に従事する企業をいう。その組織形式は有限責任公司である。

##### 中外合弁（合資）企業の特徴

- ①合弁企業は、契約規定に基づき持分を保有するが、出資証明書があるのみで、株式を発行しない。従って、国外の株式会社と異なり、誰の持分が多いのか、誰が会社の経営管理権をコントロールしているのかという経営参画問題が生ずる。
- ②中外合弁（合資）企業の持分については、下限が25%を下回ってはならないとだけ規定しており、上限について明文規定がない。
- ③中外合弁（合資）企業はいずれも有限責任公司であり、その経済責任は各自の出資額を限度とする。
- ④国外投資者が取得する利潤およびその合法所得は、外貨でなければ送金できず、これは契約において製品の輸出販売比率を約定することが求められ、経営において外貨収支の均衡が強調される。

##### (2) 中外合弁（合営）企業

中外合弁（合営）企業は、中外合作経営企業とも称され、対外経済合作と技術交流のために、外国公司、企業およびその他の経済組織または個人が平等互惠の原則に基づき、中華人民共和国国内の企業またはその他の経済組織と共同で主宰するものであり、契約に定める各人の投資条件、収益分配、リスク責任および経営方式等に基づき、経営する

非持分式の経済組織である。共同経営方式は、法人企業でもよいし、あるプロジェクトの実施または共同で何らかの経済活動を行うために形成された非法人式の組織でもよい。中外合弁（合営）企業は、一般的に中国合作者が土地（使用权）、自然資源、労働力または既存の家屋、設備および相応の水・電気設備を提供する。外国合作者は、資金や先進的設備、材料等を提供する。

#### 中外合弁（合営）企業の特徴

- ①中外合弁（合営）企業は、法人の身分で企業合作経営契約を締結しなければならない、且つ契約に定める出資方式と分配比率に従って収益を分配しなければならない。これは法人資格のある企業でもよいし、独立した資格を有さない共同経営実体でもよい。
- ②合作者の権利、義務は、平等互惠の原則の基礎の上に確立し、契約において、合作者が提供する合作条件を明確にし、一般的に貨幣換算した出資額により出資金とせず、合作者の出資合計により利潤を分配しない。合作者の収益分配およびリスク、債務の分担、企業経営管理方式および合作期間満了時の清算方法等は、すべて契約に規定しなければならない。
- ③合作条件を提供した合作経営企業登記には二種類の方法がある。一つは、外国合作者の無利息で提供した資金、設備に中国側が投入した少量の現金を登録資本金とする方法。二つめは双方が提供した合作条件をすべて投資元金として登録資本金にする方法である。
- ④合弁企業は、加速減価償却またはその他の方法により、前倒して投資回収することができ、期間満了前は、依然として原投資額に基づき合弁企業の債務に責任を負う。そうでなければ、元金返済後、合弁（合営）企業に万一、欠損が出た場合、返済能力がなく、債権者の利益を保証することができない。

#### (3) 外資企業

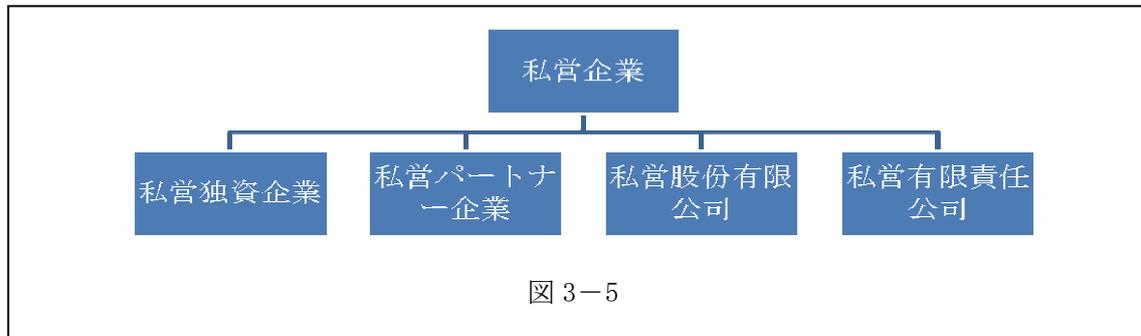
外資企業は、外商独資企業とも称される。中国国内で設立された、全部の資本が外国企業およびその他の経済組織または個人の出資による企業（外国の企業およびその他の経済組織が中国国内で設立した支分機構を含まない）をいう。

#### 外資企業の特徴

- ①外資企業は、中国で登記し、その法定住所は中国であり、大部分の経営活動は中国国内で行われる。従って、中国法規の法人条件に合致するものは、法に基づき中国法人資格を取得することができ、中国法律の管轄と保護を受ける。
- ②外資企業の最も主要な特徴は以下のとおりである。自己投資金、自主経営、損益自己責任、自己利益享有。

## 5. 私営企業

私営企業とは、自然人が投資設立または自然人が経営支配し、労働者の雇用を基礎とした営利性経済組織をいう。「会社法」「パートナー企業法」「私営企業暫定条例」に基づき登記された私営有限責任公司、私営股份有限公司、私営パートナー企業および私営独資企業が含まれる。



### (1) 私営独資企業

「私営企業暫定条例」（1988年6月25日、國務院第4号令公布）第7条第1項は、「独資企業とは、一人が投資経営する企業である」と規定している。即ち自然人一名が投資経営し、労働雇用を基礎として、投資者が企業債務に対して無限責任を負う企業である。

### (2) 私営パートナー企業

「パートナー企業法」または「私営企業暫定条例」の規定によれば、2名以上の自然人が契約に基づき共同投資、共同経営し、共同で収益に責任を負い、労働雇用を基礎として、債務に対して無限責任を負う企業をいう。

### (3) 私営有限責任公司

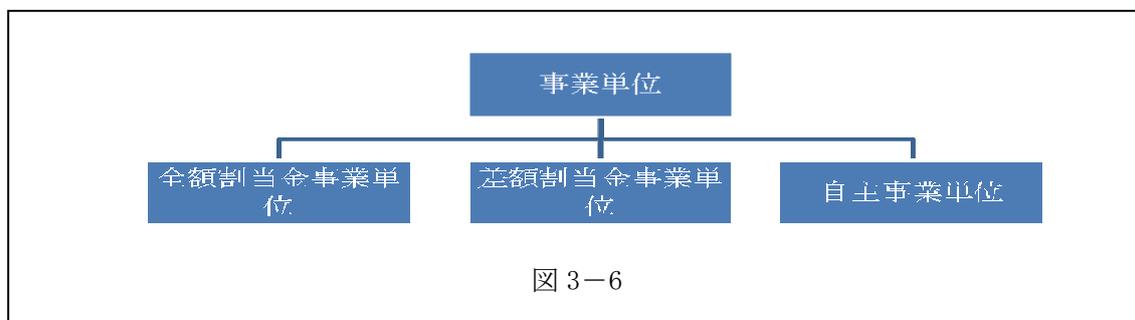
「会社法」、「私営企業暫定条例」の規定によれば、2名以上の自然人が投資または単独の自然人が経営支配する有限責任公司をいう。そのほか、国家工商行政管理局「自然人が出資設立した有限責任公司登記および監督管理問題に関する通知」（1994年11月18日、工商個字〔1994〕第325号）第6条は「自然人が主申請し、自然人出資額が登録資本の51%以上を占める有限責任公司の登記および監督管理には、上述の規定を適用する（私営企業管理に基づく）。」と規定している。

### (4) 私営股份有限公司

「会社法」の規定によれば、5名以上の自然人が投資し、または単独の自然人が経営支配する股份有限公司をいう。

## 6. 事業単位

事業単位は、一般的に国が設置する一定の公益性を有する機構であるが、政府機構に属さず、公務員とは異なる。通常、国は、これらの事業単位に財政補助を行う。例えば、学校等の全額割当金事業単位、病院等の差額割当金事業単位のほか、国が割当金を交付しない自主事業単位がある。



事業単位は、政府職能、公益サービスを主要趣旨とする公益性単位、非公益性職能部門等がある。事業単位は、社会事物管理に参加し、管理およびサービス職能を履行し、主として教育、科学技術、文化、衛生等の社会サービス活動に従事する。その上級部門の多くは、政府行政主管部門または政府職能部門であり、その人員の賃金の出所の多くは、財政割当金である。事業単位の登記は、編制部門で行われる。事業単位と従業員は任用契約を締結する。労働紛争が生じた時、事業単位は人事仲裁を行う。

上記の企業が設立ルートや資本関係によって、権力機構や管理体制が異なっているため、各種類の企業特徴を把握することはライセンスの交渉や戦略の制作に役に立つと思われる。

## 二、中国における交渉の特徴

大量の交渉事例や経験、アンケート調査からは、以下の中国における交渉の特徴がまとめられている<sup>37</sup>。

### 1. 交渉の理念

ここで交渉の理念というのは、交渉の結果に対する認識若しくは考え方である。交渉によってできる限り自己に有利な条件、結果を争うのが当然なことであるが、ライセンスの本質を正確に認識していなければ、よい結果を獲得できないばかりか、交渉の決裂に致すこともある。ライセンスにつき交渉を行うのは、元々Win-Winの場面を構

<sup>37</sup> 「中国ビジネス交渉行為分析」 趙霞 「商業研究」2005/22 総第330期P-121

築するためであり、即ちライセンシーは所有していない技術を利用して市場でより多くの利益を獲得する一方、ライセンサーはその技術の使用許諾の対価となるロイヤリティ等によって収入を増やす目的であるため、交渉の結果は必ずしも「相手の勝利、自己の敗北」または「自己の勝利、相手の敗北」ではない。そのため、ライセンス交渉の双方は、まず「Win-Win」の理念を確立して、交渉の終了時に当事者双方も「勝利」を感じられるように努力するのがよいだろう。

## 2. 交渉経験の多少が交渉時の積極性を影響

一般的には、譲受人は、交渉経験が豊富であればあるほど、交渉する際には契約の成立につき消極的態度を取りがちとなる。つまり、譲受人の交渉経験が豊富であり、様々な場面を経験したことがある場合、交渉する際には、双方間の未解決問題に対して消極な態度を持ち、問題の解決策を積極的に提供せずに相手の提案を待つという強勢姿態を表す傾向がある。これによって相手にプレッシャーをかけて、自己に有利な方向に導く。

## 3. 交渉に伴い信頼関係が確立

交渉する前には、当事者双方は交渉事項につきフェース・トゥ・フェースで詳しく交流したことが無いまたは少ないため、双方間の信頼関係はまだ確立されていない若しくは薄い状態にあるのが一般的である。この時、譲渡人でも譲受人でも輕易に相手を信頼することは無いため、交渉の初期段階では、慎重な態度を持ちながら自己に極めて有利な交渉案を出して、相手の反応を観察してみるのが一般的である。交渉の進行に伴い、互いに相手の状況とニーズを理解し、最終的に契約の成立のためにある程度の譲歩をすることになる。そのため、場合によって交渉において早期に誠意を出して、双方間の信頼関係の確立を促進できれば、早期に合意を達成し、ひいては後で具体的に契約条項を検討する際にも順調になるだろう。また、技術ライセンスは一回で終わるものではなく、契約の更新や技術のリリース等によってまた交渉する必要があるため、最初の交渉でよい信頼関係を確立できれば、その後の交渉でもスムーズに進めることができるため、信頼関係の維持が必要である。

## 4. リスクを冒しがちの性格は中国の交渉にとって消極的

交渉はケースバイケースのことであるが、中国のビジネス文化は全体としてはリスク回避型であり、安定な状態で発展を図るのが一般的であることに鑑み、交渉においてリスクを冒しがちの性格を表しすぎると、相手は不信感を生じ、本能的に抵抗感が出る恐れがある。そのため、中国の交渉においては、落ち着いて穏健なイメージを相手に示したほうが、信頼関係の確立、ひいては契約の成立に有利であろう。

## 5. 個人の魅力

経験によって、ネゴシエーターの個人魅力も中国の交渉において大きな作用を働いている。ネゴシエーターの個人魅力が大きければ、相手は協力の態度を採取しやすくなり、交渉策略も積極的に問題を解決する方向に切り替えやすくなる。結局、交渉は友好かつ和やかな雰囲気の中で行うことになり、W i n - W i n の場면을構築しやすくなる。

## 6. 双方間の共通点の発掘

前文で双方間の信頼関係の確立の重要性を述べたが、信頼関係を構築する手段の一つとして、双方間の共通点の発掘が考えられる。人間は基本的には共通点の多いパートナーとの協力が好きであるため、交渉前の調査等によって相手の性格、好み等を知っておいて、双方間の共通点を多く発掘することができれば、交渉の中で和やかな雰囲気を作り、よい結果の獲得に有利であろう。

## 7. 交渉の雰囲気

交渉の雰囲気がよければ、当事者双方にも満足の結果を達成しやすくなるのは、もう何度も証明された。そこで、前文でも述べたように交渉の雰囲気を重視して、なるべく積極的な雰囲気を作るのが重要である。

## 第三節 ロイヤリティ金額の算定方法

### 一、ロイヤリティの徴収方式

#### 1. イニシャルロイヤリティ（頭金）

技術譲渡契約におけるイニシャルロイヤリティまたはイニシャルペイメントとも称されるものである。これは、技術ライセンス契約発効後、ライセンシーからライセンサーに支払われる最初の費用である。一般的には、技術ライセンサーは収益を早期に獲得するために、ライセンシーにイニシャルロイヤリティを要求するが多い。

#### 2. ランニングロイヤリティ

ランニングロイヤリティは、技術ライセンサーがライセンシーの毎年の生産量に応じて、毎年、ライセンシーから徴収する収入である。年ロイヤリティは、一括払いに換算することも可能である。

#### 3. 一括払い

一括払いは、今後の毎年のランニングロイヤリティを固定の時価に換算し、契約発効後の一定の時期に一回または一定の期間中ライセンシーからライセンサーに分割して支払うものである。

#### 4. 一括払いとランニングロイヤリティの混合

一括払いおよびランニングロイヤリティとの混合支払は、契約発効時、イニシャルロイヤリティのほか、ランニングロイヤリティの一部を支払う。この前払いするランニングロイヤリティをアドバンストロイヤリティと称する。アドバンストロイヤリティはその後毎年支払うランニングロイヤリティから償却していくこともある。

### 二、ロイヤリティの設定時に考慮される要素

#### 1. ライセンスの性質

ライセンスの性質、即ち独占的ライセンスか、排他的ライセンスか、通常ライセンスかはロイヤリティの算定に大きな影響を与える。

独占的ライセンスの場合、ライセンシーは許諾された地区において製品の生産・販売を独占することができるため、利益の獲得は他のライセンスの場合より優位である。そこで、独占的ライセンスのロイヤリティは他のライセンスより少し高めとなる。具体的にロイヤリティをいくら引き上げるかはライセンサーのこの点に対する損失の評定に

より決定される。独占的ライセンスのロイヤリティは非独占的ロイヤリティより 60～100%だけ高くなるのが一般的である。

## 2. 技術の成熟度

ライセンスにかかる技術は必ず完璧、成熟のものであるわけではなく、場合によって技術案に過ぎず、ライセンシーがその技術発想と基本情報に基づき技術の再開発をする必要がある場合もある。この場合、ライセンシーは技術の再開発につき更に投資し、開発失敗のリスクを冒すことになる。そこで、ライセンサーの技術の成熟度が高ければ高いほど、ライセンシーが当該技術を利用する際の再投資とリスクが低くなるため、技術の成熟度もロイヤリティの設定時に考慮される要素となる。

## 3. 製品の市場予期

ライセンシーがその技術の使用許諾を受けるのは、当該技術を利用して製造した製品を販売してより多くの利益を獲得するためである。そのため、製品の市場予期、例えば市場範囲の大きさ、市場シェア、製品の需要性、市場の飽和度がロイヤリティを作用する重要な要素となる。

## 4. 技術の寿命の長さ

技術の寿命は、例えば専利技術の場合にその専利権の残った有効期間、代替技術の開発進度、技術の更新スピード等により反映される。ライセンスにかかる技術の寿命が短ければ、技術自身の不可欠性とニーズが少ないため、ロイヤリティの設定を大きく影響する。これはライセンシーが交渉においてロイヤリティを抑えるためによく利用される事項である。

## 5. 製品の販売範囲

技術ライセンサーは契約においてライセンシーの許諾技術を利用して製造した製品の販売地域につき制限を加え、例えば国内販売に限定するか、アジア地区への販売に限定するか、グローバルでの販売まで許すかを設定することができる。製品の販売地域は、ライセンサーの市場制御を反映し、ライセンシーの経済的利益を決定するため、ロイヤリティの設定時に考慮される要素である。

## 第四節 技術ライセンス契約書作成の留意点

### 一、技術ライセンス契約の主要内容

ライセンス契約は主として序文と正文の二つの部分から構成される。

序文は主として、プロジェクト名称、当事者双方の名称、住所および連絡方法等、契約締結目的が含まれる。

正文は主として、許諾の種類、許諾内容、許諾範囲、技術資料およびその提出方法、秘密保持範囲、秘密保持期限、検収基準および方法、ロイヤリティおよびその支払方法、技術サービス、後続改良の帰属、提供および分配、違約金または損失賠償の計算方法、特許権無効の処理方法、権利侵害責任、瑕疵担保、紛争解決、用語定義、契約の発効、契約の変更および終了などの内容が含まれる。

### 二、主要条項の内容

#### 1. 許諾の種類

当事者双方は、契約に専利の実施権が独占実施許諾、排他的実施許諾、通常実施許諾なのかを明確に約定しなければならない。

#### 2. 許諾範囲

契約の当事者双方は、被許諾者が製造、使用、販売の申出、販売、輸入等の権利を有しているか、再許諾権を有しているかを明確に約定する必要がある。

#### 3. ロイヤリティおよび支払方法

ライセンス契約の当事者双方は、ロイヤリティの基準を明確に約定しなければならない。これには、一括払いか、または分割払いの分割期間および具体的金額が含まれる。

#### 4. 後続改良技術の帰属

専利をライセンスした後、ライセンシーは自己の実情に応じて専利技術を改良する可能性があり、これにより生じた改良技術の帰属権問題が生ずる。当事者は契約において、これについて、後の紛争を避けるために、事前に約定しておかなければならない。ここで注意すべきことは、専利権者は、ライセンシーが専利技術の改良を行うことを禁止してはならない点である。

## 5. 技術サービス

契約において、ライセンサーがライセンシーに提供を要する技術指導、技術研修および技術サービスを約定し、ライセンシーが正確に専利技術を実施できるようサポートする。

## 6. 権利瑕疵責任

契約において、専利権侵害が生じた時の法的責任を約定しておかなければならない。ライセンサーが負う権利侵害賠償責任は、ライセンシーは通常、ライセンサーに技術に対して改良、交換等を行うよう要求し、ライセンシーが関係技術方案を引き続き使用できるようにすることである。

## 7. 他人が専利権を侵害した時の権利保護義務

契約において、第三者の権利侵害が生じた時に権利侵害者に対応する責任と費用をどのように分配するかを約定しておくことが最も望ましい。

## 8. 違約責任

契約において、双方に違約行為があった時に負わなければならない責任を約定する。

## 9. 契約の変更と解除

契約において、新たな状況が生じた場合に、双方はどのように契約を変更または解除するのか約定する。

## 10. その他の注意事項

契約を締結する主体資格に問題がないか否か、専利権の存続期間が契約期間より短くないかなどに注意する必要がある。

## 第五節 技術ライセンスの関連事件

### 一、ライセンス契約の不備により損失を被った事件<sup>38</sup>

#### 1. 事件の概要

原告：田暁祥

被告：馬燕萍

馬燕萍は2005年3月17日、個人経営工商業の設立を申請し、屋号を仁泉機械廠、経営者を馬燕萍としたことが明らかになった。

2005年4月7日、原告は被告馬燕萍が経営する無錫市洛社鎮仁泉漁業機械廠(以下「仁泉機械廠」という。)と原告が享有するSTZ型漁塘投料機の専利使用に関して合意に達し、次のとおり約定した。仁泉機械廠が当該専利を使用する期間を2年、専利使用料は1年目65000元、2年目40000元、支払期限について、1年目の専利使用料は、契約締結時に25000元、残額40000元は2005年12月31日までに一括支払、2年目の専利使用料40000元は2006年9月30日までに支払うこと。契約締結後、原告は、速やかに自己の義務を履行したが、仁泉機械廠は契約締結時に25000元の使用料をしはらっただけであった。残額80000元は今まで未払いである。調査の結果、仁泉機械廠は、個人経営工商業であり、燕萍はその事業主であった。従って法院に被告馬燕萍に直ちに専利使用料80000元を支払い、且つ遅延違約金9114元を負担する判決を下すよう請求した。しかし、被告は原告田暁祥の間に如何なる専利ライセンス契約関係も存在せず、原告の主張する契約を締結したことはない。契約上の印章も仁泉機械廠の印章ではなく、当該契約は真実ではないため、如何なる責任も負わない。

法院は以下のように認定された。原告田暁祥は、馬燕萍と専利使用契約を締結したと主張し、且つ当該契約に基づき、馬燕萍に専利使用料残額80000元およびその遅延支払違約金の支払いを請求するためには、真実、合法、有効な証拠を提出しなければならない。田暁祥が提供した専利使用契約書および証人の証言は、その訴訟主張を証明したが、仁泉機械廠は個人経営工商業であるため、その屋号と同一の印章だけでは経営者馬燕萍の真実の意思表示であるか否かを確定することはできず、原告は、印章は企業を代表し、印章は署名よりも権威があるとの観点は、実際、個人経営工商事業と企業法人の法的属性を混同しており、本院は採用しない。田暁祥がその他の有効な証拠を提出しない状況下において、その訴訟請求は事実および法的根拠を欠き、法院は採用しない。

<sup>38</sup>附録3：江蘇省無錫市中級人民法院民事判決書「(2007)錫民三初字第168号」

## 2. 事件における法律問題の分析

本件の鍵は原告が提供したライセンス契約が真実か否かである。被告は個人経営工商业であるため、契約書にある印章の真実性を証明することができない。加えて契約書には被告の署名がなかった。従って、法院は、当該ライセンス契約が真実であるか否か認定できず、原告の敗訴という結果になった。この事件から分かるように、特許ライセンス契約を締結する際には、相手方の身分を確認し、相手方の法人署名と企業社印を求めることが望ましい。

## 二、ライセンス契約の排他性に関する事件<sup>39</sup>

### 1. 事件の概要

原告：唐伯飛

被告：上海羅美洗手液有限公司

原告は1987年1月3日、中国專利局に名称「ハンドソープおよびその配合方法」の發明專利を出願し、1989年6月7日に権利を付与され、專利番号は87100025.3である。被告は、1992年5月5日、上海彭浦化劑廠と台湾市民顧建東が合弁で設立した企業であり、經營範圍は、ハンドソープなどのシリーズ製品の生産販売である。1992年5月5日、被告(甲)と原告(乙)は羅美ハンドソープ專利ロイヤリティ契約を締結した。契約内容は以下の通りであった。羅美ハンドソープは乙の非職務發明であり、國家專利局により專利権を付与されている。乙は甲が生産販売することに同意する。契約第1条は、甲は乙の当該製品營業額からロイヤリティ比率8%を抽出し、有効期間は國家の專利關係政策に基づき規定することに同意すると規定している。第二条は、乙は当該製品の專利有効期間中、外部にライセンスしてはならない、その他の単位との共同提携を要するときは、会社の名義で行わなければならないと規定している。第三条は、ロイヤリティは毎月實際の販売額に応じて算定し、貨幣価値は實際の狀況に準ずるものとする、中国国内販売に該当する部分は、人民幣で決算し、中国国外販売部分は外貨で決算するものとする旨規定している。1992年8月から乙は甲で總經理の職務を担当した。1995年6月7日、乙とその息子唐瀚東は、別途共同出資して上海羅美供銷業有限公司(以下「羅美供銷公司」という)を設立した。經營範圍はアスファルト、ハンドソープ、洗劑等であり、登録資本金は100萬人民幣である。1998年4月24日、乙とその妻駱蘭亭は合弁で上海藍飛洗手液有限公司(以下「藍飛公司」という)を設立した。經營範圍はハンドソープ、洗劑、労働保護用品等であり、登録資本金は50萬人民幣である。1998年4月、乙は甲のところを辭職した。1998年5月14日、甲は乙に次の通り通知した。乙は1992年5月5日に甲乙双方が締結した專利ロイヤリティ契約

<sup>39</sup>附録4：上海市第二中級人民法院民事判決書「(1998)滬二中知初字第68号」

に違反し、乙にその他の単位で乙の専利番号を使用する行為を停止するよう請求した。1998年5月28日、6月10日、乙は2回、弁護士に依頼し被告に通知した。乙自ら投資した企業が乙の専利を使用することは、甲乙双方が締結した専利ロイヤリティ契約に違反しておらず、且つ甲に約定に基づき専利ロイヤリティを支払うよう請求した。

乙が甲のところを離職後、甲は約定に基づき専利ロイヤリティを支払わなかった。但し、甲はその製品外装に依然として乙の専利番号を1999年3月まで使用し続けた。甲の1998年4月から1999年3月までの羅美ハンドソープの販売営業額は3051743.24人民元である。

一審法院は、次の通り認定した。甲乙双方が締結した専利ロイヤリティ契約は、当該契約は当該専利を対外的にライセンスしてはならないとだけ約定しているため、ライセンサー自らがライセンシーにすでに専利実施を許諾した範囲内で当該専利を実施してはならないことまで明確に約定されていないため、当該契約は、排他的実施許諾契約に該当する。「藍飛公司」と「羅美供銷公司」の企業性質は個人経営企業である。関係公司の出資状況は、いずれもその財源は乙個人であり、従って、当該二社は乙自身が設立した企業とみなされる。乙が自ら専利を実施する行為は、法律規定および契約約定範囲を超えるものではない。甲が提供した書面の配合資料は甲が1998年5月以降原告の専利配合を使用していないことを証明できない。また、甲自身も製品外装に乙の専利番号を1999年3月まで使用し続けたことを認めている。従って、甲は1998年5月から1999年3月まで依然として乙の専利配合を使用し続けたものと推定し、乙に専利ロイヤリティを支払わなければならない。ロイヤリティ金額は、甲の1998年4月から1999年3月までの実際の販売量に8%を乗じて算定する。甲乙双方は客観的に引き続き当該専利契約を履行する可能性がないため、当該契約は終了する。

## 2. 事件における法律問題の分析

本件の焦点は、専利ライセンス契約は独占実施許諾か排他的実施許諾かである。本件の原告被告は契約締結時に明確にしなかったため、双方の観点が異なることとなった。このため、法院は契約を総合的に分析し、本契約は排他的実施許諾契約であると認定した。この認定に基づき、原告の勝訴に至った。専利ライセンス契約の当事者双方の利益をより保護するために、専利ライセンス契約交渉において、契約の性質、即ち独占的許諾か排他的許諾か通常許諾かについて十分注意しなければならない。

### 三、第三者権利の不侵害の保証責任に関する事件<sup>40</sup>

#### 1. 事件の概要

原告：武漢晶源環境工程有限公司（特許権者）

被告：富士化水工業株式会社（ライセンサー）

華陽電業有限公司（ライセンシー）

武漢晶源環境工程有限公司は1995年12月22日に「曝気（ばっき）法による海水排煙脱硫方法および曝気装置」を特許出願し、1996年11月6日公開、1999年9月25日、特許権（特許番号ZL95119389.9）を取得した。

1997年に富士化水工業株式会社は、華陽電業有限公司に海水脱硫装置を納入し、その際、華陽電業有限公司は、当該海水脱硫装置の環境アセスメントを環境コンサルタント会社である武漢晶源環境工程有限公司に委託した。

武漢晶源環境工程有限公司は、富士化水工業株式会社が武漢晶源環境工程有限公司の許諾を得ず、前述の特許を用いてそのプラントを改造し、顧客である福建華陽電業公司のために、その脱硫装置をパワープラントに導入したとの理由により、2001年9月、福建省高級人民法院に侵害の差し止め及び損害賠償を請求した。

2003年11月福建最高人民法院は、中国科技法学会華科知識産権鑑定センターに司法鑑定を委託し、2005年1月、同センターは、富士化水工業株式会社の全体技術方案と晶源公司の特許技術方案は同等であると認定した。

富士化水工業株式会社と華陽電業有限公司は上述の特許について、公知技術であった海水脱硫法によるものであるとして、特許無効の観点から応訴した。2004年12月13日、富士化水工業株式会社は、国家知的財産権局専利複審委員会に特許無効請求を申し立て、2006年6月28日、専利複審委員会は、晶源公司の特許の有効性を維持した。富士化水工業株式会社はこれを不服とし、北京第一中級人民法院に行政訴訟を提起し、2006年12月20日、北京第一中級人民法院は、専利複審委員会の審判決定を維持した。富士化水工業株式会社は、これを不服として上訴し、2007年8月1日、北京高級人民法院は上訴を棄却し、原判決を維持した。

福建省高級人民法院2008年5月21日民事判決書によれば、富士化水に侵害の差し止め、及び5061.24万人民元の支払い、華陽電業有限公司にユニット2台のロイヤリティ（1台につき毎年24万人民元、2000年から2015年特許権満了まで）の支払を命じた。

この結果を不服として、富士化水工業株式会社と華陽電業有限公司はそれぞれ法定期限内である通知受領後30日以内に上訴した。2009年12月21日、最高人民法院は判決し、原審を維持した。

---

<sup>40</sup> 附録5：日本富士化水工業株式会社の特許侵害事件判決書（一審）

## 2. 事件における法律問題の分析

日本企業が高額の賠償責任を負ったのは以下の規定の存在による。

「技術輸出入管理条例」第 24 条第 2 項、第 3 項

第 2 項：技術輸入契約のライセンシーが契約の約定に従ってライセンサーの技術を使用した結果、第三者に権利侵害で告訴された場合、直ちにライセンサーに通知しなければならない。ライセンサーは通知を受けた後、ライセンシーと協力し、ライセンシーが受ける不利益を排除しなければならない。

第 3 項：技術輸入契約のライセンシーが契約に従ってライセンサーが提供した技術を使用した結果、他人の合法的権益を侵害する場合、その責任はライセンサーが負う。

「契約法」第 353 条

ライセンシーが契約の約定に従って特許を実施し、ノウハウを使用した結果、他人の合法的な権益を侵害した場合、その責任はライセンサーが負う。但し当事者は別段の取決めがある場合はこの限りではない。

「契約法」第 355 条

法律、行政法規は技術輸出入契約または特許、特許出願契約につき別段の規定がある場合、その規定に従う。

以上の規定によって、ライセンシーは技術輸入契約の取り決めに従ってライセンサーの提供した技術を使用することにより他人の合法的権益を侵害した場合、ライセンサーがその侵害の責任を負わなければならない。しかも上記規定は法律上の強制的規定であり、契約書の中で回避することはできない。よって、中国の企業と技術ライセンス契約を結び、中国に技術を導入しようとする時、先に中国でその技術に関する先行権利の有無を詳しく調べておかなければならない。

## 第四章 商標ライセンス方法

### 第一節 商標ライセンス

#### 一、商標ライセンスの概念

商標は生産経営者が自己の生産経営する商品または提供するサービスと他人の生産経営する商品または提供するサービスを区別するために創設し使用する標章の一つである。商標は無形財産の一種として、商品価値を引き上げ、商業的信用名声を蓄積する面で、重要な役割を果たしている。

商標ライセンスとは商標権者が一定の方法でその商標を他人に使用許諾する行為をいう。商標権者が商標をライセンスすることにより、ライセンサーと商標の信用名声を共有できるようになる。

#### 二、商標ライセンスの対象

##### 1. 登録商標

登録商標とは国家商標主管機関が登録使用を審査し認可した商標をいい。登録商標所有者は商標法の付与する権利を享有し、他人が同種商品または類似商品上に同一または類似の商標を登録または使用することを排除することができる。登録商標は商標ライセンスのなかで最もよくライセンスされる対象である。

##### 2. 未登録商標

中国の現行の商標法および関係規定は未登録商標の使用及び許諾を禁止しておらず、未登録商標も商標ライセンスの対象となるが、未登録商標のライセンサー及びライセンシーはいずれも他人が当該商標を使用することを禁止することはできない（商標図案本体が創造性を有する著作権物に属する、商標を構成する文字または図案が知名商品の名称・装飾に属する、または商標図案本体が肖像権などを有する等、商標本体が一定の排他的先権利を持つ未登録商標および未登録の馳名商標の場合は除く）。よって未登録商標のライセンスは実務では非常に少ない。（よって、本文では以下、登録商標のライセンスについてのみ論述をする。）

### 三、商標ライセンスの分類

商標ライセンスは独占的使用許諾、排他的使用許諾、通常使用許諾の三種類に分けられる。

#### 1. 独占的使用許諾

独占的使用許諾とは、商標登録者が約定した期間・地域・方法で、ライセンシーにのみ登録商標の使用を許諾し、商標登録者は当該登録商標を使用することが出来ない許諾方式をいう。独占的使用許諾では、ライセンシーは商標使用権を独占し、商標登録者自身も契約に約定した地域範囲では当該使用権を享有することができないことをいう。

#### 2. 排他的使用許諾

排他的使用許諾とは、商標登録者がライセンシーと排他的使用許諾契約を締結し、約定した期間・地域・方法でライセンシーにのみ登録商標の使用を許諾し、商標登録者自身が当該登録商標を使用することが出来るが、別途、他人に当該登録商標の使用を許諾することはできない許諾方式をいう。この種の使用許諾方法はライセンサーとライセンシーが同時に一つの登録商標を使用することができ、当該登録商標を使用した商品が生み出す利益を分かち合うことができる。

#### 3. 通常使用許諾

通常使用許諾とは、商標登録者が約定した期間・地域・方法で、他人に登録商標の使用を許諾し、自分自身も使用することができ、また其の他の人に使用許諾をすることもできる許諾方式をいう。

## 第二節 商標ライセンスに関する法律規定

### 一、商標ライセンス契約の締結および届出

商標登録者は商標使用許諾契約を締結することで、他人にその登録商標の使用を許諾することができる<sup>41</sup>。

他人に登録商標の使用を許諾した場合、ライセンサーは商標使用許諾契約の締結日から3ヶ月以内に契約の副本を商標局に送り、届出を行わなければならない<sup>42</sup>。

商標使用許諾契約が商標局に届出されていない場合、当該許諾契約の効力には影響しない（当事者に別途約定がある場合は除く）。また、善意の第三者には対抗できない<sup>43</sup>。

### 二、商標ライセンスの種類

商標ライセンスは独占的使用許諾、排他的使用許諾、通常使用許諾の三種類に分けられ<sup>44</sup>、この3種類の商標ライセンスの内容及び定義は第一節の三をご参照ください。

### 三、商標ライセンサー及びライセンシーの義務

商標ライセンスに関する基本的特徴は商標所有権と使用权の分離であり、ライセンサーとライセンシーが商標の効能の実現および社会公衆に対して責任を負い、共同部分だけでなく各自の法的義務も負う。商標法に規定する商標ライセンサー及びライセンシーの義務は以下の3項である<sup>45</sup>。

1. 商標ライセンサーはライセンシーが使用するその登録商標の商品品質を監督しなければならない。登録商標を使用した商品の品質に対して監督を行うことはライセンサーの義務である。その目的は、登録商標を有する商品の品質を保証することにある。すなわち、商標ライセンサーはその商標の使用を他人に許諾後も商品の品質に対して責任を負わなければならない、ライセンシーが商業的信用名声を損ない、社会公衆の利益を損なう不正行為を行うことを防止しなければならない。

<sup>41</sup> 「商標法」（1983年3月1日より施行）第40条

<sup>42</sup> 「商標法实施条例」（2002年9月15日より施行）第43条

<sup>43</sup> 「最高人民法院の商標専用権侵害行為仮処分および証拠保全の法律適用問題に関する解釈」（2002年1月22日より施行）第19条

<sup>44</sup> 「商標民事紛争事件の法律適用の若干問題に関する解釈」（2002年10月16日より施行）第3条

<sup>45</sup> 「商標法」（1983年3月1日より施行）第40条

2. ライセンシーは使用許諾された商標の商品品質を保証しなければならない。商標は商品の品質により信用名声を獲得するものであり、商標の信用名声を保持することはライセンサーの義務であるだけでなくライセンシーの義務でもある。

3. ライセンシーは使用許諾された商標の商品に各自の社名及び商品の産地を明記しなければならない。商標が使用許諾される場合、同一商標の商品であっても、生産者と産地が異なれば、商品の品質にも相違が生じる。消費者が識別でき、且つ商標使用者の責任感を強めるために、各自の商品にライセンシーの社名及び産地を明記することが必要である。

#### 四、登録商標ライセンシーの訴訟地位

##### 1. 独占的使用許諾契約のライセンシー

独占的使用許諾のライセンシーは独立した訴訟権を有し、登録商標専用権が侵害された場合、単独で人民法院に訴訟を提起することができ<sup>46</sup>、単独で人民法院に商標専用権侵害行為の仮処分および証拠保全の請求を提出することもできる<sup>47</sup>。

##### 2. 排他的使用許諾のライセンシー

登録商標専用権が侵害された場合、登録商標排他的使用許諾契約のライセンシーはライセンサーと共同訴訟を提起することができ、商標登録者が提訴しない場合、自ら人民法院に訴訟を提起することができる<sup>48</sup>。商標登録者が提訴しない状況とは商標登録者が起訴権の放棄を明示した場合を含み、登録商標排他的使用許諾契約のライセンシーが侵害の証拠を有し、それを商標登録者に知らせたにもかかわらず、または商標登録者がその商標専用権の侵害行為を知っていながらお提訴しない状況を含む<sup>49</sup>。

排他的使用許諾契約のライセンシーは商標登録者が請求しない場合、人民法院に商標専用権侵害行為の仮処分および証拠保全の請求を提出することができる<sup>50</sup>。

##### 3. 通常使用許諾契約のライセンシー

登録商標専用権が侵害された場合、通常使用許諾契約のライセンシーはライセンサー

<sup>46</sup> 「商標民事紛争審理の法律適用の若干問題に関する解釈」（2002年10月16日より施行）第4条

<sup>47</sup> 「最高人民法院の商標専用権侵害行為仮処分および証拠保全の法律適用問題に関する解釈」（2002年1月22日より施行）第1条

<sup>48</sup> 「商標民事紛争審理の法律適用の若干問題に関する解釈」（2002年10月16日より施行）第4条

<sup>49</sup> 「最高人民法院による商標権侵害紛争に関する登録商標の排他使用許諾契約の被許諾者が単独で提訴できるかの問題に対する解答」（2002年9月10日より施行）

<sup>50</sup> 「最高人民法院の商標専用権侵害行為仮処分および証拠保全の法律適用問題に関する解釈」（2002年1月22日より施行）第1条

からの明確な授権を受けて、訴訟を提起することができる<sup>51</sup>。これからみると、通常使用許諾契約のライセンシーは単独の訴訟権を有さない。商標権侵害が発生した場合、商標登録者自身が人民法院に訴訟を提起するべきであるが、商標登録者から明確な授権を受けた場合、通常使用許諾契約のライセンシーが訴訟を提起することができる。

## 五、商標譲渡が商標使用許諾契約の効力に及ぼす影響

登録商標の譲渡は、商標使用許諾に別途約定がある場合以外は、譲渡前に発効した商標使用許諾契約の効力に影響しない<sup>52</sup>。即ち商標登録者がその登録商標を他人に譲渡しても、当該登録者がこれ以前に第三者と締結した商標使用許諾契約の効力には影響せず、当該第三者は、登録商標が譲渡された後も原商標登録者と締結した商標使用許諾に基づき、依然として当該登録商標を継続使用する権利を有し、譲受人には当該第三者の当該登録商標の使用を制止する権利はない（契約に別途約定がある場合は除く）。

---

<sup>51</sup> 「商標民事紛争審理の法律適用の若干問題に関する解釈」（2002年10月16日より施行）第4条

<sup>52</sup> 「最高人民法院の商標民事紛争事件審理の法律適用の若干問題に関する解釈」（2002年1月22日より施行）第20条

### 第三節 商標ロイヤリティの算定方法

中国の現行法律法規には商標ロイヤリティの算定方法に対して規定は無く、通常、ライセンサーとライセンシーが協議により確定するものである。よく用いられる算定方法は以下の通りである。

1. 双方が協議の上確定した一定の数字に基づき算定
2. 商品の販売額また利潤額に一定料率を乗じた方法により算定（ランニング・ロイヤリティ）。料率は通常1%～5%
3. 一定額のイニシャルロイヤリティとランニングロイヤリティを組み合わせた方法により算定

以下の要素はよく見かけられるロイヤリティに影響する主要要素である。

1. 商標の知名度
2. 商標のライセンス方法
3. 商標の使用許諾期間、地域、商品範囲
4. 業界利益率、バックグラウンド

## 第四節 商標ライセンスの事例

**事例1:**「コカコーラ」の商標は会社が創立以来100年以上にわたって世界各地に分社、子会社、子工場を設立し、工場別加工や代理販売会社などの活動を通して、コカコーラを195の国と地域で流行する飲料にし、「コカコーラ」を世界的無形資産価値を持つ最高の商標の一つにした。その秘訣は商標ライセンスとそれに関する全面的な品質の管理統制にある。

コカコーラ社は子会社、分社、商標ライセンシー会社に関係なく、そのどれにも企業秘密の原料調合の飲料原液を提供し、ライセンシーはそれに水、砂糖を加え、瓶詰するだけでよい。このように、ライセンシーの全生産工程はコカコーラ社の一糸乱れない管理統制を受けている。プラスチックボトルのコカコーラを例にとると、コカコーラ社は砂糖と水質を厳しく検査するほか、以下の項目を行う。

1. ボトルの原料 PET の製造工場の選択はコカコーラ社の認可を受けなければならず、原料はコカコーラ社に送られ、化学検査が行われる。
2. ボトル製造機の型番と製造業者はコカコーラ社の認可を受けなければならない。
3. ボトル製造工場の製造環境はコカコーラ社の検査を経て、認可を受けなければならない。
4. 製造したボトル及び蓋はコカコーラ社に送られ、検査を経て、認可を受けなければならない。

**事例2.** 上海冠生園食品総店は1918年に創立された老舗である。1985年以来、当該店は18社の企業と商標ライセンス契約を締結し、其の他の方法と合わせて、商品包装に冠生園の企業名を使用許諾したケースは34項目になる。ある程度の実践を経て、冠生園は商標ライセンス戦略が成功しなかったこと、そしてその原因は以下の3点にあることを認めた。

1. ライセンシー企業のレベルが低く、品質の基本的管理がかなり劣り、製品の品質が冠生園が求めるレベルに達しなかった。
2. ライセンシーと冠生園の提携目的は、「冠生園」商標を利用することで本企業の競争力を高めることであったが、ライセンシーの競争で、冠生園総店の市場が打撃を受けた。
3. ライセンス契約の中の制約条項が履行されず、冠生園の統制力も力が及ばず、損失を受けた。

以上の相反する二つの事例を分析した結果、商標ライセンスは以下の順序に沿って行うべきであると思われる。

第1ステップ：商標をライセンスする前に、慎重に相手方を審査する。

ライセンサーとしては、商標をライセンスする前に、ライセンシーの資質、信用、生産能力、発展のバックグラウンド、管理レベル、製品品質、市場販売ルートなどを審査し、検査するべきである。それにより、生産能力が比較的良好で、経営管理レベルが高く、契約の履行能力の確かな企業を選択してライセンシーにする。

ライセンシーとしては、信用名声が有り、市場占有率が高く、底力のある登録商標を選択すべきである。同時にライセンサーの商標登録証書原本および営業許可証または有効な証書の名義が一致しているか否かを調べる。使用許諾の商品またはサービス項目が専用権の保護範囲内にあるか否かを確認し、当該商標の以前のライセンス状況を確認する。

第2ステップ：具体的状況に基づき、商標ライセンス方式を確定し、商標ライセンス地域を確定する。

ライセンサーとしては、交渉前に方法案を作成し、本会社全体の商標戦略に基づきライセンシーの商品販売カバー範囲およびライセンス方法（独占的使用許諾、排他的使用許諾、通常使用許諾）を確定するべきである。ライセンス方法によって、ライセンサーが商標を確定した範囲内で自ら使用できるか否か、または別途第三者に商標をライセンスできるか否かが決定するため、ライセンサーは総合的に各要素を検討し前もって許諾方法案を作成しておくべきである。

第3ステップ：完全な内容の商標ライセンス契約を締結する。

完全な内容の商標ライセンス契約はライセンサーとライセンシーの各自の権利義務を明確にし、双方が各自の契約義務を真摯に履行するために役立ち、権利義務の約定が不明瞭なため発生する紛争の可能性を最大限減少させることができる。商標ライセンス契約に具備すべき契約条項は第五節一、に詳しく述べる。

第4ステップ：商標ライセンス契約を法に基づき届出る。

商標ライセンス契約の届出は「商標法」の強制的規定であり、その目的と役割は、

- ① ライセンス行為に存在する瑕疵を直ちに発見し是正させること。たとえば商標の有効期限が過ぎている、登録区分を逸脱しているなどで、是正させることで紛争の発生と損失を減らす。
- ② ライセンシーの商標使用行為を監督すること。

- ③ 権利侵害の商標冒用行為を時を移さず調査処理し、ライセンサー、ライセンシーの利益を保護すること。
- ④ 消費者の合法権益を守ること。

第5ステップ：商標を使用した商品の品質に対して管理監督を行う。

商標の財産権としての価値はそれがもつ信用名声であり、他人に商標の使用を許諾することはライセンシーが提供する商品上に商標のもつ信用名声を付与することである。商標ライセンスの履行過程で、ライセンサーとライセンシーはいずれも商標を使用したライセンシーの商品の品質に対して監督しなければならない。商品の品質に問題が発生した場合、直ちに是正、改良することにより、商標の商業的信用名声を保護、蓄積することができる。

第6ステップ：商標ライセンス契約満了後は、在庫製品に対して妥当な処理を行わなければならない。

商標ライセンス契約満了後、ライセンシーは商標使用权を失い、在庫製品の販売はライセンサーの商標専用権を侵害することになる。ライセンシーにとっては、在庫製品はライセンシーの財力、物力、人力の結集であり、その販売が認められないならば商品を寝かせておくことになり、大きな経済損失をもたらす。よってライセンサーとライセンシーは公平合理の原則に基づき具体的状況について協議し契約満了後の在庫製品の処理方法を決定しておくべきである。

## 第五節 商標ライセンス契約

### 一、契約の主要条項

#### 1. 対象商標を明確にする条項。

対象商標は国家工商総局商標局が審査認可し登録した商標でなければならず、契約の中に商標登録者の名および商標図案、登録証番号、指定商品と指定区分、登録証の有効期限などの内容を明記しなければならない。契約締結時に、ライセンサーの主体資格が合法であるか、商標登録証が真実、合法、有効であるかも確認しなければならない。

#### 2. 許諾内容に関する条項。

ライセンスの種類（独占的使用許諾、排他的使用許諾、通常使用許諾）、ライセンスの期間、地域、商標使用を許諾された商品、契約満了後の当該商標を使用した在庫製品の処理、商標マークの提供方法、ライセンシーの再許諾権利の有無などについて約定を行う。

#### 3. 双方の権利義務に関する条項。

ライセンサーにはライセンシーの商標使用行為を監督する責任がある。別途、ライセンス契約の有効期間内に当該商標の譲渡を許諾するか否か等について、約定する。ライセンシーは当該商標使用の商品の品質を保証しなければならない。商品上に自分の名前および商品の産地を必ず明記し、使用中に、登録商標の標識を替えることはできず、商標の信用名声を守り、侵害行為を発見した場合は直ちにライセンサーに通知しなければならない。

#### 4. 商標ロイヤリティに関する条項。

ライセンス契約は商標ロイヤリティの金額、決算方法、支払方法、支払日時など明記しなければならない。

#### 5. 契約終了に関する条項。

どのような状況でライセンサーが契約を解除でき、またどのような場合、解除できないかなど終了条件をできる限り明確且つ詳細に明記する。

## 6. 契約終了後の在庫製品の処理に関する条項。

実践では、約定が不明瞭であることが原因で契約が終了となり、ライセンシーが在庫製品を販売し商標権侵害紛争を引き起こすケースが数多くある。よって、商標ライセンス契約終了後、ライセンス期間内に製造した在庫製品はどのように処理するかについて、明確に約定しなければならない。

## 7. 違約責任および紛争解決方法に関する条項。

双方の違約責任を明確に約定し、且つ紛争発生に適用する法律及び紛争解決機関を契約の中に明記しなければならない。

## 二、契約締結の際に注意すべき事項

1. 商標の状態およびライセンサーの主体資格を確認する。契約署名前に、ライセンシーとして、ライセンス商標が法的に有効な登録商標であるか、商標登録者名義とライセンサーの名前が一致しているかを調べて確認する。
2. 商品の品質基準と監督検査方法を明確に約定する。「甲が要求する品質に基づき製造」または「国際標準に基づき製造」など曖昧に約定すれば、品質紛争発生後の責任の確定に不利であるため、商品の品質基準について詳細に約定する。同時に監督検査を確実に実施できるよう、監督検査の日時と具体的実施方法を明確に約定する。
3. 契約解除、終了に関する条項。契約解除、終了または中途終了に関する条項が無い場合、契約終了の条件が不明確となり、契約解除は困難という状況をもたらす。品質問題、法律法規違反、不正競争、破産、契約違反などの行為が発生した場合、契約の終了条件が不明確であれば、契約紛争を招くおそれがある。よって、契約の解除、終了、中途終了に関する条項はできる限り詳細に、全体的に約定する。
4. 紛争解決方法および違約責任の負担方法を明確に約定する。紛争の解決方法および違約責任に関する約定が不明確であれば実際に紛争が発生した場合、その責任をはっきり見分けることが困難な状況が生じる。
5. 商標の信用名声の維持、契約満了後の在庫製品および商標マークの処理を明確に約定する。ライセンシーが商標の信用名声を守り、権利侵害・冒用行為を防止する責任と義務、および契約満了後の在庫製品の販売期間、余剰商標マークの処理などを約定する。

6. 商標ライセンス契約を届出る。商標ライセンス契約が届出されれば公示力信用力を有し、法的に認可された対抗力を取得する。未届出の商標ライセンス契約は善意の第三者に対抗することはできない。

## 第五章 営業秘密漏洩防止対策

### 第一節 営業秘密の保護

#### 一、営業秘密の定義

中国の「不正競争防止法」第10条：「本条にいう秘密とは公知になっておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持措置を講じている技術情報及び経営情報をいう。」

上記は中国の現行法での営業秘密に対する規範定義であり、当該条項から、営業秘密の構成要件は4つある。①公知になっていない。②経済的利益をもたらす。③相対的実用性を有する。④権利者が保護措置をとっている、の4つであることがわかる。

#### 二、営業秘密の侵害行為

中国の「不正競争防止法」第10条および国家工商局の「営業秘密侵害行為禁止に関する若干規定」第3条の規定に基づき、営業秘密権利侵害行為の主たる表現方法及びその侵害手段は主として以下の通りである。

(1) 不正手段により営業秘密を獲得する行為。

すなわち、侵害者が窃盗、利益による誘引、脅迫、または其の他の不正手段を用いて権利者の営業秘密を獲得する行為をいう。その行為の主体は企業の内部者、外部者のどちらもあてはまる。不法に営業秘密を獲得する行為はそれ自体が権利侵害に該当し、行為者が営業秘密を獲得した後、公開または利用したか否かは問わない。この種の権利侵害行為の顕著な特徴はその手段の不正性である。

(2) 不正手段を用いて獲得した他人の営業秘密を、公表、使用、または他人に使用許諾する行為。

不正手段を用いて獲得した営業秘密の公表とは権利侵害者が権利者の営業秘密を他人に公開することをいう。

不正手段を用いて獲得した営業秘密の使用行為には直接使用と間接使用の二通りがある。直接使用とは権利侵害者が生産経営のなかで有形使用するものであり、獲得した技術秘密を利用した製品の製造、補修サービス、設備更新など生産活動に関するものと、獲得した技術秘密を用いた製品の販売計画、業務コンサルティングの展開など経営活動に関するものがある。間接使用とは権利侵害者が不正手段を用いて獲得した営業秘密を科学研究開発に用い、表面的には使用していることがわからないが実際はその使用によ

り科学研究経費、投入人員を削減させ、より早くより大きな成果を得ることができる。

他人に使用許諾するとは権利侵害者が不正手段を用いて獲得した営業秘密を他人に提供し使用させることで、この許諾には有償と無償があるが、有償、無償を問わず不正手段を用いて獲得した営業秘密であれば、他人に使用許諾した場合、権利侵害行為となる。

(3) 約定に違反し、または権利者の営業秘密保持要求に違反し、把握している営業秘密を公開、使用または他人に使用許諾する行為。

行為者が把握している営業秘密は合法的に獲得したものであるが、権利者との間で交わした約定または権利者の営業秘密保持要求に違反し、第三者にその獲得した営業秘密を公開、使用または他人に使用許諾する行為をいう。

(4) 上記の3項の行為を明らかに知っているまたは知り得たにもかかわらず、権利者の営業秘密を獲得、使用、公表する行為。

権利者以外の第三者が、権利侵害者の行為を違法と知っていながら、その侵害者から当該営業秘密を獲得、使用、公表する行為をいう。第三者が他人の行為が違法とは知らず、または知りえず、権利者の営業秘密を獲得、使用、公開する行為は善意の行為に属し、権利侵害には当たらない。即ち、第三者の行為が権利侵害行為になるには、以下の二つの条件が必要となる。①第三者が主観上、他人の違法行為を明らかに知っているかまたは知り得ること。②第三者も、権利者の営業秘密を獲得、使用、公開する等の違法行為を行っていること。

### 三、営業秘密侵害行為の法的責任

#### 1. 民事責任

「民法通則」「不正競争防止法」の規定に基づき、営業秘密侵害の民事責任の負う方法は主として、侵害の停止、妨害の排除、損害賠償、違約金の支払、名誉回復などである。そのうち、司法実務で最もよく用いられるのは損害賠償と違約金の支払である。損害賠償金は被害事業者が受けた損害金額に当たり、損害が計算し難い場合、侵害者が侵害期間に獲得した利益とする。被害を受けた事業者が自己の合法権益を侵害する当該事業者の不正競争行為を調査するため支払った合理費用も侵害者が負担しなければならない<sup>53</sup>。

#### 2. 行政責任

不正競争防止法の規定に基づき、営業秘密侵害行為は民事責任以外に行政責任も負わなければならない。工商行政管理部門は情状により、違法行為停止命令を下し、違法所

<sup>53</sup> 「不正競争防止法」（1993年12月1日より施行）第20条

得を没収し、又は過料に処することができる<sup>54</sup>。

### 3. 刑事責任

下記の営業秘密侵害行為の一つにあり、営業秘密の権利者に重大な損害をもたらした場合、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、過料を併科、または過料のみ処する。特に重大な結果を招いた場合、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、過料を併科する<sup>55</sup>。

- (一) 窃盗、利で人を釣る、脅迫、または其の他の不正手段を用いて権利者の営業秘密を獲得した場合。
- (二) 前項の手段を用いて獲得した他人の営業秘密を、公表、使用、または他人に使用許諾した場合。
- (三) 約定に違反し、または権利者の営業秘密保持要求に違反し、把握している営業秘密を公開、使用または他人に使用許諾した場合。前項の行為を明らかに知っているまたは知り得たにもかかわらず、他人の営業秘密を獲得、使用、公表した場合も営業秘密の侵害行為と見なす。

営業秘密罪に関する量刑基準は、最高人民法院、最高人民検察院の「知的財産権侵害の刑事事件の具体的法律適用の若干問題に関する解釈」の規定に依る。

- (一) 権利者に与えた損害額が50万元以上の場合：3年以下の懲役または拘役に処し、過料を併科、または過料のみに処する。権利者に与えた損害額が250万元以上の場合：3年以上7年以下の有期徒刑に処し、過料を併科する。
- (二) 単位が罪を犯した場合、単位を過料に処し、過料額は個人の場合の3倍に確定し、且つ直接責任を有する主管者および直接的責任者に対して「刑法」第219条の規定に基づき処罰する。

---

<sup>54</sup> 「不正競争防止法」（1993年12月1日より施行）第21条～第30条

<sup>55</sup> 「刑法」（1997年10月1日より施行）第219条

## 第二節 営業秘密の確認

中国の「不正競争防止法」第10条規定に基づく営業秘密とは公知になっておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、且つ、権利者が秘密保持措置を講じている技術情報及び経営情報をいう。この範囲からみて、営業秘密は技能や経験に基づき生み出され、実践で運用する技術情報（化学配合、製造工程、技術ノウハウ、設計図など）だけでなく、秘密性を有する経営管理方法および経営管理方法に密接に関係する経済情報（管理方法、製造販売管理、顧客リスト、仕入先など）も含む。しかし技術情報及び経営情報がすべて営業秘密というわけではなく、「不正競争防止法」および国家工商行政管理局が1995年11月23日公布した「営業秘密侵害行為禁止に関する若干規定」に基づき、以下の4条件に合致する技術情報及び経営情報が営業秘密となる。

### 1. 秘密性

秘密性とは企業が主張する「営業秘密」が公知になっていないことをいう。すなわち、当該技術または経営情報は「パブリックドメイン」にはなく、「公知情報」または「公知技術」ではない。「公知になっていない」とは、国家工商行政管理局の「営業秘密侵害の禁止に関する若干規定」（以下、「若干規定」という）第2条第2号に基づき、当該情報が公開ルートからは直接得ることができないことをいう。

### 2. 実用性

実用性は、営業秘密の客観的有用性であり、即ち営業秘密の運用により経済的価値をもたらすことができるものをいう。実用性の要件は、技術情報、経営情報の確実性であり、これは、相対的に独立、具体的、操作可能な方案又は段階的な技術成果でなければならない。抽象的な概念、原理、原則にすぎず、具体的に操作できる方案に転化できないのであれば、営業秘密とはいえず、法的保護を受けることはできない。

### 3. 価値性

営業秘密に対する法律の保護は、実質的には権利者が当該営業秘密を有することで獲得する経済的利益の機会利益と現実利益を保護することであり、営業秘密自体には保護できる価値はなく、ただ企業の営利目的を実現することにある。当該特徴に関して、「若干規定」第2条第3項は次のように示している。「本規定にいう『権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有す』とは当該情報が確定的応用性を有し、権利者に現実的または潜在的経済的利益または競争上の優勢をもたらすことができることをいう。」

#### 4. 秘密保持性

秘密保持性とは権利者が秘密保持措置を講じていることをいう。ここで強調すべきことは権利者の秘密保持行為である。権利者はこれら情報に対して必ず適切な秘密保持措置を取らなければならない。権利者が講じる秘密保持措置は、秘密保持契約の締結、秘密保持制度の構築、およびその他の合理的秘密保持措置を含める。

上記の条件は営業秘密を構成する4要件であり、一つも欠けてはならない。

## 第三節 営業秘密漏洩防止対策

### 一、営業秘密を把握する者の数を厳格にコントロールすること

営業秘密を把握する者の数をできる限り厳格にコントロールし、仕事で接触する場合もできる限り営業秘密を分散させ、個人が把握する営業秘密は単独で展開できない部分的なものにし、各人が有する営業秘密を纏めて初めて完全な実用性を有する営業秘密となるようにする。また従業員が自分の仕事に関係ない業務の技術状況に触れることを制限する。

### 二、営業秘密を握る会社従業員と秘密保持契約または承諾書を締結すること

営業秘密に接する会社職員に対して、彼らの営業秘密の接触程度を計り、相応の管理対策を取るべきである。重要な営業秘密に接触する内部者に対しては、秘密保持契約が最も重要である。契約では当該従業員の秘密保持の義務と範囲を明確にし、離職または解雇時の営業秘密保持義務も含むべきである。内容は通常、従業員が本企業の営業秘密を保守する義務、営業秘密を正確に使用する義務、営業秘密文書を妥当に保管、使用する義務、営業秘密保持の期間と範囲、および契約違反の際の責任などの事項を含む。

### 三、ライセンシーと締結する秘密保持契約およびその主要条項

ライセンシーとライセンス契約をする前にまず秘密保持契約を締結し、秘密保持契約の中には少なくとも以下の条項を入れるべきである。

- (1) 契約に関わる秘密保持すべき重要な営業秘密の範囲を明記すること。
- (2) 契約相手方および契約相手方の従業員、代理人はいずれも秘密保持の制限を受ける。
- (3) 制限を受ける秘密保持義務者は許可無く営業秘密を如何なる第三者にも漏洩してはならず、契約目的以外の用途に用いてはならない。
- (4) 契約の相手方は営業秘密を受取、伝達、輸送、保存、使用する際、秘密保持措置を講じなければならない。
- (5) 契約の相手方は、営業秘密に接触する者と本契約の要求に相応する秘密保持契約を締結しなければならない。
- (6) 必要に応じて、営業秘密を渡す前および使用する前に、契約相手方の営業秘密保持

の能力、秘密保持措置の有効性などに対して審査、検証をおこなう。必要に応じてこの種の審査を定期的に行う。

- (7) 契約の相手方担当者がこちら側の営業秘密に接触できる区域（許可区域）に入る際の携帯物品を制限する要求、業務要求、または遵守すべきこちら側の管理制度の要求、および許可区域を離れる際の要求。
- (8) 契約相手方への営業秘密の返却、廃棄、ファイル保存などの要求。
- (9) 秘密保持期間は契約終了後も有効性を有すること。
- (10) 秘密保持義務に違反した場合に負うべき明確な違約責任。

#### **四、ライセンシーに秘密情報を提供する場合、当該情報が秘密保持情報であることを明示すること**

ライセンスの過程で、如何なる方法によっても相手方に秘密保持情報を提供する際は、一定の方法で当該情報が秘密保持情報であることを相手方に明示し、相手方に秘密保持契約の関係条項に基づき対処、処理することを要求するべきである。たとえば、秘密保持情報の記載物に「秘密保持情報」の文言を明記することなど。

#### **五、折衝の際、秘密情報に接触するライセンシー側の人数を制限すること**

技術許諾の取引交渉において交渉双方がしばしば何度も折衝を行うことがあるが、折衝内容も営業秘密に関わる可能性がある。上記に述べたように、取引交渉中はできる限り実質的折衝開始前に双方が秘密保持契約を締結しなければならないが、このようにしても、さらに、相手方の交渉人数を制限することで営業秘密に接触する可能性のある人数を極力減らし、営業秘密の漏洩の可能性をできる限り抑えることが必要である。

## 第六章 ライセンス契約締結後の手続き<sup>56</sup>

### 第一節 中国政府機関への届出手続き、届出なかった場合の罰則や影響

#### 一、商標使用許諾契約届出に関して

##### 1. 法的根拠

- (1) 「商標法実施条例」(施行日：2002年8月3日 公布機関：国務院)
- (2) 「最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」  
(施行日：2002年10月12日 公布機関：最高人民法院)
- (3) 「商標使用許諾契約届出弁法」(施行日：1997年8月1日 公布機関：国家工商行政管理総局)

---

<sup>56</sup>本章における全提出書類については中央法律法規に基づき記載したので、実際に申請する際には、地方法律法規及び各機関の具体的な規定に基づきご提出ください。

## 2. 手続き

(1) 一般手続きは以下のとおりである。

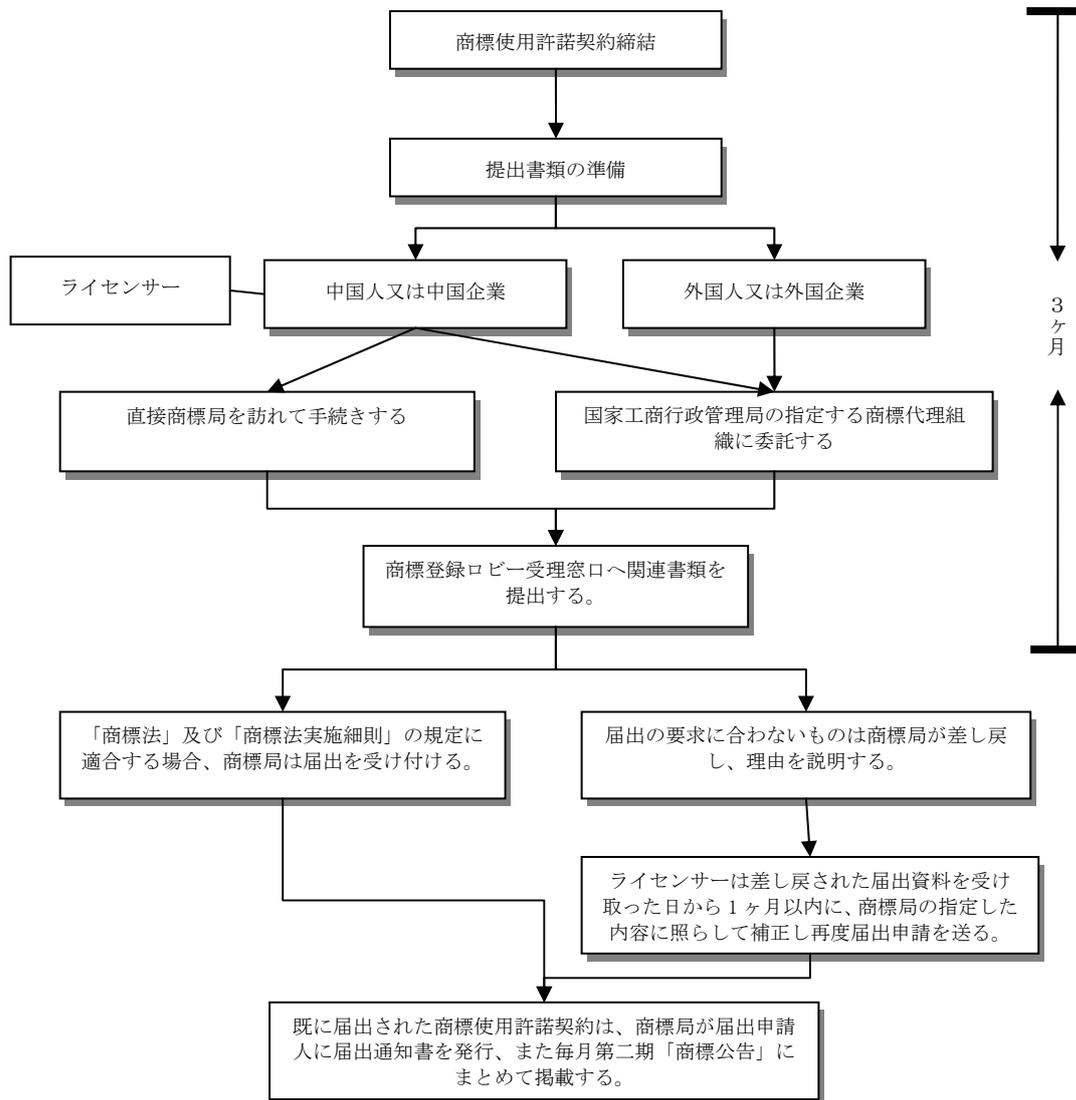


図 7-1

届出の場合、提出する書類は以下のとおりである。

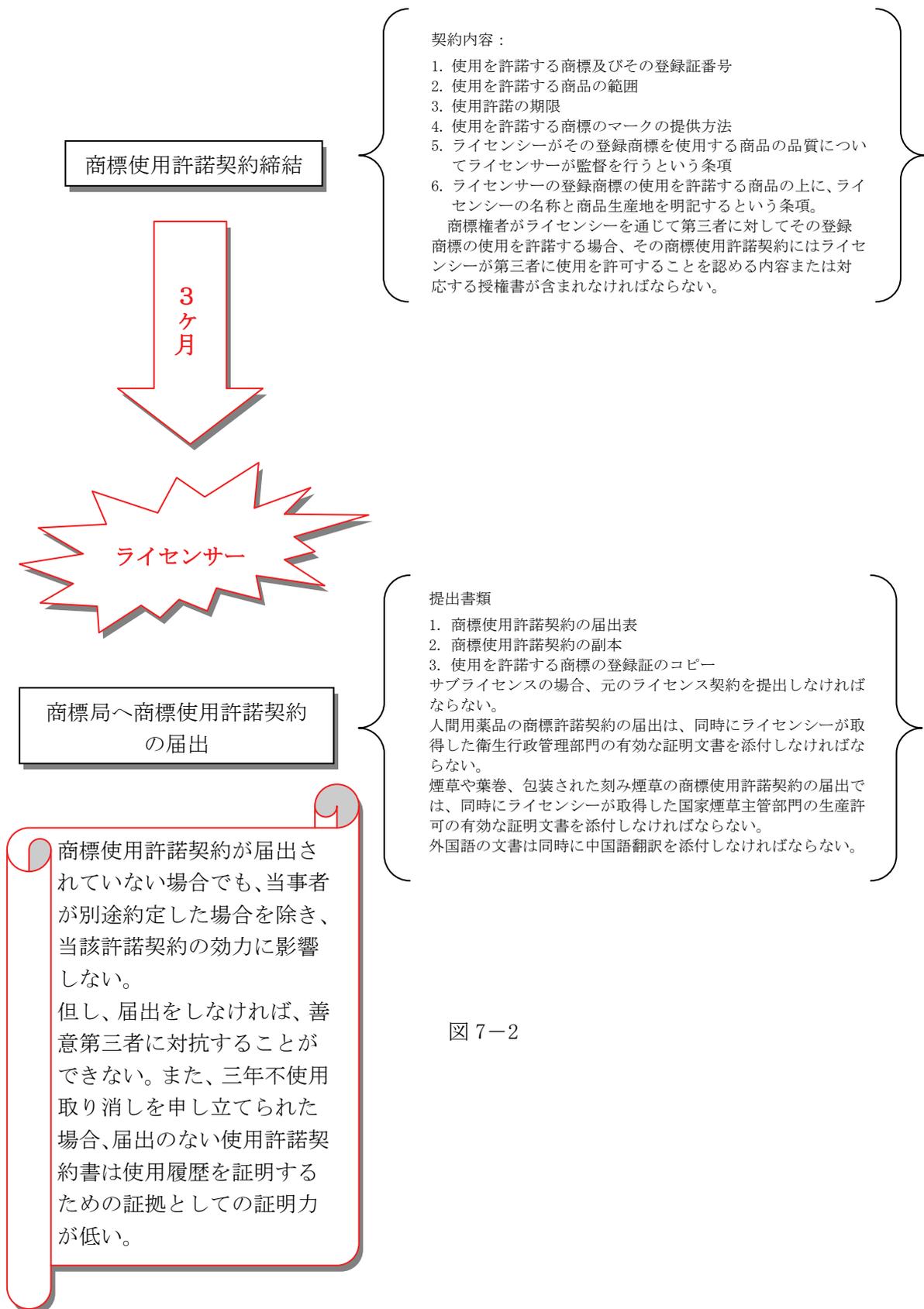


図 7-2

届出後の手続きは以下のとおりである。

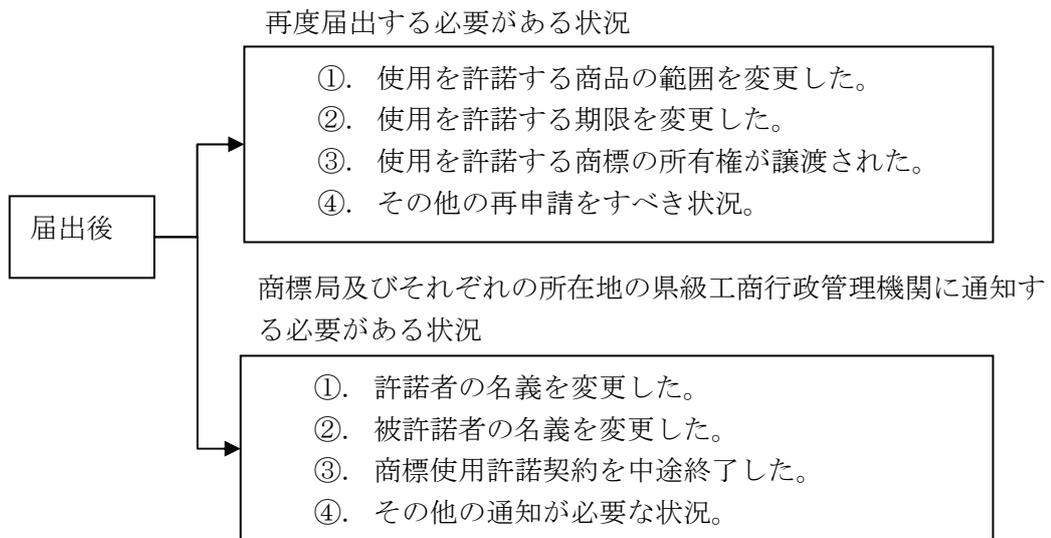


図 7-3

(2) その他

① サブライセンス

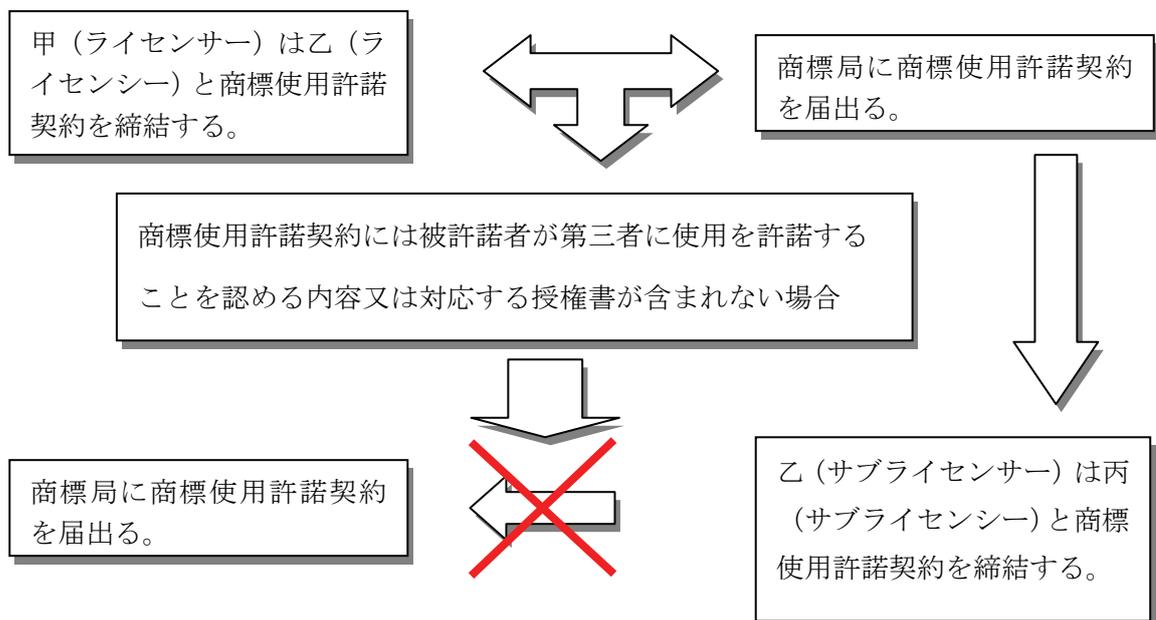


図 7-4

② 商標局が届出申請を受け付けない状況

- 許諾者が許諾される商標の届出人でない。
- 使用を許諾する商標と登録商標が一致しない。
- 使用を許諾する商標の届出証書番号と提供された商標登録証書の番号が合致しない。

- 使用許諾の期間が当該登録商標の有効期間を超えている。
- 使用を許諾する商標が当該商標の指定商品範囲を超えている。
- 商標使用許諾契約に「商標使用許諾契約届出弁法」第6条に列記された内容が不足している。
- 届出申請に「商標使用許諾契約届出弁法」第7条に列記された書類が不足している。
- 商標使用許諾契約届出申請費用が未納付である。
- 届出申請の外国語文書に中国語翻訳が添付されていない。
- その他の届出申請を受け付けない状況。

③ 商標使用許諾契約（モデル文書）を本報告書の添付とする。

## 二、技術実施許諾契約届出に関して

### 1. 法的根拠

- (1) 「専利法実施細則」（施行日：2001年6月15日 公布機関：国務院）
- (2) 「技術輸出入管理条例」（施行日：2001年12月10日 公布機関：国務院）
- (3) 「専利実施許諾契約届出管理規則」（施行日：2002年1月1日 公布機関：国家知的財産権局）
- (4) 「禁止輸出制限輸出技術管理弁法」（施行日：2009年5月20日 公布機関：科学技術部、商務部）
- (5) 「禁止輸入制限輸入技術管理弁法」（施行日：2009年3月1日 公布機関：商務部）
- (6) 「技術輸出入契約登録管理弁法」（施行日：2009年3月1日 公布機関：商務部）
- (7) 「国家技術秘密輸出審査規定」（施行日：2008年10月30日 公布機関：科学技術部、商務部、国家秘密保持部）

## 2. 各技術許諾契約の行政届出手続き

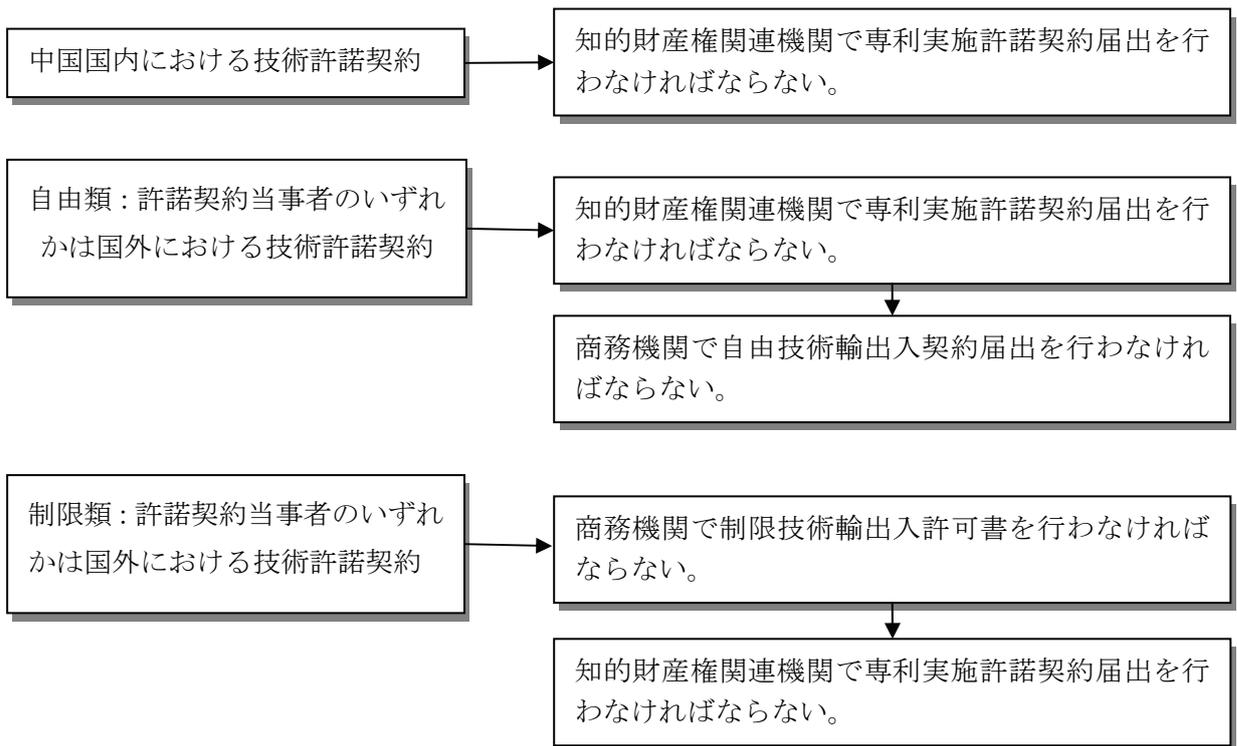


図 7-5

### 3. 専利許諾契約届出に関して

(1) 一般手続きは以下のとおりである。

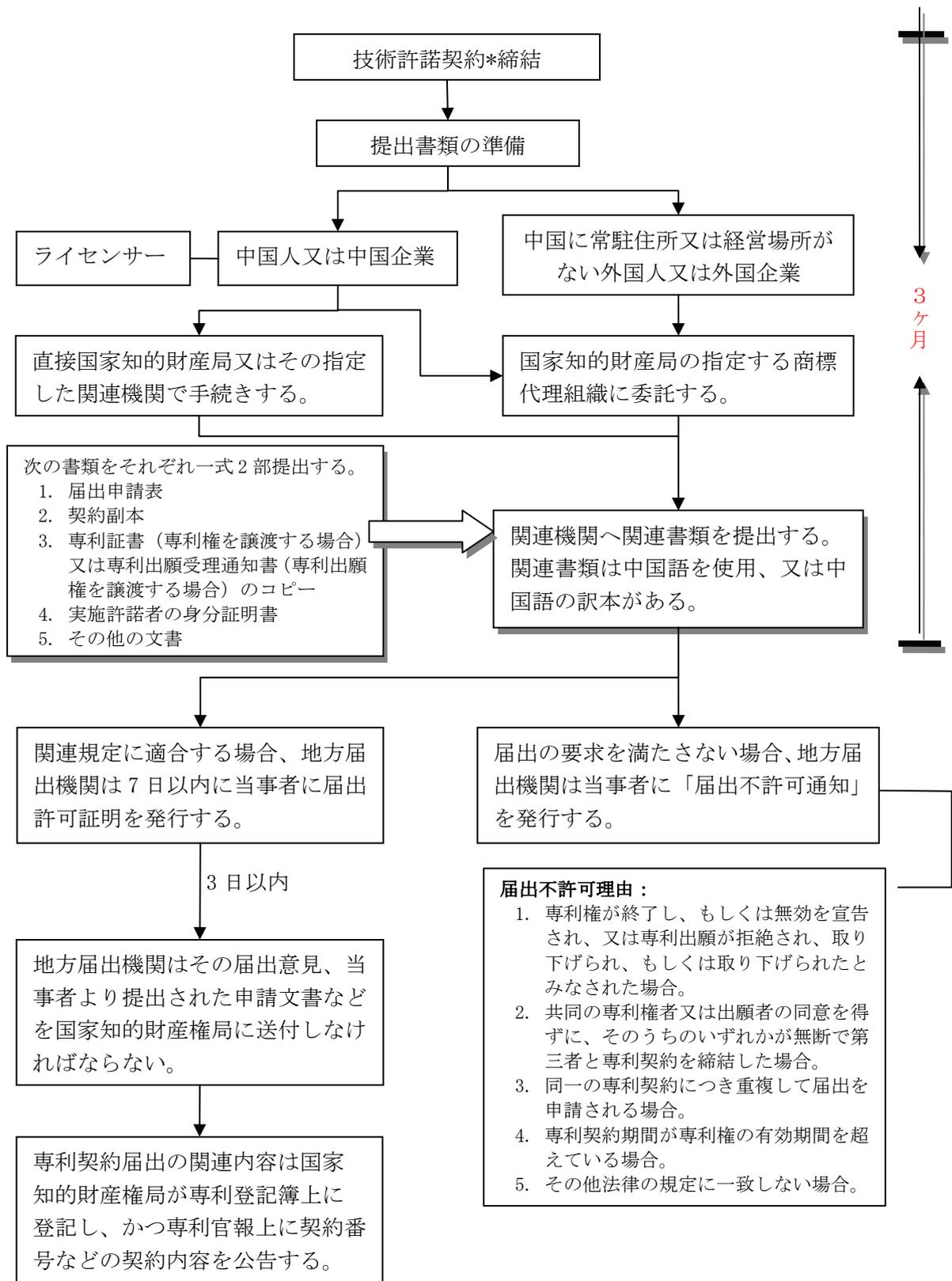


図 7-6

\* 特許契約の締結に当たっては、国家知的財産権局が監督作成した契約文書を使用することができる（附属資料を参照）。

(2) 専利許可契約の届出後、関連状況に変化が生じた場合

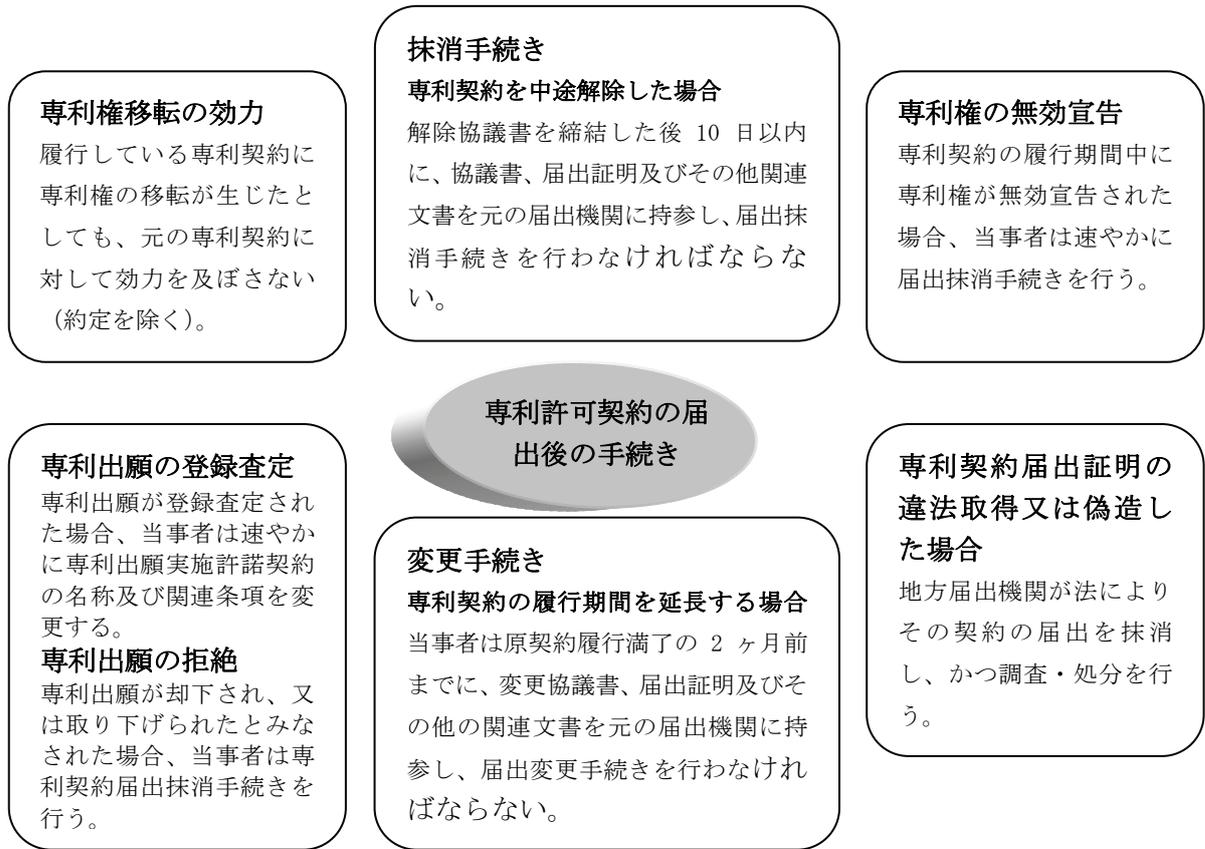


図 7-7

4. 技術輸出入契約届出に関して

(1) 中国において技術を輸出入する場合、以下のとおり技術輸出入制度を行う。

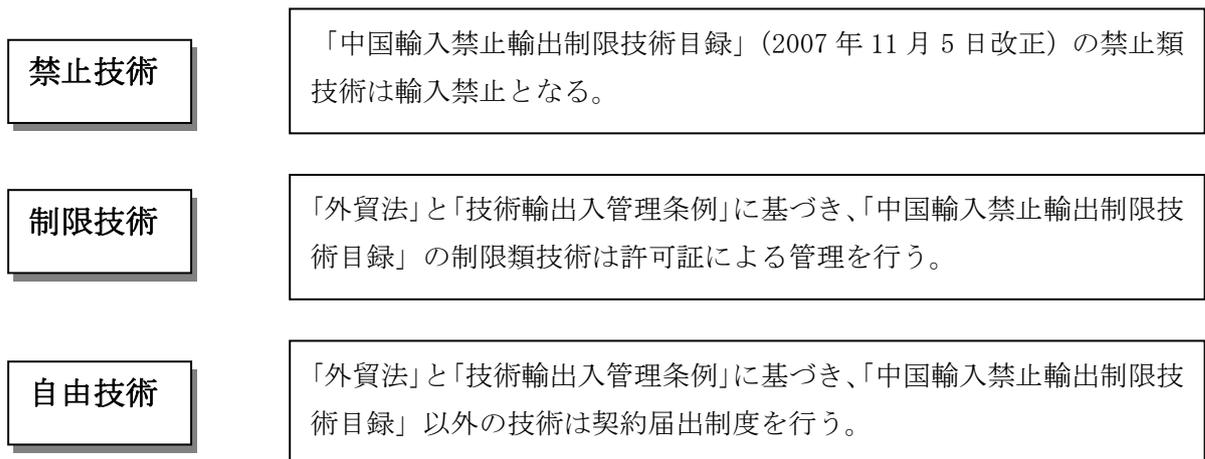


図 7-8

(2) 届出る必要がある技術契約には以下の種類が含まれる。

- ① 専利権譲渡契約
- ② 専利出願権譲渡契約
- ③ 専利実施許諾契約
- ④ 技術秘密許諾契約
- ⑤ 技術サービス契約
- ⑥ その他の関連契約

(3) 制限技術輸出入契約に関する手続きは以下のとおりである。

① 制限技術輸入契約に関する手続きは以下のとおりである。

## 輸入手続き

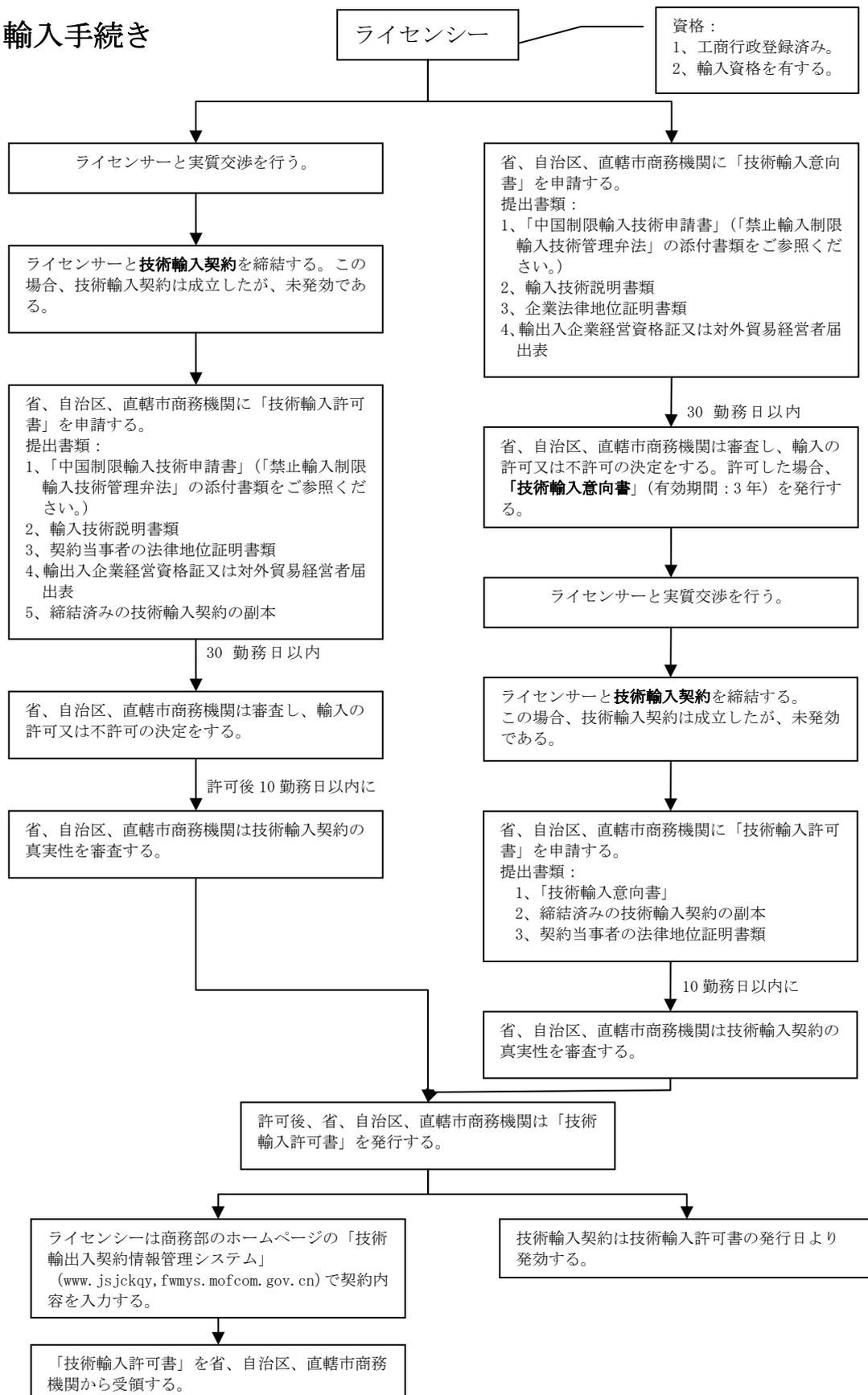


図 7-9



(4) 自由類技術契約届出

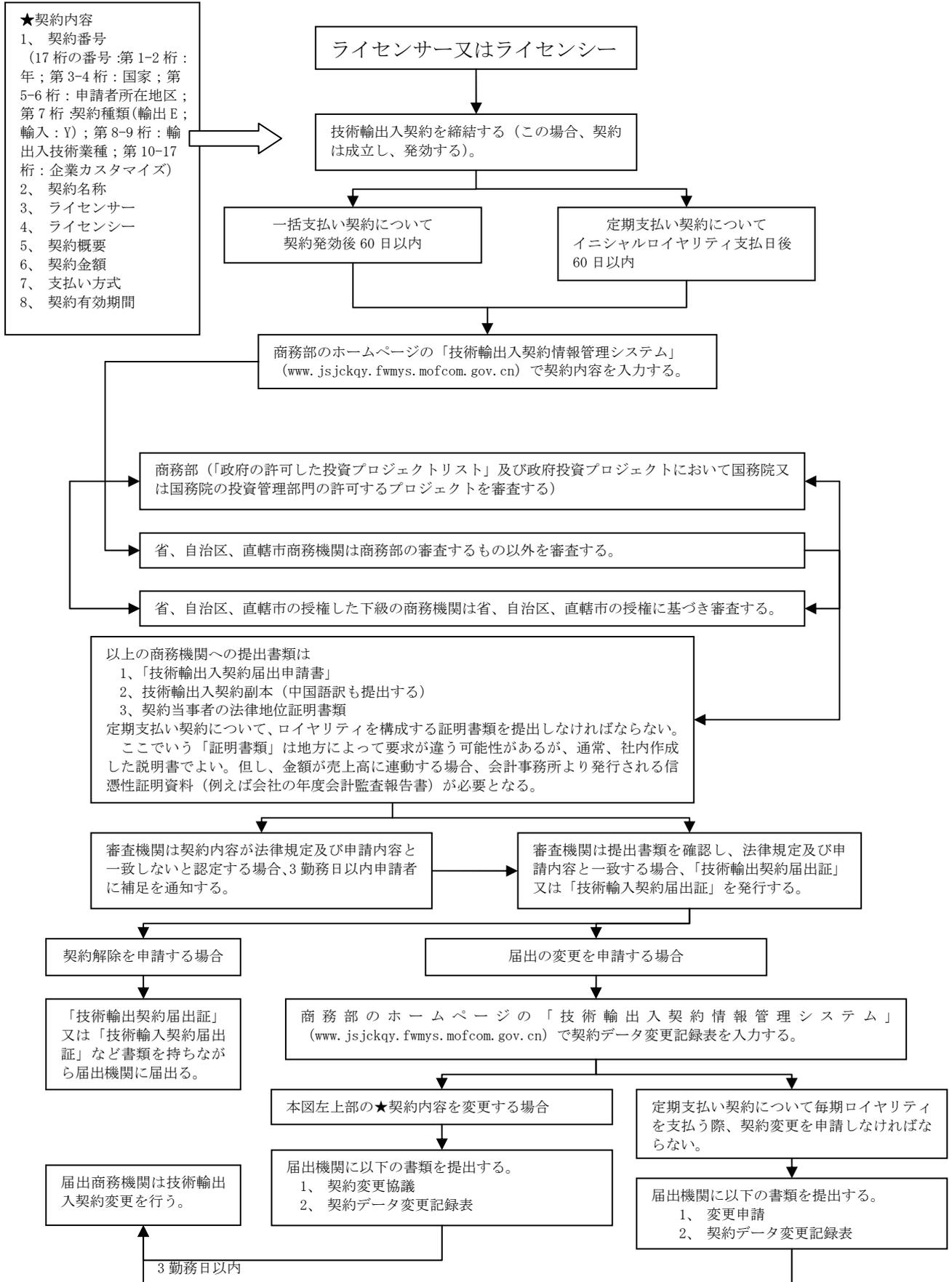


図 7-11

(5) 行政手続きに違反した場合の影響

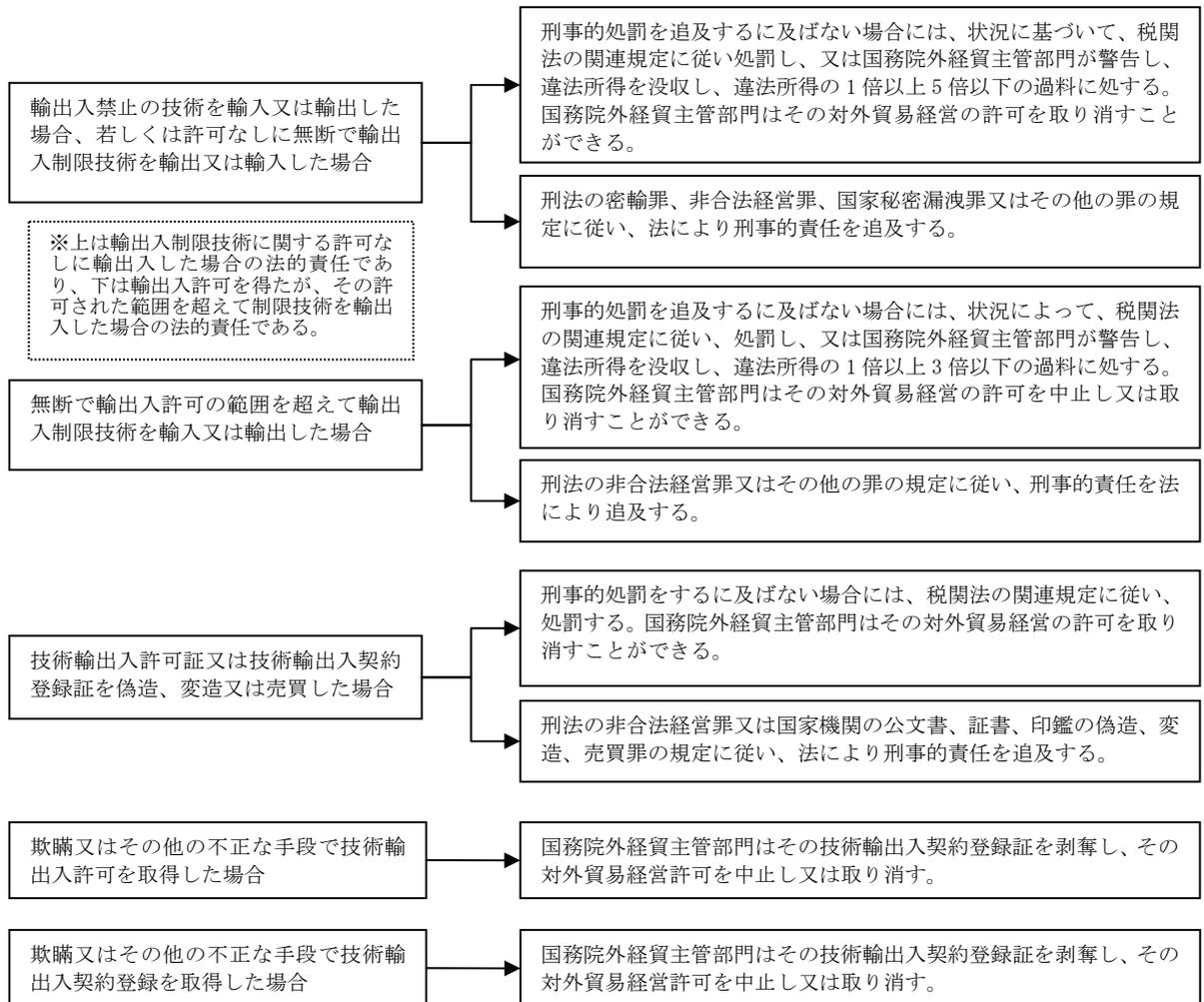


図 7-12

三、著作権利用許諾契約届出手続きに関して

1. 法律根拠

- (1) 「コンピュータソフトウェア保護条例」(施行日:2002年2月20日 公布機関:国家版權局)
- (2) 「コンピュータソフトウェア著作権届出管理弁法」(施行日:2002年2月20日 公布機関:国家版權局)
- (3) 「電子出版物管理規定」(施行日:2008年4月15日 公布機関:ニュース出版総署)
- (4) 「国家版權局が出版する外国図書の契約届出に関する通知」(施行日:1999年2月1日 公布機関:国家版權局)
- (5) 「オーディオおよびビデオ製品管理条例」(施行日:2002年2月1日 公布機関:国务院)

## 2. コンピュータソフトウェア著作権許可届出

- (1) 関連機関：中国著作権センター
- (2) 提出主体：ソフトウェア著作権利用許諾契約当事者（ライセンサー、ライセンシーのどちらでも良い。）
- (3) 提出書類：
  - ①. 関連機関の要求に基づき記入した契約届出表
  - ②. 契約コピー
  - ③. 申請者身分証明（当事者のうち申請をする者のみ）

## 3. 電子出版物著作権利用許諾契約（略）

## 4. 海外授権の図書に関する著作権利用許諾契約（略）

## 5. オーディオおよびビデオ製品著作権利用許諾契約（略）

## 6. 各種契約を届出なかった場合の影響

日本企業に対して、各種契約を届出なかった場合、最も影響を受けるのは海外送金に関してである。届出をしないことにより、海外に送金することができないという最悪の不利益を受けることとなる。

従って、以上の届出手続きおよび税金納付の手続きは確実に行わなければならない。

## 第二節 ロイヤリティの送金手続き

上述の手続きを取った上で海外送金を行うことが可能である。銀行での送金手続きには以下の書類が必要とされる。

### 一、商標使用許諾契約に関して

#### 1. 技術使用が含まれない商標使用許諾契約について

- (1) 書面申請書
- (2) 契約書
- (3) 領収書または支払通知
- (4) 税務証憑<sup>57</sup>
- (5) 商標主管部門より発行される商標使用許諾契約届出書

#### 2. 技術使用が含まれる商標使用許諾契約について

- (1) 書面申請書
- (2) 契約書
- (3) 領収書または支払通知
- (4) 税務証憑
- (5) 商標主管部門より発行される商標使用許諾契約届出書
- (6) 「技術輸入許可証」（制限技術の場合）または「技術輸入契約登記証」（自由技術の場合）
- (7) 「技術導入契約データ表」<sup>58</sup>
- (8) 専利主管部門より発行される「専利登録簿副本」または「専利広告証明」
- (9) 会計事務所より発行される売上高の信憑性を証明する資料（支払金額が売上高に連動する場合）

### 二、技術実施許諾契約に関して

#### 1. 専利実施許諾契約について

- (1) 書面申請書
- (2) 契約書
- (3) 領収書または支払通知
- (4) 税務証憑
- (5) 専利主管部門より発行される専利実施許諾契約届出書

---

<sup>57</sup> 一般的には印紙税。

<sup>58</sup> [http://hb.cwme.ec.com.cn/moftec\\_cn/zcjs/kjfz/mycs/zcfg/zcfg\\_glb\\_f\\_yjxt2.html](http://hb.cwme.ec.com.cn/moftec_cn/zcjs/kjfz/mycs/zcfg/zcfg_glb_f_yjxt2.html)

- (6) 「技術輸入許可証」(制限技術の場合)または「技術輸入契約登記証」  
(自由技術の場合)
- (7) 「技術導入契約データ表」
- (8) 会計事務所より発行される売上高の信憑性を証明する資料(支払金額が売上高に連動する場合)

## 2. ノウハウ実施許諾契約について

- (1) 書面申請書
- (2) 契約書
- (3) 領収書または支払通知
- (4) 税務証憑
- (5) 「技術輸入許可証」(制限技術の場合)または「技術輸入契約登記証」(自由技術の場合)
- (6) 「技術導入契約データ表」
- (7) 会計事務所より発行される売上高の信憑性を証明する資料(支払金額が売上高に連動する場合)

## 三、著作権利用許諾契約に関して

### 1. 海外授権の図書に関する著作権利用許諾契約について

- (1) 書面申請書
- (2) 契約書
- (3) 税務証憑
- (4) 「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用許諾契約または契約届出の批准

### 2. オーディオおよびビデオ製品著作権利用許諾契約について

- (1) 書面申請書
- (2) 領収書または支払通知
- (3) 契約書
- (4) 領収書または支払通知
- (5) 税務証憑
- (6) 「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用許諾契約または契約届出の批准
- (7) オーディオおよびビデオ製品管理部門の発行した批准書類

### 3. 電子出版物著作権利用許諾契約について

- (1) 書面申請書
- (2) 契約書

- (3) 領収書または支払通知
- (4) 税務証憑
- (5) 「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用許諾契約または契約届出の批准

#### 4. ソフトウェア利用許諾契約について

- (1) 書面申請書
- (2) 契約書
- (3) 領収書または支払通知
- (4) 税務証憑
- (5) 「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用許諾契約または契約届出の批准
- (6) 「技術輸入および設備輸入の契約届出發行証書」または「技術輸入許可証」（制限技術の場合）または「技術輸入契約登記証」（自由技術の場合）
- (7) 「技術導入契約データ表」

## **第三節 相手方がライセンス契約に違反した場合の対応**

### **一、事前の防止**

契約の事後防衛はどのようなものであれ、すべて当事者が自己の権利を保護する最後の手段にすぎない。従って、契約締結時に各条項を明確に約定しておくことが権利保証の最重要手段である。

### **二、証拠の収集**

完璧に契約を締結した後、相手方当事者が契約約定に違反した時、被違約者は、違約者の違約の証拠、自己の約定遵守に関する証拠、自己が受けた損失等の各種証拠の保護および収集に注意しなければならない。

### **三、専門家との相談**

契約の相手方に契約違反または契約違反が生じそうな場合、出来る限り早期に関係専門家に相談することが望ましい。

## 第七章 まとめ

中国におけるライセンス、特に技術ライセンスに係る際の日本企業が注意すべき点は以下の通りである。

### 1、中国に輸出する技術が禁止または制限された技術に属するか否かを確認すること。

現在中国では、外国から輸入する技術を輸入禁止類技術、輸入制限類技術、輸入自由類技術の3種類に分類している。中国商務部は輸入禁止または輸入制限した技術リストを制定し、そのリストに基づき技術輸入に対して管理を行う。よって中国に技術を輸入する際、当該技術が中国で禁止されている、または制限されている技術に属しているか否か確認しなければならない。

### 2、技術ライセンス契約締結の際、契約の中で技術の到達できる技術目標を明確に約定すること。

中国の現行の「技術輸出入管理条例」は、技術提供側が提供技術の性能に対して担保義務を負うことを要求している。即ち、技術提供側が提供する技術が契約に約定した目標に達することを保証しなければならず、それが達成できなかった場合には技術提供側は違約責任を負うため、技術ライセンス契約締結の際、技術の到達できる目標に関する条項について、具体的実現性を明確に約定すべきである。

### 3、技術輸入契約の有効期間内に、当事者双方が後続の改良技術成果の帰属について約定できない場合、法律規定に基づき改良技術の成果は改良者側に帰属する。

「技術輸出入管理条例」の本規定と「契約法」の双方協議で約定する規定の内容は一致しないが、特別法が普通法に優るため、技術輸出契約有効期間に改良した技術成果についての問題では「技術輸出入管理条例」の規定が適用されることを注意する必要がある。

### 4、技術契約締結時、契約に含むことのできない以下の制限性条項に注意すること。

- (1) 技術輸入にとって必要不可欠とはいえない付帯条件（必須ではない技術、原材料、製品、設備又は役務の購入を含む）の受入を技術受入側に要求するもの。
- (2) 特許権の有効期間が満了し、又は特許権の無効が宣告された技術について、使用料の支払又は関連する義務の負担を技術受入側に要求するもの。
- (3) 技術受入側が供与側の供与した技術を改良することを制限し、又は受入側がその改良した技術を使用することを制限するもの。
- (4) 技術供与側の供与した技術と類似の技術若しくはこれと競合する技術を、受入側

が他の供給源から入手することを制限するもの。

- (5) 技術受入側が原材料、部品、製品又は設備を購入するルート又は供給源を不合理に制限するもの。
- (6) 技術受入側の製品の生産数量、品種又は販売価格を不合理に制限するもの。
- (7) 技術の受入側が輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限するもの。

## 5、ライセンス契約届出の必要性

中国は自由輸入技術に対して契約届出登記管理を行っている。契約の登記は自由輸入に属する技術に対する審査認可手続きではなく、一種の形式上の管理だけである。当該管理過程で、法律は国务院外経貿主管部門の行為に対しても厳格な制限を行っており、関係書類を受領後 3 業務日以内に必ず技術輸出契約を登記し、技術輸出登記証を発行するよう要求している。申請人は技術輸出契約登記証により外貨為替、銀行、税務、税関などの関係手続きを行う。日本に送金する際に、ライセンス契約を商務部門で登記した証憑の提出を銀行から求められるため、ライセンス契約を登記しなければ、中国企業が技術使用料を日本企業に送金することはできない。

今後、日中企業間のライセンス取引はますます増えるであろうと思われ、本報告書は技術・商標ライセンスを中心にして、ライセンスの交渉技術、契約の締結、使用料の算定、契約届出の手続き、営業秘密の保持など方面の内容を紹介して、日本企業の中国での事業展開の際の一助となることを希望する。



## 附録 1

### 専利実施許諾契約書

#### 前言（前提条項）

許諾者（氏名又は名称・注：必ず許諾する専利の法律文書と一致すること）は（専利名称・注：必ず許諾する専利の法律文書と一致すること）専利を有する。当該専利は（職務発明創造又は非職務発明創造）であり、専利番号（ ）、公開番号（ ）、公告番号（ ）、出願日\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、権利付与日\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日、専利の法定存続期間満了日\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日である。また、当該専利に係る技術秘密及び加工技術を有している。

被許諾者（氏名又は名称）は、\_\_\_\_分野に属する企業であり、事業単位、社会团体又は個人等であり、工場\_\_\_\_、\_\_\_\_設備、人員\_\_\_\_及びその他の条件を具備し、且つ許諾者の専利技術を理解しており、当該専利技術（及び関係する技術秘密、加工技術等）の許諾を得て実施することを希望している。

許諾者は被許諾者の求める許諾を与えることに同意する。

双方は以下の通り合意に達し、本契約を締結する。

#### 第一条 名詞及び用語（定義条項）

本条にかかる名詞及び用語は、いずれも契約締結時に定義する必要のあった名詞及び用語であり、以下の通りである。

専利一本契約にいう専利とは、許諾者が被許諾者に実施を許諾した中国専利局が権利付与した発明専利（又は実用新案専利又は意匠専利）であり、専利番号：\_\_\_\_、発明創造名称：\_\_\_\_ である。

技術秘密（Know-how）一本契約の専利実施に必要な、工業生産において本契約技術の最善の利用に資するものであって、パブリックドメインに帰属していない技術をいう。

技術資料—すべての専利出願文書及び当該専利の実施に関する技術秘密及び設計図面、加工技術図面、加工技術配合、加工技術過程及び契約製品の製造に必要な作業、設備リスト等の技術資料をいう。

契約製品—被許諾者が本契約により許諾提供された技術を使用して製造する製品であり、その製品名称は\_\_\_\_である。

技術サービス—被許諾者が契約により提供された技術を実施するために許諾者が行うサービスであり、技術の教授及び人員の研修が含まれる。

販売額—被許諾者が契約製品を販売した総金額をいう。

純販売額—販売額から包装費、運送費、税金、広告費、商業割引を差し引いたものをい

う。

純利潤—契約製品販売後、総販売額からコスト、税金を差し引いた後の利潤額をいう。

改良技術—許諾者が被許諾者に実施許諾した技術を基礎として改良した技術をいう。

通常実施許諾—被許諾者が契約約定期間、地区、技術分野内で当該専利技術を実施することを許諾者が許諾すると同時に、許諾者の当該専利技術実施の権利を保留し、且つ被許諾者以外のいかなる単位又は個人に当該専利技術の実施を引き続き許諾することもできる。

排他的実施許諾—被許諾者が契約約定期間、地区、技術分野内で当該専利技術を実施することを許諾者が許諾すると同時に、許諾者の当該専利技術実施の権利を保留するが、被許諾者以外のいかなる単位又は個人に当該専利技術の実施を許諾してはならない。

独占的実施許諾—被許諾者が契約約定期間、地区、技術分野内で当該専利技術を実施することを許諾者が許諾し、許諾者及び被許諾者以外の如何なる単位又は個人も当該専利技術を実施してはならない。

再許諾—被許諾者は、許諾者の同意を得て、本契約にかかる専利技術を第三者に許諾することをいう。

## 第二条 専利許諾の方式及び範囲

当該専利の許諾方式は独占許諾（排他的許諾、通常許諾、クロス許諾、再許諾）とする。

当該専利の許諾範囲は、某地区における専利製品の（使用、販売）（又は）その専利方法を使用及び当該専利方法により直接得られた製品の使用、販売（又は）専利製品の輸入（又は）専利方法により直接得られた製品の輸入。

## 第三条 専利の技術内容

許諾者は、被許諾者に専利番号\_\_\_\_、専利名称\_\_\_\_の全専利文書（添付1参照）を提供するとともに、当該専利実施のために必要な加工技術フロー文書（添付2参照）を提供し、当該専利製品（添付3参照）の製造に用いるための設備リストを提供（又は直接設備を提供）し、且つ当該専利実施にかかる技術秘密（添付4を参照）及びその他の技術（添付5を参照）を提供する。

## 第四条 技術資料の交付

1. 技術資料の交付日—契約発効後、被許諾者が支払ったロイヤリティ（頭金）（¥、\$\_\_\_\_万元）を許諾者が受け取った後\_\_\_\_日以内に、許諾者は被許諾者に契約第三条に定める資料全部、即ち添付（1-5）に記載された資料全部を引き渡すものとする。

契約発効から起算して\_\_\_\_日以内に、許諾者は被許諾者に契約第三条に記載された

- 全部（又は一部）の技術資料、即ち添付（1-5）に記載された全部の資料を交付する。
2. 技術資料の交付方式及び場所—許諾者は、すべての技術資料を手渡し、書留郵便又は空輸等の方法で被許諾者に送付し、且つ資料リストを、直接提出、郵便又はファクスの方式により被許諾者に送付し、空輸リストは手渡し、郵便の方法で被許諾者に送付する。

技術資料の交付場所は、被許諾者の所在地又は双方が約定した場所とする。

#### 第五条 ロイヤリティ及び支払い方式

1. 本契約にかかるロイヤリティは（¥、\$）\_\_\_\_元、一括払い方式を採用し、契約発効日から\_\_\_\_日以内に被許諾者は、ロイヤリティをすべて許諾者の口座に送金し、又は現金で許諾者に支払うものとする。
2. 本契約にかかる専利権のロイヤリティは（¥、\$）\_\_\_\_元であり、分割払い方式を採用し、契約発効後\_\_\_\_日以内に、被許諾者は速やかにロイヤリティの\_\_\_\_ % 即ち（¥、\$）\_\_\_\_元を許諾者に支払い、許諾者の指導を待ち、被許諾者が合格サンプル\_\_\_\_台を生産した\_\_\_\_日後、\_\_\_\_ % 即ち（¥、\$）\_\_\_\_元を支払う完了するまで支払う。

被許諾者は、ロイヤリティを上述の期日に従って、許諾者の口座に送金し、又は現金により許諾者に支払う。

3. ロイヤリティ総額（¥、\$）\_\_\_\_元、分割支払い方式を採用する。  
契約発効日に¥、\$）\_\_\_\_元支払う。  
契約発効日から、\_\_\_\_ヶ月以内に（¥、\$）\_\_\_\_元を支払う。  
\_\_\_\_ヶ月以内に再び（¥、\$）\_\_\_\_元を支払う。  
最終的に\_\_\_\_日以内に（¥、\$）\_\_\_\_元を支払完了するまで支払う。  
被許諾者は、ロイヤリティを上述の期日に従って、許諾者の口座に送金し、又は現金により許諾者に支払う。
4. 当該専利使用費は、頭金と販売額ランニングロイヤリティの二つの部分から構成される。  
契約発効日に頭金（¥、\$）\_\_\_\_元を支払う。  
販売額ランニングロイヤリティ\_\_\_\_ %（一般 3-5%）、\_\_\_\_ヶ月毎（又は半年毎、年度毎）に一回決算する。  
被許諾者は、ロイヤリティを上述の期日に従って、許諾者の口座に送金し、又は現金により許諾者に支払う。
5. 当該専利ロイヤリティは、頭金と利潤ランニングロイヤリティの二つの部分から構成される。（ロイヤリティ率及び支払方式は4に同じ）。
6. 当該専利ロイヤリティは、専利技術による出資方式により算定し、被許諾者と許諾者は（¥、\$）\_\_\_\_万元を共同出資し、当該契約製品を共同製造し、許諾者の専利

技術による出資は総投資額の\_\_\_\_ %を占め、（一般的に 20%を超えない）\_\_\_\_年目の利益分配制とし、利潤を分配する。

支払方法は、銀行口座振替（銀行代金取立依頼、現金送付等）とする。現金一括払い場所は一般的に契約締結地である。

7. 4、5、6 の状況下で許諾者は、被許諾者の契約技術実施の関係勘定科目を調査閲覧する権利を有する。

## 第六条 検収の基準及び方法

1. 被許諾者が許諾者の指導下で生産完成した契約製品\_\_\_\_個（件、トン等单位量詞）は、許諾者が提供した各技術性能及び品質指標（具体指標パラメータは添付 6 を参照）に達していなければならない、且つ国際\_\_\_\_基準、\_\_\_\_ 国家\_\_\_\_基準、\_\_\_\_業界\_\_\_\_基準を満たしていなければならない。
2. 契約製品の検収。被許諾者は国又は一級検査部門）に委託して行い、被許諾者が鑑定を組織し、許諾者は参加し積極的に協力し、必要な費用は被許諾者の負担とする。
3. 許諾者の技術欠陥により、検収不合格となった場合、許諾者は措置を講じ、欠陥を除去する責任を負う。  
二回目の検収も不合格で、許諾者に欠陥除去能力がない場合、被許諾者は契約を終了する権利を有し、許諾者はロイヤリティを返還し、被許諾者の損失を賠償しなければならない。
4. 被許諾者の責任により、契約製品が検収不合格となった場合、許諾者は被許諾者に協力してサポートし、それでも依然として再び検収不合格で、被許諾者に当該契約技術の実施能力がない場合、許諾者は契約を終了し、且つロイヤリティを返還しない。
5. 契約製品の検収合格後、双方は検収合格報告書に署名する。

## 第七条 技術秘密に対する秘密保持事項

1. 被許諾者は、契約有効期限内だけでなく有効期間後のいかなるときも、技術秘密（添付 4 を参照）を本契約当事双方（及びサブライセンシー）以外の如何なる第三者にも開示してはならない。
2. 被許諾者の当該技術秘密に具体的に接触した者はすべて被許諾者の法人代表と秘密保持契約を締結し、上記要求に違反しないことを保証する。
3. 被許諾者は、添付 4 を適切に保存しなければならない（例：金庫保管）。
4. 被許諾者は、無断で添付 4 を複製し、契約執行を完了してはならず、又は終了、変更があった場合、被許諾者は添付 4 を許諾者に返還しなければならない。

## 第八条 技術サービスと研修（本条は従契約を締結可能）

1. 許諾者は、契約発効後\_\_\_\_日以内に、被許諾者に契約技術を教授することに責任を負い、且つ被許諾者が提出した契約技術実施に関する問題に解答しなければならない。
2. 許諾者は、被許諾者が当該専利技術を実施するとき、合格した技術者を被許諾者の現場に派遣し、技術指導を行い、且つ被許諾者の具体的作業員の研修に責任を負う。許諾者の研修を受ける被許諾者の人員は、許諾者が提出した合理的要求に適ってなければならない。（研修者を確定する基準）
3. 被許諾者は、人員を許諾者のところに派遣して研修と技術指導を受けさせることができる。
4. 技術サービスと研修の品質は、研修を受ける者が技術を把握できることを基準とする。（具体的基準を確定する）
5. 技術サービスと研修により生じた費用の一切、例えば出張旅費、食費は、被許諾者の負担とする。
6. 許諾者が技術サービスと研修を終了した後、双方が合格を確認し、文書に署名する。

#### 第九条 後続改良の提供と分配

1. 契約有効期間中、当事者のいずれも契約技術に行った改良について、速やかに相手方に通知しなければならない。
2. 実質的な重大改良があった場合、専利出願の権利は、契約当事者双方により約定する。約定がない場合、その専利の出願権は、改良者に帰属し、相手方は優先、優先価格で、又は無償で当該技術の許諾を受ける。
3. 既存の基礎の上に行ったわずかな改良に属する場合、双方は相互に無償で使用できる。
4. 改良技術が専利をまだ出願していないとき、別の一方は、改良技術に対して守秘義務を負い、許可なく、他人に当該改良技術を開示、許諾又は譲渡してはならない。
5. 双方が共同で行った重大改良に属するものについて、専利の出願権は、別途約定がある場合を除き、双方の共有に帰属する。

#### 第十条 違約及び賠償請求

##### 許諾者に対して

1. 許諾者が契約に定める技術資料、技術サービス及び研修の提供を拒絶した場合、被許諾者は、契約を解除し、許諾者にロイヤリティの返還、及び違約金\_\_\_\_元の支払を請求する権利を有する。
2. 許諾者が正当な理由なく、被許諾者への技術資料の交付、技術サービス及び研修の提供を遅延した場合、一週間延期する毎に被許諾者に違約金\_\_\_\_元を支払い、延期が\_\_\_\_（具体的期間）を超えた場合、被許諾者は契約を終了し、ロイヤリティ返還

を請求する権利を有する。

3. 排他的実施許諾において、許諾者が被許諾者以外の第三者に当該専利技術を許諾した場合、被許諾者は契約を終了し、違約金\_\_\_\_元の支払を請求する権利を有する。
4. 独占的実施許諾において、当該専利技術を許諾者が自ら実施又は被許諾者以外の第三者に許諾した場合、被許諾者は許諾者にこのような実施と許諾行為の停止を請求する権利を有し、また本契約を終了し、許諾者に違約金\_\_\_\_元の支払を請求する権利を有する。
5. 許諾者の原因で、専利権が契約期間中に存続期間が満了した場合、被許諾者は本契約を終了し、許諾者に違約金\_\_\_\_元の支払いを請求する権利を有する。

被許諾者に対して

1. 被許諾者がロイヤリティの支払を拒絶した場合、許諾者は、契約を解除し、全技術資料の返還を請求し、且つ実際の損失の賠償及び違約金\_\_\_\_元の支払を請求する権利を有する。
2. 被許諾者がロイヤリティの支払を遅延した場合、遅延\_\_\_\_（具体的期間）毎に許諾者に違約金\_\_\_\_ 元の支払を請求する権利を有する。遅延が\_\_\_\_（具体的期間）を超えた場合、許諾者は契約を終了し、且つ違約金\_\_\_\_元の支払を請求する権利を有する。
3. 被許諾者が契約規定に違反し、許諾された技術の許諾範囲を拡大した場合、許諾者は被許諾者に権利侵害行為の停止、損失賠償、違約金\_\_\_\_元の支払を請求する権利を有し、且つ契約終了の権利を有する。
4. 被許諾者が契約の秘密保持義務に違反し許諾者の技術秘密が漏洩した場合、許諾者は被許諾者に直ちに違約行為を停止し、且つ違約金\_\_\_\_元を支払うよう請求する権利を有する。

第十一条 権利侵害処理

1. 契約有効期間中、第三者から被許諾者が実施する技術について権利侵害の訴えがあった場合、許諾者は一切の法的責任を負わなければならない。
2. 契約双方のいずれも第三者が許諾者の専利権を侵害していることを発見した場合には、速やかに相手方に通知し、許諾者が権利侵害者と交渉し、又は専利管理機関に請求申立、又は人民法院に訴訟提起する責任を負い、被許諾者は協力しなければならない。

第十二条 専利権の取消及び無効宣告の処理

1. 契約有効期間中、許諾者の専利権が取消又は無効宣告を受けた時、明確に公平原則に違反しておらず、且つ許諾者が悪意ではなく被許諾者に損失を与えた場合、許諾

者は被許諾者に専利ロイヤリティを返還する必要はない。

2. 契約有効期間中、許諾者の専利権が取消又は無効宣告を受けた時、許諾者が意識的に被許諾者に損失を与え、又は公平原則に明らかに違反した場合には、許諾者はすべての専利ロイヤリティを返還しなければならない、契約は終了する。

### 第十三条 不可抗力

1. 双方の意思により移転できない不可抗力事由が発生し（例：火災、水害、地震、戦争等）、本契約義務の履行が妨げられた場合、当事者双方は次のことを行わなければならない。1) 適切な措置を講じ、損失を軽減。2) 速やかに相手方当事者に通知。3) （ある事由）期間中、契約が履行できない旨の証明を発行。
2. 不可抗力事由発生期間中（合理的期間）、契約履行を延期する。
3. 不可抗力事由発生が\_\_\_\_の状況下において、契約はある一部分だけを履行する（具体的条項）。
4. 不可抗力事由が発生し、継続期間が\_\_\_\_（具体的期間）を超える場合、本契約は直ちに終了する。

### 第十四条 税金

1. 許諾者又は被許諾者のいずれも中国公民又は法人である場合、本契約にかかるロイヤリティの納税は、中華人民共和国税法に基づき、許諾者が納税する。
2. 許諾者が国外住民又は単位である場合、中華人民共和国税法及び「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法」に基づき、許諾者が納税する。
3. 許諾者が中国の公民又は法人であり、被許諾者が国外単位又は個人である場合、相手方の国又は地区の税法に基づき納税する。

### 第十五条 紛争解決方法

1. 双方が契約履行中、発生した紛争について、契約条項に基づき、有効的に協議し、自ら解決するものとする。
2. 双方が協議で解決できない場合、\_\_\_\_専利管理機関に調停を申し立て、調停結果に不服がある場合、人民法院に提訴するものとする。
3. 双方に紛争が発生し、和解できない場合、人民法院に提訴する。
4. 双方に紛争が発生し、和解できない場合、\_\_\_\_仲裁委員会に仲裁を申し立てる。  
注：2、3、4 から一つだけ選択する。

### 第十六条 契約の有効、変更及び終了

1. 本契約は双方が署名、捺印した時に発効し、契約の有効期間は\_\_\_\_年とする（専利の有効期間を超えてはならない）

2. (独占的実施許諾契約)の被許諾者は、正当な理由なく当該専利技術を実施しない場合、契約発効日後\_\_\_\_(期間)、本契約は自動的に通常実施許諾契約に変更される。
3. 被許諾者の原因で、本契約が正常に履行できない場合、本契約は直ちに終了し、又は双方が別途、本契約の関係条項の変更を約定する。

## 第十七条 その他

前十六条に含まれないが、特別に約定する必要がある内容、例えば、以下の通りである。

その他の特別条項。これには、予見不能な技術問題が生じた際にどのように解決するか、予見不能な法律問題が生じた際にどのように解決するか等が含まれる。

## 附録 2

### 商標使用許諾書契約

ライセンサー： \_\_\_\_\_ (以下「甲方」という)

ライセンシー： \_\_\_\_\_ (以下「乙方」という)

契約締結地：

甲乙双方は「中華人民共和国商標法」および「中華人民共和国商標法実施条例」の規定に基づき、友好的協議の結果、本商標ライセンス契約を締結する。

#### 一、ライセンスの商標の概要

ライセンスの商標： \_\_\_\_\_ 図案 \_\_\_\_\_

商標登録証番号： \_\_\_\_\_

指定商品：

甲が乙に許諾した甲の商標を使用して製造販売する商品種類： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

#### 二、ライセンスの権限、地区

1、商標ライセンスの形式： \_\_\_\_\_

2、商標ライセンスの商品販売地区： \_\_\_\_\_

#### 三、ライセンスの期限

ライセンス期間は \_\_\_\_\_ 年とする。

即ち \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までである。

契約満了に際して、さらに使用期間の延長を要する場合、甲乙双方は別途、商標ライセンス契約の更新を締結する。

#### 四、ロイヤリティの金額、算定方法および支払方法

商標ロイヤリティは毎年 \_\_\_\_\_ 人民元とし、本契約締結の日から \_\_\_\_\_ 日以内に、乙は甲にロイヤリティの \_\_\_\_\_ % \_\_\_\_\_ 即ち \_\_\_\_\_ 人民元をまず支払い、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに \_\_\_\_\_ % \_\_\_\_\_ 即ち \_\_\_\_\_ 人民元を前払いするものとする。

#### 五、品質保証措置

(一) 甲の商品品質監督措置

- 1、甲は乙が製造または販売するライセンス商品に対して、不定期に検査または抜き取り検査を行うことができ、不合格品を発見した場合、乙に対して甲の商標を除去した後下取り処理または廃棄処理をするよう要求する権利がある。

甲の検査または抜き取り検査の品質基準：\_\_\_\_\_

- 2、第三者が当ライセンス商品を冒用し製造または販売する侵害行為に対して、乙がそれを取り締ることに甲は積極的に参加協力しなければならない。費用は乙が負担する。

## (二) 乙の商品品質保証措置

- 1、甲の製品品質に対して行う監督抜き取り検査および不合格商品に対する処理要求を乙は進んで受け入れ且つ積極的に協力する。
- 2、乙は状況に基づき、甲に無償の技術指導の提供およびイメージデザインの助力を要求することができる。
- 3、本契約締結の日から\_\_\_\_日以内に、品質保証金\_\_\_\_\_人民元を一括で甲に支払い、保証金は契約満了または終了後\_\_\_\_\_ヶ月以内に精算するものとする。

## 六、その他の約定

- 1、乙は企業の製造、管理、販売を自主的に行い、経営リスクを単独で負担し、損益について自分で責任を負う。甲は乙の正常な生産経営活動を干渉してはならない。
- 2、甲は本契約締結の日から3ヶ月以内に本契約を工商行政管理部門に届出なければならない。
- 3、乙は自己の製造する製品に乙の工場名・工場所在地を明記し、直接甲の工場名・工場所在地を標記してはならない。
- 4、乙は甲の商標の信用名声を守り、製品の品質を保証し、乙の生産経営過程での一切の法的責任は乙が自ら負担しなければならない。
- 5、乙は甲の提供する商標の形に基づき、文字、図形商標、包装袋、タグ、製品宣伝品、偽物防止シール、合格証などの補助材料およびその他製品の出荷・販売に用いる具備する必要のあるマークを自主制作することができるが、上記物品は甲に届出て、認可を受けた後、乙はそれらを使用することができる。乙は当該物品を随意に処置してはならない。
- 6、本契約終了時、乙は直ちに当該商標の使用を停止し、余剰商標マークは\_\_\_\_日以内に甲に返還しなければならない。乙の在庫製品について、甲は乙が契約終了後\_\_\_\_\_ヶ月間に限り販売を継続することを許可する。

## 七、違約責任

- 1、甲の授権を得ずに、乙は如何なる方法および理由によっても、甲の商標を第三者に使用許諾してはならず、本契約に違反して約定以外の種類を製造、または約定以外

の地域で販売してはならない。これに反した場合、違約と見なされ、甲は乙に違約金\_\_\_\_\_人民元の支払を要求することができる。

- 2、乙が商標ロイヤリティを期日どおり支払わない場合、甲は乙に契約終了を伝え、且つ乙に違約金\_\_\_\_\_人民元の支払を要求することができる。
- 3、乙が重大な品質問題または市場管理の混乱（約定区域を逸脱して販売することを含む）を起し、本契約でライセンスした商標ブランドのイメージに影響を及ぼした場合、甲は乙の品質保証金を没収し、且つ／または一方的に本契約を終了する権利を有し、且つ如何なる責任も負わない。
- 4、契約の繰上げ終了時、乙は甲が発行した各種授權証または証明資料を直ちに甲に返還し、如何なるコピーも残していないことを保証しなければならない。また契約の繰り上げ終了により生じた責任または損失はいずれも乙が負担しなければならず、甲はそれらに無関係である。

#### 八、紛争解決方法

本契約の履行期間に紛争が発生した場合、双方は話し合いで解決しなければならない。話し合いが不成立の場合、\_\_\_\_\_地方人民法院に訴訟を提起することができる。

九、本契約にない事柄に関して、双方は別途補充契約を締結ことができ、補充契約は本契約と同等の法的効力を有する。

本契約一式 \_\_\_\_\_ 部、 甲 \_\_\_\_\_ 部、 乙方 \_\_\_\_\_ 部、 関係部門  
部契約は双方が署名捺印した日から発効する。

甲（捺印）：

乙（捺印）：

法定代表人：

法定代表人：

住所：

住所：

日時： 年 月 日

### 附録 3

## 江蘇省無錫市中級人民法院民事判決書

(2007) 錫民三初字第 168 号

原告田曉祥、男。

委託代理人王勤根、無錫市惠山区惠邦法律事務所法律業務従事者。

被告馬燕萍、女。

田曉祥と馬燕萍の専利ライセンス契約紛争事件について、本院は 2007 年 9 月 12 日に受理した後、法に基づき合議廷を組織し、2007 年 11 月 13 日公開審理を行った。原告田曉祥及びその委託代理人王勤根、被告馬燕萍は、出廷し訴訟に参加した。本案は合議廷の審議を経て、審理を終えた。

原告田曉祥の主張は以下の通りである。2005 年 4 月 7 日、原告は被告馬燕萍が経営する無錫市洛社鎮仁泉漁業機械廠(以下「仁泉機械廠」という。)と、原告が享有する STZ 型漁塘投料機専利使用に関して合意に達し、次のとおり約定した。仁泉機械廠が当該専利を使用する期間を 2 年、専利使用料は 1 年目 65000 元、2 年目 40000 元、支払期限について、1 年目の専利使用料は、契約締結時に 25000 元、残額 40000 元は 2005 年 12 月 31 日までに一括支払、2 年目の専利使用料 40000 元は 2006 年 9 月 30 日までに支払うこと。契約締結後、原告は、速やかに自己の義務を履行したが、仁泉機械廠は契約締結時に 25000 元の使用料を支払っただけであった。残額 80000 元は今まで未払いである。調査の結果、仁泉機械廠は、個人経営工商業であり、燕萍はその事業主であった。従って法院に被告馬燕萍に直ちに専利使用料 80000 元を支払い、且つ遅延違約金 9114 元を負担する判決を下すよう法院に請求する。

被告馬燕萍の反論は以下のとおりである。原告田曉祥の間に如何なる専利ライセンス契約関係は存在せず、原告の主張する契約を締結したことはない。契約上の印章も仁泉機械廠の印章ではなく、当該契約は真実ではないため、如何なる責任も負わない。

原告田曉祥はその主張を裏付けるために法院に以下の証拠を提出した。1、「STZ 型漁塘投飼機専利権に関する使用契約書」(以下「専利使用契約書」という。)、これにより田曉祥と仁泉機械廠は 2005 年 4 月 7 日専利使用契約書を締結し、且つ専利使用料の支払いを約定したことを証明する。2、実用新案専利証書及び国家知的財産権局専利年金の領収書、これにより田曉祥が実用新案専利「漁塘投料機」の専利権者であり、且つ当該専利が有効であることを証明する。3、証人李某某の証言、田曉祥と仁泉機械廠、馬燕萍が契約した事実を証明し、李某某は証人である。4、無錫市洛社鎮二泉漁業機械廠(以下「二泉機械廠」という。)、仁泉機械廠工商登記資料及び田曉祥、馬燕萍の身分証、これにより被告の主体資格を証明する。

被告馬燕萍は、その答弁意見を補強するために、本院に「単位銀行決算口座開設申請書」一部及び仁泉機械廠の印章一枚を提出し、当該申請書の仁泉機械廠の印章及びその印章実物と原告のいう専利使用契約における印章は一致しないことを証明し、これに基づき鑑定を申請した。

法廷における証拠調べを経て、被告馬燕萍の原告田曉祥に対して提供した証拠 2、4 の真実性、合法性、関連性はいずれも異議なく、証拠 1、3 の真実性はいずれも認められなかった。証拠 1 について、被告は当該専利使用契約書の印章は仁泉機械廠のものではないと考え、また馬燕萍個人の署名もなく、25000 元を支払ったこともない。証拠 3 について、被告は、証人李某某が陳述した事実につき不知であり契約締結したことがないと考え、そのほか、李某某の証言と田曉祥本人の陳述にいくつか異なる点がある。原告田曉祥は被告馬燕萍が提供した証拠を認めず、且つ個人経営工商業の印章は、予め印章を登録しておく必要がないため、随時、印章を作成でき、馬燕萍が法廷に提出した仁泉機械廠の印章及び銀行決算口座申請書と本件は無関係であるため、鑑定を行うことに同意しないと主張した。

本院は以下のとおり証拠を認定した。原告田曉祥が立証した証拠 2、4 は、真実性、合法性、関連性を具備しているため、本院は採用する。証拠 3、原告田曉祥が申請した証人李某某が同一事実について提供した書面証言とその法廷における陳述、及び原告田曉祥の陳述には明らかに異なる点があり、且つその者は当該専利使用契約条項の拘束を受ける当事者でもあるため、利害関係証人であるため、当該証人の証言の証明効力について、本院は認めない。証拠 1、当該契約上、仁泉機械廠は乙として印章があるだけで、原告は印章により証拠 3 の真実性を証明しているが、証明効力を欠くため本院は支持しない。よって、その他の有効な証拠による立証がない状況下において、本院はこれらの契約書の真実性を認めず、被告馬燕萍の印章鑑定申請について、本院は言及しない。被告馬燕萍が立証する証拠「単位銀行口座開設申請書」及び仁泉機械廠印章は、鑑定の必要がなく、当該二部の証拠と本件は関連性がないため、本院は採用しない。

審理を経て以下のことが明らかになった。田曉祥は個人経営工商業二泉機械廠の経営者である。2002 年 1 月 13 日、それは国家知的財産権局に「漁塘投料機」実用新案専利を出願し、2003 年 1 月 22 日権利付与公告され、専利番号は：ZL02218342.6、専利権者は田曉祥である。2007 年 5 月 21 日、国家知的財産権局専利局は専利年金領収書を発行し、当該領収書によれば、田曉祥が年金 1200 元を収め、年滞納金 240 元、納付日 2007 年 5 月 14 日であることが明記されていた。2007 年 11 月 13 日、田曉祥は法廷において、専利使用契約書の原本を提出し、それには甲として二泉機械廠の印章及び田曉祥の署名があり、乙として仁泉機械廠の印章があり、契約第 1 項には「乙は、甲の専利権を使用するために六万五千人民元を甲に支払い、当該契約締結時、まずそのうち二万五千人民元を支払い、残りの四万人民元は 2005 年 12 月 31 日までに一括して支払うことに同意する。」、第三項は「乙は当該製品の専利使用を 2 年とすることを要求し、甲はこれに同

意する。但し、2年目の使用料四万元について、甲は2006年9月30日までに支払いを完了するよう要求する」と記載してある。そのほか、馬燕萍は2005年3月17日、個人経営工商業の設立を申請し、屋号を仁泉機械廠、経営者を馬燕萍としたことが明らかになった。

本件の争点は、馬燕萍は田曉祥に專利使用料80000元を支払い、遅延違約金9114人民元を支払わなければならないか否かという点である。

本院は次の通り認定する。当事者は自己の主張に対して証拠を提出する責任を負う。契約紛争事件において、契約関係の成立・発効を主張する当事者は、契約の成立及び発効の事実に対して挙証責任を負う。原告田曉祥は、馬燕萍と專利使用契約を締結したと主張し、且つ当該契約に基づき、馬燕萍に專利使用料残額80000元及びその遅延支払違約金の支払いを請求するためには、真実、合法、有効な証拠を提出しなければならない。田曉祥が提供した專利使用契約書及び証人の証言は、その訴訟主張を証明したが、仁泉機械廠は個人経営工商業であるため、その屋号と同一の印章だけでは経営者馬燕萍の真実の意思表示であるか否かを確定することはできず、原告は、印章は企業を代表し、印章は署名よりも権威があるとの観点は、実際、個人経営工商事業と企業法人の法的属性を混同しており、本院は採用しない。李某某の証人証言は、当該契約条項の拘束を受けるため、利害関係証人であり、且つ陳述事実が安定せず、原告田曉祥本人と同一事実の陳述についても食い違いがあることから、本院がその証言を採用することはできず、事件の事実認定の根拠とし難い。本院は以下の通り認定する。田曉祥がその他の有効な証拠を提出しない状況下において、その訴訟請求は事実及び法的根拠を欠き、本院は採用しない。「中華人民共和國民事訴訟法」第64条、「最高人民法院の民事訴訟証拠の若干規定」第5条、第63条、「中華人民共和國民事訴訟法」第128条の規定に基づき、以下の通り判決する。

原告田曉祥の訴訟請求を棄却する。

本件事件受理费2670元は原告田曉祥の負担とする。

本判决に不服がある場合、判決書送達日から15日以内に本院に上诉状及び当事者の人数分の副本を提出することができる。国务院「訴訟費用納付弁法」に基づき上訴事件受理费を予め納め（受取人：江蘇省高級人民法院、開設銀行：南京市農行山西路支行、口座番号：03329113301040002475）、江蘇省高級人民法院に上訴するものとする。

裁 判 長 潘冬梅  
代理裁判員 湯 然  
代理裁判員 張 浩

2008年1月14日  
書 記 員 朱佳丹

## 附録 4

### 上海市第二中級人民法院民事判決書

(1998)滬二中知初字第 68 号

原告唐伯飛、男、1934 年 12 月 17 日出生、漢族、上海市志丹路 33 号 404 室  
委託代理人唐頌平、女、1962 年 12 月 3 日出生、漢族、上海市志丹路 33 号 404 室。  
委託代理人王惠香、上海市一平律師事務所弁護士。  
被告上海羅美洗手液有限公司、住所地上海市滬太支路 985 号。  
法定代表人顧我先、董事長。  
委託代理人吳漢民、当該公司生産部主任。  
委託代理人林建華、上海市第一律師事務所弁護士。

原告唐伯飛は上海羅美洗手液有限公司を被告として、専利ライセンス料紛争に関して 1998 年 8 月 25 日、本院に訴訟を提起した。本院は受理後、法に基づき合議廷を結成し、1999 年 3 月 31 日、第一回公開審理を行った。原告唐伯飛及びその委託代理人唐頌平、王惠香、被告の法定代表人顧我先及びその委託代理人馮劍慶、林建華は出廷し、訴訟に参加した。1999 年 6 月 23 日、本院は第二回公開審理を行った。原告唐伯飛及びその委託代理人唐頌平、王惠香、被告法定代表人顧我先及びその委託代理人吳漢民、林建華は出廷し、訴訟に参加した。本件はすでに結審した。

原告の主張は以下の通りである。原告が発明した「ハンドソープ及びその調合方法」は、1987 年 1 月 3 日、中国専利局に発明専利を出願した。1989 年 6 月 7 日、発明専利権を付与された。専利番号は:87100025.3 である。現在当該専利は依然として法定保護期間中である。1992 年 5 月 5 日、被告は「滬台合弁上海羅美洗手液有限公司契約」を締結するとともに原告とも「羅美ハンドソープ専利に関するロイヤリティ契約」を締結した。契約には明確にハンドソープは唐伯飛の非職務発明であり、その本人の同意を得て被告に生産販売を許諾することが約定されていた。契約第一条及び第三条によれば、被告は原告が製品営業額から 8%のロイヤリティを抽出し、ロイヤリティ率は毎月の実際の販売額に基づき算定することが約定された。契約締結後、双方は原則として、約定に従い各自の義務を履行した。1998 年 3 月、被告は理由なく原告が被告の会社で担当していた総経理の職務を免職し、原告は被告のところを離れざるを得なくなった。その後、被告は依然として、原告の専利技術を使用し続けたにもかかわらず、支払うべきロイヤリティを支払わなかった。原告が弁護士に依頼して何度か催促したものの、被告は何ら回答しなかった。そのため、原告は被告の行為は違約であり、且つ契約履行の続行は不要であると考え、原告は法院に訴え、被告に専利ロイヤリティ 146252 人民元の支払、専利ロイヤリティ契約の履行終了及び本件訴訟費用の負担を命ずるよう請求した。

1999年6月17日、原告は追加訴訟請求、即ち被告に専利ロイヤリティとして267061.18人民元の支払を提出した。

被告の反論は以下のとおりである。1. 原告は双方が締結した専利ライセンス契約に違反したため、被告は原告と締結した契約をすでに終了した。2. 原告は1998年3月、被告に理由なくその職を解かれたと主張しているが、事実と異なる。事実は、原告が合弁会社の董事会定款に違反したため、董事会はその職を免職する決定を下した。1998年4月、原告は辞表を書き、それは許可された。3. 被告が専利ロイヤリティを支払わないのは、原告の違約が先であり、被告は原告に通知している。従って法院に原告の訴えを棄却するよう請求する。

本件は、本院の公開審理において、当事者の陳述及び提供された証拠について、挙証、証拠調べ及び弁論を経て、本院は以下のとおり、まとめた。

一、本件当事者は以下の事項について異議のないことを本院は確認した。

1. 原告は、1987年1月3日、中国専利局に名称「ハンドソープ及びその調合方法」の発明専利を出願し、1989年6月7日に権利付与された。専利番号は87100025.3である。
2. 被告は、1992年5月5日、上海彭浦化剤廠と台湾公民顧建東が合弁で設立した企業である。
3. 1995年6月7日、原告唐伯飛とその子唐瀚東は合弁で上海羅美供銷実業有限公司(以下「羅美供銷公司」という)を設立した。経営範囲はアスファルト、ハンドソープ、洗剤等であり、登録資本金は100万人民元である。
4. 1998年4月24日、原告唐伯飛とその妻駱蘭亭は合弁で上海藍飛洗手液有限公司(以下「藍飛公司」という)を設立した。経営範囲はハンドソープ、洗剤、労働保護用品等であり、登録資本金は50万人民元である。
5. 原告唐伯飛は、1992年8月、被告の会社で総経理の職務を担当し、1998年4月、原告は辞職し、被告のところを離れた。
6. 1998年5月14日、被告は原告に次の通り通知した。原告は1992年5月5日に原被告双方が締結した専利ロイヤリティ契約に違反し、原告にその他の単位で原告の専利番号を使用する行為を停止するよう請求した。
7. 1998年5月28日、6月10日、原告は2回、弁護士に依頼し、被告に通知した。原告自ら投資した企業が原告の専利を使用することは、原被告双方が締結した専利ロイヤリティ契約に違反しておらず、且つ被告に約定に基づき専利ロイヤリティを支払うよう請求した。

以上の事実に関する証拠は、専利証書及び関係附属資料、専利ロイヤリティ契約、合弁契約、営業許可証、書状、当事者の陳述記録、法定記録等である。

二、本件当事者の以下の事実又は関係事実から生じた法的結果の争点について、本院は

明らかにした。

1. 1992年5月5日、原告(甲)と被告(乙)は羅美ハンドソープ専利ロイヤリティ契約を締結した。契約内容は以下のとおりである。羅美ハンドソープは唐伯飛の非職務発明であり、国家専利局から専利権を付与され、甲が生産販売することを本人は同意した。契約第1条は、甲は乙の当該製品営業額からロイヤリティ比率8%を抽出し、有効期間は国家の専利関係政策に基づき規定することに同意すると規定している。第二条は、乙は当該製品の専利有効期間中、外部にライセンスしてはならない、その他の単位との共同提携を要するときは、会社の名義で行わなければならないと規定している。第三条は、ロイヤリティは毎月実際の販売額に応じて算定し、貨幣価値は実際の状況に準ずるものとする、中国国内販売に該当する部分は、人民元で決算し、中国国外販売部分は外貨で決算するものとする旨規定している。当該契約書について、被告は契約書の内容及び契約書における顧我先及び唐伯飛の署名に異議はないが、原告が提供した被告単位が押印した契約書に対して異議がある。原告は契約締結当時、被告単位は確かに押印せず、後に原告が自己の利益を保護するために、被告に押印を要請したものと主張した。

2. 審理中、被告は原告と締結した専利ロイヤリティ契約は独占許諾であると主張した。その提供した証拠は次のとおりである。(1)1987年2月2日、上海彭浦石化廠と原告唐伯飛等五名の科学技術者が締結した技術開発及び技術サービス契約のなかには、羅美工人ハンドソープも一つの技術として当該工場に投入されており、且つロイヤリティ6%と規定した(2)1992年5月4日、被告が録音に基づき整理した記録において、専利はその他の会社と提携することはできず、原告は専利を工場から会社に移転することは、専利権を会社に売ることと等しいということに言及している。

原告は、次の通り主張した。原告と被告が締結した専利ライセンスロイヤリティ契約は、被告の独占生産販売とは明記していないため、当該契約は排他的許諾契約である。被告が提供した1987年2月2日の技術開発及び技術サービス契約について、原告は次の通り主張した。当該契約により原告の専利を被告の独占生産販売に供するものであるとは証明できず、且つ1992年の契約は、当該契約の関係内容に対して変更を行った。被告が提供した録音等の関係証拠問題について、原告は次の通り主張した。当該録音証拠を原告は事前に知らず、録音内容は事実と異なる。当該録音が存在したとしても、原告と被告が契約を締結する前であるから、被告の観点を証明することはできない。

3. 審理において、被告は次の通り陳述した。原告は単独で会社を設立して被告と同一の専利製品を生産、販売したため、被告は1998年5月から、原告の専利方法を使用していない。但し、製品の外装に原告の専利番号を1999年3月まで使用した。同時に被告は原告専利と異なると考えている製品配合を提供した。1998年5月以降、被告が原

告の専利を使用していたか否かについて、被告は、法院は鑑定の方法によって認定できると考えた。原告は、1998年5月以降、原告の専利を使用していないとの被告の主張について、事実と異なると主張した。まず、被告は審理前に原告はこれまで原告の専利をすでに使用していないと告知したことがなかった。次に、被告は製品の外装にずっと原告の専利番号を使用し、且つ対外的に専利製品であると宣伝し続けた。さらに、現在、以前に生産販売した製品に対して鑑定を行うことは、客観的に条件を具備していない。従って、原告は、被告が原告の専利を使用したか否か鑑定の必要はないと考える。

4. 1998年4月28日、「藍飛公司」(甲)と上海匯紅日用化学晶廠(以下「匯紅廠」という)(乙)は委託加工契約を締結し、契約内容は次の通りであった。甲は自己の専利製品について乙に加工を委託し、ハンドソープを加工するための原材料規格、配合方法、数量、引渡問題、加工費等は具体的に規定し、販売権は「藍飛公司」に帰属することに同意する。

5. 本件審理において、原告は「羅美供銷公司」の出資に関する状況に対して、唐瀚東が発行した当該合弁企業の合弁資本は唐伯飛一人が出資したとの状況を説明する証明を提供した。この証拠について、被告は、工商登記に記載された当該公司の出資は唐伯飛と唐瀚東が各自50万元を出資したとの事実と一致しないと主張した。

6. 被告は、審理において1998年4月から1999年3月の羅美ハンドソープの販売収入状況を提供し、合計3051743.24元であった。(そのうち1998年4月は385056.39元)。被告が提供した販売収入状況に対して、原告は、1998年4月、被告と原告が運営した「羅美供銷公司」と業務往来があり、当該公司の販売記録においてその販売収入が647810.04元であることを証明できると考えた。従って、被告が提供した1998年4月の販売収入と事実は一致しない。被告が提供した1998年5月から1999年3月の販売収入について、原告は異議を提出していない。原告被告双方がそれぞれ照合した1998年4月の販売帳簿について、本院も被告の1998年4月から1999年3月の販売収入は3051743.24元であることを確認した。

7. 審理において、被告は、唐伯飛の被告公司在職期間、「藍飛公司」を設立し被告公司与同一専利製品に従事することは、被告公司の定款に違反する行為であるため、原告は違約に該当すると主張した。同時に、被告は、唐伯飛は1998年4月前、専利ロイヤリティを多く受領(即ち董事長顧我先の取り分)していること、及び1998年4月から1999年3月、唐伯飛の取り分の専利ロイヤリティから顧我先の取り分を控除すべきであると主張し、本院に本件において一緒に処理するよう請求した。審理期間中、合議廷は被告に唐伯飛の取り分には顧我先の取り分が含まれ、多く取り過ぎてているか否かということ

と本件は別の法律関係であり、訴訟主体も異なるため、この件に関しては別途訴訟を提起するよう告知した。

以上の事実の関係証拠は、技術開発及び技術サービス契約、録音記録、被告の製品配合、被告の製品実物、委託加工契約書、被告の販売収入証明書、被告と「羅美供銷公司」の販売記録、当事者の陳述記録、審理記録。

本院は次の通り認定する。中国の技術契約法実施条例は、次の通り規定している。専利実施許諾契約とは専利権者又はその者から授権された者が許諾者として被許諾者に約定した範囲内で専利を実施することを許諾し、被許諾者は契約に約定した使用料を支払い、専利実施許諾契約は、独占実施許諾、排他的実施許諾、通常実施許諾等の形式を採用でき、排他的実施許諾の許諾者は、法律及び契約に定める各義務を履行する場合を除き、被許諾者に許諾した専利実施範囲内でさらに許諾してはならず、同一専利について第三者と専利実施許諾契約を締結してはならない。独占実施許諾契約の許諾者は、法律及び契約に定める各義務を履行する場合を除き、被許諾者に許諾した専利実施範囲内で当該専利を実施してはならない。最高人民法院の「科学技術紛争事件を正確に処理する若干問題に関する意見」は、次の通り規定している。排他実施許諾契約の許諾者がその専利技術実施の条件を具備しておらず、別の単位と提携して当該専利技術を実施、又は技術出資による共同運営を通じて当該専利技術を実施する場合、許諾者が自ら当該専利技術を実施したものとみなし、違約として処理しないことができるが、許諾者が同一専利技術について多くの単位と実施提携又は出資し共同経営する場合、違約として処理する。本件の原告、被告双方が締結した専利ロイヤリティ契約は、当該契約は当該専利を対外的にライセンスしてはならないとだけ約定しているので、ライセンサー自らがライセンシーにすでに専利実施を許諾した範囲内で当該専利を実施してはならないことまで明確に約定されていない。従って、当該契約は、排他的実施許諾契約に該当する。原告唐伯飛とその妻、息子が共同設立した「藍飛公司」、「羅美供銷公司」及び「藍飛公司」が「匯紅廠」に加工を委託した行為を、ライセンサー自身による当該技術の実施行為とみなせるか否かは、本院は次の通り認定する。まず、「藍飛公司」と「羅美供銷公司」の企業性質は個人経営企業である。関係公司の出資状況は、いずれもその財源は唐伯飛個人であり、従って、当該二社は唐伯飛自身が設立した企業とみなされる。次に、「匯紅廠」の加工行為は、その最終製品の販売権は、「藍飛公司」が行使するため、「藍飛公司」自身による専利実施行為とみなされる。以上のとおり、本院は、唐伯飛は排他的実施許諾契約の許諾者として、自ら専利を実施する行為は、法律規定及び契約約定範囲を超えるものではないと判断する。本件被告が唐伯飛の被告公司在職中、「藍飛公司」を設立し、被告公司与同一の専利製品に従事することは、被告公司定款に違反する行為であると提起したことは、会社定款の調整行為は会社の内部問題であるため、本件の契

約紛争とは二つの異なる法律関係であることから、その行為は本件の処理範囲には含まれない。被告が1998年5月から原告の専利を使用していないため、原告にロイヤリティを支払う必要はないと主張していることについて、本院は被告から提供された書面配合資料から見て、被告が1998年5月以降原告の専利を使用していないことを証明できないと判断し、また原告から提供された被告が1999年3月まで原告の専利番号を使用していたことを証明する製品実物から見ても、被告が1998年5月から1999年3月までのような製品配合を使用したのかは鑑定できない。被告は客観的に鑑定できる製品実物を提供することはできず、且つ被告自身もその製品外装に原告専利番号を1999年3月まで使用したことを認めている。上述の状況に基づき、本院は、被告は1998年5月から1999年3月まで依然として原告の専利を使用し続けたものと推定し、原告に専利ロイヤリティを支払わなければならないと認定する。具体的な費用は、契約約定の原則に従って算定し、即ち被告の1998年4月から1999年3月の実際の販売額に8%を乗じて算定する。原告被告双方が履行した専利ロイヤリティの実際状況に鑑み、原告被告双方は客観的に引き続き当該契約を履行する可能性はないものと本院は判断し、従って、原告被告双方が締結した専利ロイヤリティ契約は履行を終了する。これに基づき、「中華人民共和国技術契約法」第41条第1号、「中華人民共和国技術契約法实施条例」第70条、第73条の規定に基づき、以下の通り判決する。

一、原告唐伯飛と被告上海羅美洗手液有限公司が1992年5月5日に締結した専利ロイヤリティ契約は履行終了する。

二、被告上海羅美洗手液有限公司は、本判決発効日から10日以内に原告唐伯飛に専利ロイヤリティ244139人民元を支払え。

本件訴訟費用6516人民元は、原告が559元を負担し、被告が5957元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書送達日から15日以内に、本院に上訴状を提出し、相手方当事者の人数分の副本を提出することにより、上海市高級人民法院に上訴することができる。

当事者が上訴する場合、上訴状提出日の翌日から7日以内に本判決に基づき確定した一審事件受理費用と同等の金額を本院に上訴受理费をあらかじめ納付しなければならない。期限までに納付しなかった場合、自動的に上訴の取下げとして処理する。

裁判長 薛春荣  
代理裁判員 陸衛民  
代理裁判員 陳 默

1999年7月9日  
書記員 嵇 瑾

## 附録 5

### 福建省高級人民法院民事判決書

(2001) 閩知初字第 4 号

原告武漢晶源環境工程有限公司（以下「晶源公司」という）が提起した被告日本富士化水工業株式会社（以下「富士化水」という）、被告華陽気電業有限公司（以下「華陽公司」という）による発明専利権侵害をめぐる紛争案件について、本裁判所はこれを受理し、法により合議法廷を構成し、非公開で本案の審理を行った。晶源公司法定代表人彭斯干及びその委託代理人宋国栄及び鄒海林、富士化水の委託代理人張本崇良及び邱志平、華陽公司の委託代理人張東平及び孫揚鋒が法廷にて訴訟に参加した。本案の審理は現在既に終了している。

本裁判所は以下のとおり認識している。

晶源公司の専利番号 ZL95119389.9 「曝気法海水排煙脱硫方法及び曝気装置」専利権は合法且つ有効であり、法律の保護を受けるべきである。わが国「専利法」第 11 条の規定によれば、如何なる単位又は個人も専利権者の許可を受けずにその専利を実施してはならないとされている。

比較したところ、富士化水が華陽公司に提供した海水法脱硫技術が示す脱硫方法の技術上の特徴と、専利 ZL95119389.9 の権利要求 1 に述べる技術方案の対応する技術特徴は類似している。富士化水が華陽公司に提供した海水法脱硫設備の技術特徴と、専利 ZL95119389.9 の権利要求 5 中に述べる対応技術の一部の特徴は類似しており、一部は同一である。従って、富士化水が華陽公司に提供した脱硫技術の脱硫方法及び装置の技術特徴は晶源公司の ZL95119389.9 号「曝気法海水排煙脱硫方法及び曝気装置」発明専利要求 1 及び権利要求 5 の技術特徴を全面的に網羅している。当該行為は、専利権者の許可を受けずに、その専利を実施するという権利侵害行為にあたり、「中華人民共和国民法通則」第 118 条の規定により、関係する責任者は相応の権利侵害にかかる民事責任を負わなければならない。

富士化水は、自らが華陽公司に提供した脱硫設備の技術は、晶源公司による専利出願日以前に国外の出版物にて開示されており、既に共有領域に属している公知の技術であり、晶源公司の本件専利は新規性及び進歩性を有しないと主張している。富士化水はこのため文献 1 「環境保護技術国際会議文集」（巻 II, 第 785-798 ページ, マレーシア, 1992) 中の「Hakt-Hydro 海水二酸化硫黄除去法」、文献 2 「アメリカ専利」第 4085194 号「排気脱硫方法」、文献 3 「ICHEME フォーラムシリーズ集」（No. 123, 第 143-157 ページ, 1991) 中の「硫黄排出減少の脱硫方法及び技術」、文献 4 「硫化学」（B 刊, 巻 7, 第 77-84 ページ, 1972) 中の「海水法脱硫法」の章節を提出し、原告の ZL95119389.9 号「曝気法海水排煙脱硫方法及び曝気装置」発明専利は新規性及び進歩性を有さないことを証明しようとした。専利訴訟において、当事者が自らが実施したのは公知の技術で

あることを理由に権利侵害をしていないとの抗弁をする場合、権利侵害との訴えのあった技術と公知の技術が類似しているか又は同一であるか等について、裁判所が比較・判断し、その抗弁理由が成立つか否かを審査するために、裁判所に対して、自らが実施した公知技術の完全なる技術方案を提出しなければならない。しかし、本件の訴訟において、富士化水が提供した文献資料の大部分は海水法脱硫法及び装置のフローチャート、技術原理に関する説明及び分析であり、直接 ZL95119389.9 号「曝気法海水排煙方法及び曝気装置」発明専利の独立権利要求中の空気及び混合後の海水量の比例関係、曝気時間及び「混合区域下部に SO<sub>2</sub> を吸収する海水出入口を設けたこと」など必要な技術特徴について説明していない。即ち、富士化水が提供した上述文献がそれぞれ示すのは、一部の対応する技術特徴に過ぎず、いずれも完全な技術方案ではなく、ZL95119389.9 号「曝気法海水排煙方法及び曝気装置」発明専利の独立請求項の全ての技術特徴を全面的に網羅していないため、富士化水が、自らが華陽会社に提供した排気脱硫装置の技術が自らの有する公知の技術であること及び晶源会社の本件専利は新規性及び進歩性を有さないと主張していることは、事実根拠及び法的根拠が十分でないため、本裁判所は、これを支持しない。富士化水は更に、富士化水が創業 40 年の間に 100 基あまりの排気脱硫装置を独自に研究・開発したのであり、自らが華陽会社に提供し脱硫設備及び技術は、自らが 1995 年に台湾麦寮工場にて設計し、建設を請け負った脱硫設備と完全に同じであるため、自らの行為は晶源会社の専利権を侵害していないと認識している。これについて本裁判所は、本案訴訟において、富士化水は、自らが台湾麦寮の排気脱硫工事にて使用した技術方案を証明し得る証拠を提出しておらず、なお且つ、富士化水による上述の行為は中華人民共和国の法律により管轄される有効な法域の外で発生したものであるため、「中華人民共和国専利法」第 22 条 2 項の「国内で公然と使用されたことがなく、若しくはその他の方法で公衆に知られておらず」との規定により、富士化水による上述の行為は、本件専利の新規性を損なうものではない。従って、富士化水による上述の主張は、事実根拠及び法律根拠に欠けているため、本裁判所は、これを支持しない。

1997 年に華陽会社が富士化水との間で締結した「排気脱硫システム契約」第 20 条「知的財産権」の中の「売り手が提供した装備に使用される商標、専利又は版權及び/又は関連するデザイン（使用する図面、設備、コンピュータソフト、データ/ロゴ等を含む）が、買い手の国又はその他如何なる国において権利侵害を発生させ、買い手が損失を被ったり又は罰金を科された場合、売り手は賠償しなければならず、買い手が如何なる賠償又は責任を免れることを保証しなければならない」との約定により、これにより発生する全ての責任を負わなければならないとされているため、本件の権利侵害にかかる民事責任は、富士化水が負担すべきである。

晶源会社は本件の審理過程において、自らが請求する賠償金額を変更した。これに対し、富士化水及び華陽会社のいずれもが、「中華人民共和国民事訴訟法」の関連規定に

違反しているとして異議を提起した。晶源公司是本件事実の変化に従って法廷における審理の中で自らの請求する賠償金額を変更したのであり、なお且つ、本裁判所は既にこの件で富士化水及び華陽公司に然るべき答弁期間を与えているため、富士化水及び華陽公司による上述の主張は、法律根拠に欠けているため、本裁判所は、これを支持しない。

「中華人民共和國專利法」第 60 条には「專利權侵害の賠償金額は、權利者が權利侵害により受けた損害又は權利侵害者が權利侵害により取得した利益に従いこれを確定する」と規定されている。晶源公司が提起している 7,600 万人民幣の賠償金額は、事実根拠及び計算根拠が十分でないため、本裁判所はこれを採用しない。本件では、專利權者の晶源公司が權利侵害のために被った損失を明らかにすることは不可能であるため、被告富士化水が獲得した利益に照らして賠償金額を確定する。本件における現有の証拠によれば、富士化水が華陽公司に提供した後石電廠海水排氣脫硫システムの価格は 1 セット 2,530.62 万人民幣元であり、本件に係争する 1、2 号ユニットの海水排氣脫硫システム 2 セット合計で 5,061.24 万人民幣元であり、このうち、富士化水は少量のパーツを提供したほか、主として技術讓渡であり、賠償金額を計算する際には本来、少量のパーツの価値を控除し、控除後の剰余部分を富士化水の得た利益とすべきであるが、富士化水は自らが華陽公司に提供した関連パーツの価格リストを提供することを拒んだことから、本裁判所は、契約価格の全てを富士化水が權利侵害により獲得した利益であると見なす。

華陽公司是、自らが晶源公司との間で締結した「漳州後石電廠排氣脫硫工事的フィービリティストアディ委託契約書」中の約定により、自らが晶源公司の作成した「福建漳州後石電廠排氣脫硫工事的フィービリティストアディ」において推奨されている純海水法排氣脫硫技術を使用することができると認識している。これについて本裁判所は、「福建漳州後石電廠排氣脫硫工事的フィービリティストアディ」において、晶源公司是後石電廠脫硫技術にて純海水法を使用可能であると述べているに過ぎず、当該方法による工事方案の実行可能性及び当該方法を使用した環境への効果ならびに社会的効果などに言及しているだけであると認識している。「福建漳州後石電廠排氣脫硫工事的フィービリティストアディ」では、本件專利的完全技術方案に触れておらず、華陽公司に対して本件專利を無償で使用させるとも書かれていないため、華陽公司による上述の主張は、事実根拠及び法的根拠が十分でないため、本裁判所は、これを支持しない。

華陽公司是自らが後石電廠にて純海水法排氣脫硫技術を使用した時期は 1999 年であり、なお且つ晶源公司の推薦により、富士化水から購入したものであるため、使用した海水排氣脫硫技術が晶源公司の專利と一致するとしても、当時施行されていた「專利法」第 62 条の規定により、專利權の侵害にはあたらないため、如何なる法的責任も負うべきではないと認識している。「中華人民共和國專利法」が 2000 年に改正される前の規定によれば、專利權者の許可を受けずに製造・販売された專利製品であることを知らずにこれを使用又は販売した場合、專利權の侵害とは見なさないが、これにより関係する

当事者が永久的に無償にて他人の専利を使用できると推論することはできない。自らが使用する技術方法及び装置が他人の専利に関わることを知った場合、当事者は使用を停止する義務を負わねばならない。しかも、晶源公司是 1999 年 7 月に既に華陽公司に対し、専利権侵害の嫌疑があることを通告している。従って、華陽公司による上述の主張は、法的根拠が十分でないため、本裁判所はこれを支持しない。火力発電所に排気脱硫設備を配備することは、環境保護を進める基本的な国策及び国の産業政策に合致しており、環境に配慮した円満な社会づくりに役立ち、好ましい社会的利益を有するうえ、発電所の電力供給は地方経済及び国民生活に直接影響を及ぼす。本件において、仮に、華陽公司が排気脱硫設備の使用を停止した場合、現地の経済及び国民生活にマイナス効果が発生する。専利権利者の利益と社会公衆の利益とのバランスを図るため、華陽公司に対して権利侵害行為の停止を求める晶源公司の訴訟請求について、本裁判所はこれを支持しない。但し、華陽公司も 1 号及び 2 号ユニットを商業目的で運用開始後から本件発明専利の権利期間の終了までの間について、本件専利の純海水排気脱硫方法及び装置の使用に相応した使用料を晶源公司に支払うべきである。本裁判所は、本件専利の類別などの状況に基づき、使用料を 1 台につき 1 年あたり 24 万人民元とする。

本件における富士化水及び華陽公司の行為は、晶源公司の財産権益への損害のみにとどまり、晶源公司の企業としての名誉を傷つけるものではない。従って、名誉損害を消去することに関する晶源公司の訴訟請求は、事実根拠が十分でないため、本裁判所はこれを支持しない。晶源公司是、本件の訴訟代理費用、調査費用及び出張旅費などについて相応の証拠を提供していないため、被告に対して賠償を求めている訴訟代理費用、調査費用及び出張旅費などの損失に関する訴訟要求については、本裁判所はこれを支持しない。

以上、「中華人民共和國民法通則」第 118 条、「中華人民共和國専利法」第 11 条 1 項及び第 60 条により、以下のとおり判決を下す。

一、被告日本富士化水株式会社は、本判決の発効日より直ちに原告武漢晶源環境工程有限公司 ZL95119389.9「曝気法海水排煙方法及び曝気装置」の専利権を侵害する行為を停止する。

二、被告日本富士化水株式会社は、本判決の発効日から 15 日以内に、原告武漢晶源環境工程有限公司の経済損失 5,061.24 万人民元を賠償する。

三、被告華陽電業有限公司は、本判決の発効日から 15 日以内に、実際に使用した年数に照らして、原告武漢晶源環境工程有限公司に対して ZL95119389.9「曝気法海水排煙方法及び曝気装置」専利使用料（ユニット 1 台につき 1 年あたり 24 万元）を当該専利の権利期間満了まで払う。1 号ユニットは 2000 年 2 月から支払い、2 号ユニットは 2000 年 9 月から支払う。

四、原告武漢晶源環境工程有限公司のその他の訴訟請求を却下する。

本判決に指定する期間に照らして支払い義務を履行しなかった場合、「中華人民共和國民事訴訟法」第 232 条の規定により、履行遅延期間の債務利息を倍払いするものとする。

本件受理费 390,010 人民元は、日本富士化水工業株式会社が 195,005 人民元を負担し、華陽電業有限公司が 195,005 人民元を負担する。本件の鑑定費用 70,000 人民元は、日本富士化水工業株式会社が 35,000 人民元を負担し、華陽電業有限公司が 35,000 人民元を負担する。翻訳費用 300 人民元は、日本富士化水工業株式会社及び華陽電業有限公司がそれぞれ 150 人民元ずつ負担する。

本判決を不服とする場合、武漢晶源環境工程有限公司及び華陽電業有限公司は本判決書の送達の日から 15 日以内に、日本富士化水工業株式会社は本判決書の送達の日から 30 日以内に、本裁判所に控訴状を提出し、相手側当事者の人数分の副本を提出し、中華人民共和國最高人民法院に上告すること。

裁判長 楊健民

裁判官 陳一竜

代理裁判官 黄从珍

2008 年 5 月 12 日

書記官 蔡偉

[特許庁委託]  
中国ライセンスマニュアル

[著者]  
北京市天達律師事務所  
執筆：弁護士 張 青華  
執筆協力：弁護士 管 氷、弁護士 時 蕭楠、弁護士 沈 云峰、弁理士 張 嵩

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階  
TEL:03-3582-5198  
FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

**リサイクル適性** 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。